

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和6年3月5日(火) 開会： 10時00分 閉会： 17時22分
水道局、病院局、建設部
- 令和6年3月6日(水) 開会： 10時00分 閉会： 17時09分
建設部、福祉保健部
- 令和6年3月7日(木) 開会： 10時00分 閉会： 17時32分
経済部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員
- 市川市長
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、田村光総合病院事務部
長兼地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健
施設事務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、藤岡病院
局経営企画課長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合
病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当
課長、原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健
康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策
室長、岡村福祉総務課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長
兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括センター所長、中
本介護老人保健施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ど
も相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課
幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コ
ロナウイルスワクチン接種対策室参与

【経済部】 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、影土井地産地消担当課長、萬治商工振興課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課技術担当課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、坪根公共交通政策課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第26号 光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第27号 光市水道給水条例及び光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第5号 令和6年度光市水道事業会計予算

説 明：中西業務課長、藤井工務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

おはようございます。何点か質問させていただきます。

まず、1点目としましては、令和6年度光市水道事業会計予算参考資料の6ページ、財政計画の概要のところ、これについて少しお聞きをしたいというふうに思います。

先ほどの御説明の中で、一通り今回の財政計画に対する概要というところは御説明を受けましたが、その上で、やはり令和5年度の税抜きの純利益という部分が1億9,976万8,000円ということで、以降5年間、利益が減少し続ける見通しとなっています。

加えて、人口減少による料金収入の減、老朽化施設の更新費用の増などに伴って、今後大変厳しい運営状況になることが推察をされます。

こうした状況を踏まえて、収益的収支や資本的収支の改善に向けた取組、この部分に

ついてお示しをください。

○中西業務課長

収益的収支と資本的収支の改善の取組といった内容で御回答いたします。

予算参考資料の6ページの内容でございますが、まず、収益的収支から申し上げますと、先ほどの説明にも触れましたが、人口減少によります水需要の減少といったものは回避することができませんので、水道料金収入以外の収入の獲得がない限りは、収入の増加は見込めないのかなと考えております。

一方、支出につきましては、経常経費の積み上げでございますが、当然、確実な必要経費というものは多く占めておりますが、効果的、効率的な運営によりまして、費用の圧縮は可能であると考えております。

水道の予算は一般会計と異なりまして、大体このくらいかかるであろうといったものも含まれておりまして、予算の執行の柔軟性がございます。そのため、予算で計上されているものでありまして、予算執行時にはそれが直ちに必要なものか、本当に必要なのかといった点を精査することで、可能な限り経費節減が達成できるのではないかと考えております。

一方、資本的収支につきましては、事業を縮小させる、要するに工事量を減らすことで財政状況というのが改善はできると思っておりますが、これをしてしまうと施設の健全性の維持であったり、あとは水道業者の確保など、こういったものを考慮すると回避すべきではないかなと考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況について詳しく説明をいただきました。

やはり、この水道事業という部分は、先ほどの御回答でもありましたが、やはりなくてはならないという部分があると思っております。ですので、いわゆる支出の部分を圧縮的に、そして効果的にやっていくという部分は、すごく理解できる部分だと思っておりますので、非常に、資本的の、いわゆる収益的収支という部分がなかなか改善するのが難しい中で、やはり出ていく部分を少し改善していくということを踏まえて、ぜひ全体的に捉まえてやっていただきたいというふうに思っております。

もう一点、こちらは令和6年度の光市の水道事業の会計予算書の18ページについて少し質問させていただきます。

ここで、職員の研修費という部分で140万円ほど計上されておりますが、この研修の内容と対象の人数、これについてまずお示しをください。

○中西業務課長

研修の人数と内容ということの御質問でお答えいたします。

令和5年度の現時点での実績で申し上げますと、水道局職員が参加した今年度の各種研修会につきましては、42テーマございまして、参加者数は延べ64名でございます。

研修内容につきましては、毎年度、日本水道協会が主催しております技術系、事務系の研修メニューがありますが、それぞれ基礎的な知識を習得できる場でありますので、若手職員または新たに配属された職員につきましては積極的にこういった研修には参加させているところでございます。

また、そのほか水道関係機関が主催しております新たな技術や知見に触れる場であったり、あとは制度改正に伴いまして必要な知識を備える必要があるものにつきましても、積極的に参加をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。

その上で、やはり職員の一人一人が描く将来像というものは様々であって、職員のキャリア形成を支援する上では、職員のキャリアに対するニーズを的確に捉えていくことも私は必要だというふうに思っております。

今回、水道局が準備されている研修という部分を先ほど説明を受けましたが、これがいわゆる職員のキャリアニーズを勘案したカリキュラムとなっているのか、この部分についてお示しをください。

○中西業務課長

研修のカリキュラムといった形で答えさせていただきます。

水道事業の業務と申しますのは、技術面でございますと、水圧を有する管路の設計であったり、特殊な処理をする土木設備の維持管理であったり、あとは事務面でありますと企業会計を採用していることなど、専門性を要する業務でございます。

前回の委員会でも触れましたように、職員の配置につきましては、最初はある程度いろいろなところを回って、最後は適材適所に配置するといったことを申し上げたところでございますが、水道事業全体の基礎知識の習得といったものにつきましては、こういった研修という場でさらにカバーでき、職員個人のキャリア形成の一助になるのかなと考えております。

そのようなことを考慮しますと、若手職員、新規配属職員につきましては、いきなり専門的な研修に参加させるのではなくて、まずは基礎的な講座に参加させ、職員の要望を聞きながら段階的にスキルアップできるようなカリキュラムとしているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

水道局が今考えている職員に対するキャリア形成支援という部分がよく理解ができました。

私も一緒に、やはり水道局として職員に対して必要なスキルを習得していただく、これもすごく大事な部分だと思います。

その上で、私ももう一つ、1点大事な部分があると思うのが、やはり個人がどういうキャリアを今後形成していくかという上で、必要な、いわゆる自発的な、いわゆる自己研さんになる部分についての研修という部分も私は必要だと思いますので、今の考え方をしっかりと踏襲しつつ、しっかりと職員の意見を聞いた上で、研修のほうを取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○田中委員

予算書のほうから行けたらと思うんですけど、予算なので、ちょっと端的なものもありますが、よろしくをお願いします。

まず、予算書の11ページ、13ページの辺りに動力費ということで上がっております。前年度よりも額が下がったということで御説明いただいたんですが、その契約についてもう少し詳細説明を頂けたらと思います。

○中西業務課長

動力費の契約内容ということで、まず背景等を踏まえましてお答えします。

先ほどの説明の中では、動力費が昨年度予算の見積りに対して大幅に減少したということに触れさせていただきましたが、これにつきましては、背景としては2つありまして、まずは、昨年度の予算見積時期が、燃料調整費というものがどんどん上がって行って先行きが見えない中で、今後も上がっていくであろうといった見積りを行ったところでもあります。

これに加えまして、昨年度9月に契約の相手先を失いまして、最終保障供給での契約となりまして、この時期はまだその最終保障供給の契約でございましたので、その金額での見積りであったということでございます。

その後、今、中国電力と契約をしているところでありますが、昨年度の12月に中国電力からプレスリリースがありまして、1月に新規の申込者を募集しますと、ただ枠が、限度がありますといったもののアナウンスがありました。私ども、それに、枠に限度があるということで早急に申し込んだところでありまして、現在もその契約内容を継続しております。

契約内容としましては、1年契約でございますが、申出がなければ1年自動更新されるといったものでございます。

このような選択をした理由としましては、先ほども、何度も申し上げるようになるんですが、昨年度のような事態になりまして、経営の安定性を損ねたといったものがございます。この反省を踏まえまして、このような事態とならないよう、経営基盤が強固な大手電力会社との契約は当面の間は続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今、中国電力のほうと1年契約で契約をされたということなんですが、最終保障価格

での契約というものがあつたからというので、理解するところではあるんですが、一般会計のほうでは一応入札をやって、今回は何社か手を挙げて、中電以外のところが落札するというような状況が起きておりました。

1年契約をされたというところで、金額的な妥当性というのは、大体どのあたりの金額に収まっているのかをお示しいただけたらと思います。

○中西業務課長

昨年、大手電力会社は、よく報道もされていたと思いますが、4月に料金改定を行いまして、なかなか妥当性というところを凶る物差しというのがないところではあるんですが、やはり経営基盤が安定しているといったところにつきましては、我々の経営上、事業計画等も、将来見込みというものもつくらなければなりませんので、この安定しているといったところが第一の強みなのかなと思っています。

すいません、ちょっと金額の妥当性というのは申し上げられませんが、以上でございます。

○田中委員

分かりました。5年度よりは安く、4年度よりは少し高いんですけど、5年度より下がっているというところでの契約先を失う、その不安定さよりは安定性を優先したということで、理解をさせていただきます。

続いて、13ページの修繕費についてお聞きできたらと思います。

配水施設の修繕費で1,950万7,000円上がっているんですが、その内容についてお聞かせをいただけたらと思います。

○藤井工務課長

配水及び給水費の修繕費の内容でございますが、基本的には、配水管、管路の修繕、施設の修繕費に当たるものがここで計上されております。

また、詳細につきましては、公用車の車検、それから消火栓ボックスの取替えや空気弁ボックス等のかさ上げ、そういった内容がこの修繕費で計上されております。

以上です。

○田中委員

金額的に5年度比較にはなるんで、5年度が960万円で、今回1,900万円で上がっているという部分で、何か特別な工事があるのではないかと思うんですが、その点について説明を頂けたらと思います。

○藤井工務課長

前年度比較で増加している理由といたしましては、島田川下流の旧鉄道橋に整備してある鋼管400mmの空気弁及びジョイント部の漏水を確認しておりますので、その修繕のために約700万円予算を計上しております。

それから、山田増圧施設ポンプのオーバーホール並びにインバーター交換に約280万円計上しております。

これが、この2項目が比較した場合の増加分の理由、内容となります。
以上です。

○田中委員

理解しました。ありがとうございます。

それと、あと17ページに、報償費のところに、予算としては30万円なんですが、モニター制度ということで新しい項目が出ておりますので、これについて説明を頂けたらと思います。

○中西業務課長

モニター制度について御回答いたします。

モニター制度につきましては、委員仰せのとおり、令和6年度の水道局の新しい取組でございまして、その目的としましては、水道利用者に対する水道事業の理解促進、情報発信といったものでございます。

要するに、意見・要望の場といったものではなくて、浄水場見学や各種講座を通じて水道を正しく理解していただくといったものを目的としております。

予算の30万円につきましては、参加者に対します交通費とか時間拘束に対する謝金に当たるものでございまして、それが現金なのか、あとは物なのかといったところはまだ未定でございます。

以上でございます。

○田中委員

情報発信、理解を深めるためということで、参加すれば報酬費を頂けるんだということなんですけど。やっぱり水道自体が身近なものなので、こういったことで理解が深まることは重要なことだと思いますので、新事業ということなので、また情報発信の部分を見ながら取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次の18ページの修繕費の550万1,000円の庁舎補修料ほかということで上がっているんですが、これも5年度比較から400万円近く上がっておりますので、どういったことをやるのか、内容説明いただけたらと思います。

○中西業務課長

こちらは、総係費の修繕費でございまして、主に庁舎の修繕費に当たるものでございまして、1年間で発生し得るドアとか、あとは窓とか、あとは空調設備、照明器具、こういったものの修繕費として、毎年100万円ほど見積もっております。

ただし、当初から大がかりなものとして予定されているものにつきましては、別途見積りをしているところでございます。

来年度、令和6年度につきましては防水工事を予定しておりまして、これを別途350

万円程度見積りに加えているといった内容でございます。
以上でございます。

○田中委員

大がかりなもので予定しているものをするということで、今、防水工事ということでお話があったんですが、以前、何か防水工事、ほかの部分でもやったかと思うんですけど、予定しているというか、計画的にこれはやられているものなのかというところと、あと防水工事がまだほかにも必要なところがあるのかどうかを教えていただけたらと思います。

○中西業務課長

庁舎で、今、屋上として防水工事をすべき場所が4か所ありまして、もう既に終了が2か所あります。来年度は、残りの2か所をするといった内容でございます。
以上でございます。

○田中委員

理解しました。

次の25ページの浄水施設整備事業費というところで、工事請負費が3,196万6,000円上がっておりますが、これについても説明を頂けたらと思います。

○山根浄水課長

浄水施設の整備事業費について御説明いたします。

金額については、先ほどもお示ししたとおりなんですが、内容につきましては、先ほどの説明がありました、上ヶ原の次亜注入ポンプ、それと林浄水場の次亜ポンプ、それと二取水のインバーター工事、ろ過砂の入替えという形になっております。

昨年と比べて減ったところにつきましては、浄水施設のLED工事の照明が、昨年度、5年度に行いましたので、そのところが減ったところになります。

以上です。

○田中委員

分かりました。減額理由も分かりました。ありがとうございます。

これ、ちょっと今年度のところには費目、項目はないんですが、5年度に委託料で沈殿池の補修検討業務というのがあったんですが、その部分で、検討した部分で工事に入るというようなものは含まれているんですか。

○藤井工務課長

沈殿池の補修検討業務ですが、この施設は昭和48年に設置されて、維持管理、これまで行って来たんですけど、近年、攪拌装置の故障や漏水に伴う駆体の破損などがありまして、その原因追及で地盤沈下等による変異を確認するための測量を行ったものでござ

います。

結果といたしましては、駆体の変異そのものは、継続的に進行しているというような状況ではございませんでしたので、引き続き測量調査を行い、状態監視をするということにいたしました。

よって、令和6年度は、これについての工事等が発生する予定はございません。
以上です。

○田中委員

分かりました。調査をして、特にすぐに解消する必要はないということであったということで理解しました。

そして、最後に、26ページに、委託料で1,091万2,000円の中に太陽光の発電設備の導入調査設計業務委託ということで出ております。

これについては、一般質問のほうでも詳細について説明があったんですが、その説明を聞いていると、もうやることありきで進んでいるような感じが受けて、ただここには調査設計業務ということでございますので、脱炭素とかいうこともございましたが、見込んでいる場所とか広さ、あと費用対効果の見込みを立ててから調査設計にもう入られているのかなという印象を受けましたので、そのあたりで詳細説明を頂けたらと思います。

○中西業務課長

太陽光発電設備の導入について、概要をお答えいたします。

太陽光発電設備の導入につきましては、目的につきましては、先ほど触れましたように経営の安定化、脱炭素化といった2つの目的ございまして、対象施設は本庁舎と林浄水場というところは決めております。

ただ、言われました設置場所、あとは面積、また導入コスト、維持管理コスト、こういった費用対効果につきましては、来年度行います調査業務で検証したいなと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今のお話を聞くと、調査業務の中で結果的に採算が合わないという結果が出たら中止もあり得るという理解でいいんですか。

○中西業務課長

水道事業で太陽光発電設備を導入するというのは、可能な限り自給をしたいという思いもありますが、当然費用対効果といったものは無視できないと考えております。

そのため、採算がオーバーするような導入は行うことは考えておりません。

以上でございます。

○田中委員

今回補助金も取ってやるというところがあると思いますし、この調査設計の結果でちょっとまたどうなるかというところも少し感じましたので、この調査が終われば、これは議会のほうにも報告を頂けるという理解でいいんですか。

○中西業務課長

来年度行う調査結果の内容としまして、来年度、令和7年度にその設置工事に関する予算の計上となりますので、そのときに明らかにされると考えております。

以上でございます。

○田中委員

調査設計を行って、工事やるのであれば予算が上がってくるので、そのときに審議を行うということに理解していいということですね。というか、調査が終わった時点での成果物としては出てこないという理解でいいということですか。

○中西業務課長

来年度、早急に委託業務を発注しますが、その結果を受けて予算を、見積額を計上することとなりますので、議会で報告する時期としましては、来年度のこの時期なのかなと考えております。

以上でございます。

○田中委員

流れとしては理解しました。

以上です。

○森戸委員

予算参考資料の6ページで、先ほど同僚議員が財政計画の中で収益の改善とコストの削減について質問してお答えがあったと思うんですが、その中で収益の改善とコストの削減の観点で何点かお尋ねしようと思います。

まず、今回、太陽光発電の調査設計業務を入れておられる部分なんですが、これに関しては、今、調査設計してみないと分からないということだったんですが。

これ自体がこの財政計画に影響を及ぼすかどうか、その辺のところの見込みと申しますか、その辺はいかがですか。要は、動力費が1億円かかっていますから、例えば自給をするということであれば、動力費の部分が下がってくるんでしょうし、その辺のところはいかがですか。

○中西業務課長

太陽光発電設備を導入したときのこの財政計画の見え方といった形で説明させていただきます。

こちらの参考資料の6ページの表で見ますと、太陽光発電設備を導入した場合、こちらの上の表、維持管理費に動力費が含まれておりますが、当然その動力費が自給した部分だけ費用が圧縮されるとなります。

ただし、一方で、太陽光発電設備を導入しますと、減価償却費が上がっているということで、損益としましては大きく変わることはないと思います。

ただ、先ほどちょっと触れましたが、動力費が、令和4年度決算が前年度に比べて6,000万円くらい大きく増え、経営の安定化が損なわれましたが、そこが緩和される、フラットになるといったことが考えられます。

以上でございます。

○森戸委員

基本的に、10年とか20年のスパンで見て、元が取れていく、金銭的な話ですよ、というふうに思われてはおりますか。

○中西業務課長

当然、導入コストと費用対効果ですか、そういったものを考えないといけないと思うんですが。

先ほど触れました減価償却費、あとは動力費の圧縮部分、あとは太陽光でありますと処分費、途中の維持管理費、そういったもの全て含めて収支のバランスといったものも調査の対象にしたいと思っておりますので、その辺も当然考えていきたいなと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。調査をしてからということなので、これ以上は回答がないと思っておりますので。

今回、この太陽光を入れるに際しては、何かあったときのための自給というの大きな要素といいますか、大切なことだと思いますので、その辺の部分もしっかりやっていたらと思います。

それと、脱炭素の部分でどれだけ貢献するのか、CO₂の削減に貢献するののかも含めて、その調査業務の中で数値なりを含めて出していくんですか。

○中西業務課長

脱炭素の観点ということでございますが、先ほど触れた2つの目的のうち、経営の安定化と脱炭素ということございましたので、当然、脱炭素、二酸化炭素がどれだけ削減できたのかといったものは、公表対象になるのかなと考えております。

参考までに、数値的なものでございますと、水道局の本庁舎でありますと、昨年度、令和4年度でありますと、年間約6万4,000kWhの電力使用量がございまして、これを二酸化炭素の重量に換算いたしますと、中国電力が排出係数1kWhあたり0.545kgといったものを公表しておりますので、これで計算しますと、庁舎を全部自給した場合は約35トン

ぐらいの二酸化炭素が削減できると、参考までに申し上げておきます。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。それ自体もPRといいますか、売りにしていただけたらと思います。

それと、この太陽光自体のメリットは、こちらで発電をするわけですから、要は支払っていたお金の部分がこの地域内で循環をするといえますか、それも大きなメリットだと思いますので、電力会社にお支払いする金が光市内で、外に出ていかないという意味合いにおいては落ちるといって、それも大きな効果だと思いますので、ぜひそういう視点もこの太陽光の導入に関してはあるんだということをお認めいただけたらと思います。

それと、財政計画を見ていくと、令和10年で今の利益がちょうど半分の地点になるということで、なかなか本当厳しいなというところにあるかと思います。

そういった中で、人件費の部分なんですけど、先ほど会計年度の職員の条例改正をしたんですけども、水道局では会計年度職員さんはいらっしゃるんですか。

○中西業務課長

現在のところおりません。

○森戸委員

それはなぜですか。

○中西業務課長

私ども光市水道局の考えとしましては、基本的にプロパー職員でやっていくということがありまして、欠員は新規採用職員で補充するといった考え方がございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。それも一つの考え方、コスト削減といえますか、できるだけ自前でやっという部分の考え方だと思いますので、それはそれでいいことだと思います。

先ほど、研修に関して、人事研修とかそういうふうなお話もございましたんですけど、40名ぐらいですか、職員さん。要は、40名の職員さんの入れ替わりというのは、新卒をしていって、採用していって、ということではないと思うんですけども、以前は人事交流的なものがあつたのではないかと思うんですけど、最近はそのようなものが見受けられないんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

要は、40人という集団がより効果を発揮して、新しい血を入れたりとか、そういうことも必要だと思いますので、その意味に関しては人事交流というのはメリットがあるのかどうか分かりませんが、一つはあるんじゃないかと思うので、そういう意味で聞いてみるんですけど、その辺はいかがですか。

○中西業務課長

人事交流といった観点でございますと、例えば市との人事交流、また、あるいは他の事業体との人事交流、二通りの考え方はあると思います。

まず、この2つに分けて考えてみますと、まず、市との人事交流につきましては、市とは公共の福祉の増進といった目的は同様でございますが、私どもが行っておりますのは水道の行政ではなく、水道利用者に対する給水サービスの提供といった事業運営を行っておりますので、市との人事交流はなじまないと考えております。

ただし、他の水道事業体との人事交流につきましては、新しい手法、考え方は学べるのが期待できるのかなと考えております。

ただし、他の事業体との人事交流につきましては、交流する先の規模であったり、あとは制度的に可能なのかといったところ、あとは様々な整理すべき課題があると考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。組織のパワーの最大化という意味で質問したんだということで、御理解を頂けたらと思います。

それと、収益の改善という意味でお尋ねをしたいと思うんですが。

現在、この周南3市で水道料金を比較をしたときに、まず、どのぐらいの差があるのか、その辺のところから少しお尋ねできればと思います。

○中西業務課長

周南3市、下松市、周南市、光市といった3市ということでございますが、水道料金でありますと、比較の基準は、よく比較されるのが、1か月当たり13mmの口径の利用者が20トン使った場合といったものでよく示されます。

順番としましては、安い順番に、下松、光、周南といった順番でございますが、下松市が1,534円、光市が2,260円、周南市が2,893円となっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

お隣の下松市さんは水道料金が安いということで、ここをPRをされるといいますか、住みよさランキングの部分でも全国でトップ10に入っているんですというような声を言われますので、そういう部分が、移住とか定住につながっているということを、皆さんそういうことで選んでいるんだろうなと思いますので。

今後、私は、これだけ金額が違うわけなんですけれども、安ければいいのかというわけでもないと思いますので、私は、周南3市で比較をして、うまさとか、豊富な水量といますか、水の資源といますか、工業用水でも水としても売っていますし、周南市

にも水を供給するというぐらいの豊富さがあるんだというところが、光市の水道事業の強みだと思いますので。私としては、その辺のPRの部分と、実際に本当にそうなのかという部分の証拠といいますか、その辺のところの把握が必要だと思いますので。

まずは、うまさ、おいしさの部分に関しては、どのように認識をしておられますか。そういう、何らかの客観的な比較ができるものがございませうか。

○中西業務課長

水道水のうまさ、おいしさといった観点でお答えいたします。

周南3市で比較いたしますと、光市が一番おいしいといった自負は、私どもも当然持っております。

私どもがよくPRするのが、原水が伏流水であるといったこととございませうが、周南市と下松市がダム水であります、それと比べて何が違うのかといった点につきましては、様々な検証の仕方はあると思うんですけど、参考になるのが、旧厚労省がおいしい水研究会というものを過去に設置しまして、その中で、おいしい水の要件7項目といったものを基準値、目標値として定めております。

これで比較しますと、当然蛇口から出る水が水道水として飲まれるものということとは3市共通してはありますが、光市の場合であります、原水の時点でこの目標値がおおむね達成できているといったものがございませう。このことはどういうことかといいますと、浄水場での処理が最低限で済むといったことや、あとは薬品の注入量が少なく済むといったことで、おいしい地下の伏流水といったものが、原料のまま、素材を生かして、そのままお客様に提供できているといった強みがございませう。

その他、もう一点ほど、客観的な評価でございませうが、昨年度、第3次光市環境基本計画といったものが策定されたと思うんですけど、こちらの事前アンケートの中で、市民アンケートを実施しているんですけど、その中の環境の現状に対する満足度と重要度といった項目がございませう。選択肢が20項目ございませうして、その中の1項目に水道のおいしさといった項目がありまして、これが両方とも1位であったといった強みもあります。

これは、第2次基本計画のときも同様の結果でございませうして、このことにつきましては、光市民の方がおいしいと評価していただいている裏づけではないかなと考えております。

以上でございませう。

○森戸委員

おいしさの部分は分かったんですけど、あと豊富さの部分に関してはどのように捉えていらっしゃるんですか。

○中西業務課長

豊富さというのは、光市の伏流水が枯れることがないというのはまず前提にございませうして、その裏づけとしましては、今年度の8月以降の山口県を中心とした大渇水がありました、ほかの都市は、特にダムを原水としている事業体につきましては、取水制

限等、特に周南市さんは案外長く取水制限されていたんですが、光市についてはこういうことが全くないといったことがありまして、水を安定的に供給できるといった強みがございます。

以上でございます。

○森戸委員

今のうまさとか、湧水がないといいますか、そういうことは、企業誘致とか、定住移住の部分に関して、非常に大きな、私は武器になると思いますので、その辺を売り込んでいく必要があるのかな。それが、結果、収益の改善につながっていくと思いますので、その辺の部分、例えば市のシティーセールスのプロモーションですか、そういう部門と連携をして売り出していくということも一つの方策ではないかと思うんですが、恐らくそういう連携はあまりないと思われますので、私はぜひやって、移住定住につなげてほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○中西業務課長

先ほどから申し上げた水道のおいしさ、豊富な水といったところは、私どもとしましてもどんどんPRしていかなければいけません、今、委員さん言われましたシティープロモーションとの連携といった部分につきましては、相手があることでございますので、要望があれば、積極的に進めていければなと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私は、水というのは日々生活する部分と、企業にとっても大きな要素だと思いますので、とても売りになると思います。下松は安さを売りにしていますが、我々のところはおいしさとか、豊富さの部分が強さだと、強みだと思いますので、ぜひシティーセールスの一つの武器として売り込みをしていただけたらと思いますので、連携のほどよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、これ、予算書の13ページですが、先ほど修繕費で配水施設等の話があったんですが、消火栓の修繕料105万円というのがあるんですが、消火栓が、今相当数市内にあると思うんですけど、一部看板がついていますよね、消火栓に。その看板がつくことで維持管理をしてもらっているというふうにも聞いたんですが、その費用配分といいますか、どの程度維持管理にかかって、そういったよそからの資金がどういう形で入っているのかというのをちょっとお話をください。

○藤井工務課長

消火栓の年間の維持管理費につきましては、消防と話をしまして、消火栓の不具合、ボックスの不具合等を直すのに今年度でありましたら105万円ほどつけております。

先ほどの看板につきましては、専門業者が携わらなければならないということがございますので、我々では看板について一切触ることがございません。あくまで消火栓本体、ボックスについての維持管理を行っているという現状でございます。

以上です。

○河村委員

要するに、消防のほうと話をしてというんじゃなくて、誰がその消火栓の管理をしよるか。その管理をする人がこれだけ必要なんだという予算を立てるんだと思うんです。その観点からちょっとお話を頂けますか。

○藤井工務課長

消火栓の維持管理、修理等という維持管理につきましては水道局のほうで行いますが、消火栓が正常に作動するかどうかというのは、消防のほうで全ての消火栓を年に1回点検していると聞いております。

それを踏まえて、例年並という形になるんですが、来年度はちょっと多いかもしれないから多くつけようとかという話ではなく、例年これぐらいの予算で維持管理が行われているというところで、同じ予算をつけようと消防のほうから提案があり、それをうちが同額計上しているというところでございます。

以上です。

○河村委員

じゃあ、このお金はどこへ行くんですか。修理業者に行くの。

○藤井工務課長

これは、純粹にかかった工事費ということになりますので、修理業者のほうに工事費として支払われます。

○河村委員

修理業者にこの金額が行くということは、例えばさっき言った看板をにかけている人は、その宣伝料を、それは消防署に払うて、消防署がこの業者に支払うということなんですか。

○藤井工務課長

看板のほうの広告料とかその辺はちょっとうちのほうで詳細をつかんでおりません。消防の話になろうかと思えます。

以上です。

○河村委員

分かりました。

消火栓があって、誰が維持管理をしていて、要は、誰が総合トータルで保守点検を含めてやっているかという問題なんで、消火栓を実際に修理したりするのはここがやるんかと思ったら、業者発注ということであれば、あくまでも消防署が管理をしているということであっていいんですか。

○藤井工務課長

そうです。点検は、消防で行い、修繕維持管理は水道局で行う、そういった分担という形になろうかと思えます。

○河村委員

分かりましたけど、今の話でいくと、消防署が点検をして維持管理の費用は出すということじゃから、そうすると消防署が維持管理をしよると。点検費用については、水道局のほうから105万円出しているという解釈になろうかと思えます。いいですか。

○中西業務課長

消火栓の設置義務は、水道法上、水道事業者にあります。維持管理も水道事業者がやるということですが、ただ経費負担の考え方でありまして、公共の消防といったものにつきましては、基準としましては、水道料金で頂くことはできないということで一般会計で繰り入れているといった仕組みでございます。

○河村委員

分かりました。

もう一点、参考資料の6ページ、さっきからいろいろそのお話が出たことで、ちょっと私も違う観点からお話をさせていただいたらと思うんですが。

昔は、光市も立米75円で下松と同じじゃったんですが、値上げをしてからずっとその利益が上がっているんです。別に、水道局は利益を上げるために事業をやっているわけではないんで、要は住民福祉の向上にどういうふうに寄与するんかということがまず第一の目的なんで。私は、今回、太陽光発電補助が取れたということでもう大賛成なんです。こうやって毎年利益を出して、いや先細りですと言いながら利益を出しよるという話は、極力住民にその利益を還元していただきたいと。

先ほどモニターのところでも、水道そのものを理解していただくのと、その点についても大賛成なんで、本来は料金設定のところである程度維持管理がしっかりできる程度のもので本当はええはずなんです。それが、下松との今都市間競争に結構今差がついていますので。私は、いずれ下松もすぐ上がってくるとは思っていますけど、当面そういうことの今宣伝にも使われているということがあって、その分、先ほど委員が言われたおいしいとか豊富とか、そういったアピールをやっぱりしていかないと、全体的に目鼻

の毎月500円違います、1,000円違いますというその売り込みに今負けている状況では具合が悪いというふうに思っていますので。利益がこれだけ出ているのであれば、その還元策というのをもっとしっかり考えていただくことがいいんだろうと思います。

さっき、人事交流の話もあったんですが、極力新しい視点を入れるということは大事なことです。だから、さいさいやる必要はないんですが、10年に1回とか、そういったものは、当然よその見聞を広めることについてもいいことだと思っておりますので、そういったことも考えながら、ぜひ、もうこの料金を今は下げようかというわけにいかないんで、そうすると、それに上回るような効果をぜひ出していただくように、いろんな考えを入れていただきたらと思います。

以上です。

○大田委員

先ほどから太陽光発電のことをいろいろお聞きしてからおるんですが、それに対する、賛成なんですが。

水道事業者としては、水の水力発電というのを一応考えられるべきじゃないかと思うんですが、そこのところはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞きかせ願いたいんですが。

○藤井工務課長

当然、再生可能エネルギーの項目として、水力発電もしっかりと項目がございます。

水道施設に設置する水力発電は、基本的には高低差による位置エネルギー、もしくは圧力の余剰エネルギー、そういったものを活用するものです。

水道の施設であれば配水池の高低差を利用するというのが一番有効的な考え方とは思いますが、配水池以降になりますと場所によっては土地の購入や建物の構築など、そういった初期投資等も必要になってきます。

そういった配水池からの高低差を利用する、配水池から出てくる大きな管を更新するときに、効果が出るかどうか検討しながら、今後進めていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうに高低差が要るといったら、光市の場合は、当然あそこの配水池から送るのすごい高低差があるから、あそこに水力発電、管の中に水力発電を入れるちゅうのは当然考えるべきじゃろうと思うんですが、今後そのような方針をお持ちかどうかちゅうのを教えてください。

○藤井工務課長

配水池から下りてくる配水本管、これも現在更新期を迎えているところでございます。遠くない将来更新していくことになろうかと思いますが、それを更新する計画をつくる

際に、当然水力発電という検討もその中に入れて考えていきたいなどは考えております。
以上です。

○大田委員

よろしく申し上げます。

それと、参考資料の16ページですか。16ページに光市の島田地内で156.5mほど送るようになっているんですが、今先ほども通行止めというふうな説明を受けたんですが。

これは、当然今通行止めになるじゃろうと思うんですが、安全対策とか一定の通行量があると思うし、通学路でもあると思うんですが、そのこのところの住民への周知とか啓発行為とかいうのは非常に大事だと思うんですが、そのこのところはどういうふうにご考慮されるか、教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

16ページ、1番、送水管の第1工区につきましては、着手としましては8月頃着手いたしまして、12月頃の完成を予定しております。

この区間は1車線でございますので、1車線の部分につきましては通行止め施工を考慮しております。

施工時間は、朝の8時から夕方5時までと予定しており、それ以外の時間は通行可能と考慮しております。

また、この部分、水路の下越しがございますので、その部分につきましては二、三日通行止め、終日通行止めを予定しております。

このような工事内容を踏まえ、地域住民等の周知方法といたしましては、1点目に、住民周知といたしまして、工事説明資料を各戸配布いたします。それから、自治会の回覧を行います。予告看板を設置し、ホームページなどを通じて周知を図りたいと考えております。

2点目に、周辺のお店等に対しては、個別に協議を行い、周知できるように、店に入る動線を確認するなど、そういったものを一軒一軒協議をしましてまいりたいと考えております。

3点目に、学生の通学路につきましては、小学校、中学校と協議を行い、生徒の安全を確認できるように調整を図っていきたくと考えております。

基本的には、工事施工中は交通誘導員を設置しまして、通行止めの案内や通行人の安全確保をする予定でございます。

以上です。

○大田委員

住居もこの施工範囲内にありますから、ぜひとも住民トラブルのないようにしっかりした対応を取って工事してほしいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、その下の第2工区と18ページの工事において、見る限りでは同じ工区にみたく見えるんですが、これがわざわざ2つの工事に当てはめてあるというのは、ちょ

つと御説明願いたいんですが。

○藤井工務課長

まず、2番、第2工区につきましては、これは、市道と県道合わせて105mの600mmの送水管を布設する工事です。

参考資料の18ページの5番、これにつきましては、2工区と同じ場所ではございますが、2工区で送水管600mmを布設するのに、現在入っている水道管、配水管150mmが支障になります。送水管600mmを予定位置に布設するために、配水管150mmを少し場所をずらして布設するという工事で、先行してこの移設工事を行った後に、空いた施工スペースに送水管600mmを入れるということで、別の工事で発注をし、円滑に工事が進めるように計画を立てているところでございます。

以上です。

○大田委員

そうすると、18ページのほうが先に先行して、その工事が終わってから16ページの第2工区を工事するという、工事期間がちょっと長くなるということになるわけですね。

○藤井工務課長

そうです。先に5番の移設工事を行った後に、2工区の送水管整備事業を開始いたします。

この規模の工事になりますと、2工区であれば、準備期間、その辺がやはり下請の準備とか重機の段取り、約1か月から1か月半かかります。その間に、この5番目の移設工事ができるのではないかと考えております。そのような予定で発注をするつもりでございます。

以上です。

○大田委員

当然、この18ページのほうは夜間工事と思うんですが、これも夜間工事と考えてよろしいですか。

○藤井工務課長

5番の移設工事につきましては、これは150mmという中規模な口径でございますので、日中に施工いたします。

ただ、当然断水を伴う工事になりますので、切替え工事については夜間1日ほど予定しております。

以上でございます。

○大田委員

せっかく工事されるんですから、いろいろな住民の方やら工事期間、安全に施工して

もらいたいと思っておりますので、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第28号 光市病院等事業の設置等に関する条例及び光市病院等事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第29号 光市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第6号 令和6年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、光市の病院事業会計予算参考資料の1ページで、先ほどの説明の中でもありました、1日平均の外来患者数というところが、昨年比べて今年度は10名減で見積もられていますが、これは例えば令和5年8月1日に山口県の紹介受診重点医療機関に指定されたこと、こういうことに関係があるのか、それともほかに要因があるのか、これについてまずお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

委員御質問のとおり、紹介受診重点医療機関となったことで、2月から受診が減少することを見込んでおり、基本的には外来患者数3%減を見込んで、数値を作っております。

当院では、手術や入院が必要な重症患者に対応する救急医療病院として、そういう役割を高めていけるように展望しており、令和5年度の実績をもとに、ここに上げてある入院数の増、外来数の減というふうに作りました。

以上です。

○小林委員

今の御説明に対して、よくその役割を果たしていくという部分、そこについては理解ができました。とはいえ、今後の外来患者数の見込みという部分については、どのようにお考えかお示してください。

○大濱光総合病院経理担当課長

外来患者数については、減少する見込みではございますが、当院の魅力の発信として、これまでコロナ禍の中で基本的には地域の医療機関と連携を高め、病院が変わっても安心して受診できるような環境整備が必要と考えておりますので、ワクチン接種等で、これまで、多くの職員が手厚く市民に対して対応してきたというふうに、病院として自負しておりますので、地道ながらも地域に寄り添う姿勢というのを大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○小林委員

状況は分かりました。外来患者数の見込みというところは少し減少するというところもありますが、引き続き、光総合病院の魅力というところを市内外にもしっかりと発信していく、市民に寄り添った医療体制をやっていくということで理解をいたしました。

では、次の質問ですが、こちらは、光市の病院事業会計予算参考資料の3ページと7ページに当たるところなんですけど、各病院の給与費について少しお聞きをしたいというふうに思います。

令和5年度の実績に比べて、光総合病院では2億1,477万2,000円の増、大和総合病院では2億4,340万円増で見積もられていますが、この要因という部分をお示してください。

○大濱光総合病院経理担当課長

それでは、光総合病院から御説明したいと思います。

3ページの給与費増で、前年比率が高かったものについて御説明いたします。

まず、事務員給の増12.8%については、現在の募集状況を反映し、会計年度事務職員の数2名増を見込んでおります。

労務員給の増38.3%の増は、現在の募集状況を反映し会計年度労務員の6人程度の増

を見込んで反映させたものです。

手当については、先ほどの議案第29号で可決すべきものということで採決いたしましたことと関係があるのですが、会計年度フルタイム職員に対して勤勉手当を令和6年度から支給する予定による増、労務員手当も同様に会計年度フルタイム職員に対して勤勉手当を支給する、そういう予定に対する増というふうになっております。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

それでは、参考資料の7ページの給与費で、大和総合病院におきましては2億4,340万円の増加、この主な理由について御説明させていただきます。

先ほどの光病院とは違った切り口によって説明させていただきます。

これは、主に職員数の増加に伴うものでございまして、正職員と会計年度を合わせて26.5人の増加と見込んでおります。この26.5人の内訳につきましては、正職員が16.5人で、会計年度任用職員が10人。正職員16.5人の増加につきましては、そのうち10人が「まほろば」からの異動に伴うもの、残りの6.5人につきましては、看護師で理学療法士等のリハビリ職員が3名などとなっております。

会計年度任用職員の10人の増加につきましては、そのうちフルタイムの医師が2名、パートタイムの医師が2名含まれております。この増加によりまして、約1億6,000万円の給与費が増加しております。

また、会計年度任用職員につきましては、期末手当に加えまして、新たに勤勉手当が支給されることから、その影響額が約4,000万円程度、主な理由としては以上です。

○小林委員

両病院の給与費の増加した要因というところが理解できました。

では、続いての質問に入らせていただきますが、こちらも予算の参考資料の3ページなのですが、これは光総合病院において、薬品費において218万円の減、診療材料費で567万円の減というふうに見積もられておりますが、この要因についてお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

先ほど年間患者数、外来患者数の数をお示したところですが、基本的には令和5年度の決算の見込み等も勘案しながら、先ほどの患者数をリンクさせて入院患者数の増、外来患者数の減等を薬価や診療材料費に反映させた結果のものでございます。

以上です。

○小林委員

いわゆるその要因というものがよく分かりました。もう一点だけ、例えば安定的な医療体制の確保に向けて、例えば薬品とかいわゆる診療材料の在庫、これはどれぐらい確保されているかというところをお示しください。

○大濱光総合病院経理担当課長

薬品についても、診療材料についても、種類によりそれぞれ需要と供給がありますので、一概には言いにくいものではあるんですけど、収入と支出というか、使ったものの金額等で換算すると、薬品は1か月程度、診療材料は10日程度で管理するようになっています。

ただ、診療材料については、SPDと言って在庫管理システム業務を委託していますので、そうした業務の中で日々、減ったものと増えたものについて管理を徹底していますので、見方によれば常に安定した供給ができるというふうには言えると思います。

以上です。

○小林委員

いわゆる薬品であったら1か月で、診療材料によっては10か月、こういうところの基準を基にしっかりと管理もされているということで、大変安心をいたしました。

では、次の質問に入らせていただきますが、次、予算書のところで19ページになります。ここは昇給のところなんですけど、少しここについてお示しをください。

まず、各区分において、いわゆる2号級、3号級に該当するということが想定をされていますが、この2号級、3号級に該当する方の要因という部分、これについて、まずお示しをください。

○藤岡病院局経営企画課長

昇給幅が2号級あるいは3号級となる要因につきましては、新規採用予定職員や在級する給料表の最高号級に到達した職員を見込んだことによるものでございます。

なお、本年度の想定の中には入っておりませんが、そのほかにも病気休暇による休職期間が生じた職員に対して、除算を行うことも想定をしておるところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の御回答の中で、病気による休暇のところも少し減算をするという話があったと思うんですけども、例えば、いわゆる産前とか産後休暇とか、こういうものについてはどのような考え方で理解したらよろしいですか。

○藤岡病院局経営企画課長

産休あるいは育休等で病気休暇と同じように休職した職員に関しては、同様に減算、除算をすることはしておりますが、一方で、復職時にはそういった不利益が生じないように、復職時の調整を行っておるところでございます。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。安心しました。もう一つ、いわゆる本年度の想定なんですけれども、本年度の想定あるいは前年度の実績という部分で、5号級以上に、いわゆる項目のところが空白になっているんですけども、例えば、5号級以上に想定をされる人物って、どんなような人材なのかというところを教えてください。

○藤岡病院局経営企画課長

病院局におきましては、職務の遂行に当たりまして、実際に発揮した能力や行動を評価する能力評価を実施しまして、その評価結果を昇級に反映をさせております。

職位や職種に応じて求められる能力について、評価期間中に十分に発揮することができていたかどうかの観点により、その振り返りを行った上で評価項目を設定しまして、1から5の5段階で評価を行っております。

お尋ねの5号級以上の昇級につきましては、その評価平均が4.0以上の職員を昇級号級数を5号とし、4.5以上の職員を昇級号級を6号級に格付けることといたしております。

以上でございます。

○小林委員

いわゆる5号級以上に格付けをされるというのは、ポイントによって決まっているというところで、5号級であれば4以上、4.5以上取れば6号級に格付けされるということですね、分かりました。理解しました。

もう一つここで少し重要なところで、少し参考資料にはなるのですが、12ページ、14ページの評価者研修というところが今回あるのですが、これが令和5年から令和6年にかけて10万円ほど光総合病院、大和病院を含めて増加されていますが、この評価者研修というものは、一体具体的にどのようなものをやるのかという部分、これについて増減した理由と、どのような研修をやるのかという部分、少しその点についてお示しをください。

○藤岡病院局経営企画課長

まず、評価者研修でございますが、12ページと14ページに、それぞれ、下から2行目の項目で上がっております。令和5年度が、両病院10万円、令和6年度予算では、両病院20万円で積算をしております。

増額理由につきましては、主催は私どもの経営企画課でさせていただいておりますが、先ほど御質問ありました人事評価に係る評価者、これは課長級以上の管理職になりますけれども、そこを対象とした研修になります。

当然のことながら、人事評価を行うに当たっては、やはり評価者側の尺度がそろっていないと、適正な評価ができないという観点から、定期的に行いたいと考えております。

増額の理由につきましては、この間、コロナ禍で現地に講師をお招きして実施というところできておりませんでした。令和6年度につきましては、これを再開して、やはり病院という特殊な勤務状況がございますので、職種ごとで出席がそれぞれ叶うように、

両病院それぞれで複数日の設定を検討しておりまして、10万円ずつ増額をし、結果的にそれを合わせたもので、外部から講師を招いて講義をしていただくということを想定したものでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の評価者の研修というところをよく分かりました。やはり先ほどの昇給のところでもございましたが、職員の人たちが自分の評価をしてくれる人が、いわゆる評価者のところが、しっかりこのばらつきがあると評価の納得性も高まらないと思いますので、ぜひその尺度というところは、ぜひ今回のように定期的にチェックをしていただきたいなと思っております。

最後、予算書の9ページなんですけど、研修費というものが計上されているんですね。これのどういう目的で、どのような研修を行っているのか、こういうところを少し具体的にお示しいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

それでは、光総合病院について、まず研究・研修費の使い方を御説明しようと思いません。

研究・研修費には、図書費、旅費、研究雑費がございますが、図書費については、知見を高めたり、見聞を広めたりするために定期購読や専門書を見るための図書費として使っております。

旅費については、主には学会とか発表会等に参加するためのものです。

研究雑費なんですけど、雑費なので幅広くあるのはあるんですけど、基本的には職員の自発的な能力を育んだり、資格を取得したりとか、そういったものについて主に費用として計上しているものでございます。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましても、取扱いとしましては、先ほど光総合と同様の取扱いで、研究雑費につきましては、主には研修会や研究会の負担金、それと各種の自己啓発、技術向上のための研修の参加費などでございます。

以上でございます。

○小林委員

両病院とも、内容について理解をいたしました。やはりすごく大事だなと思ったのが、研究雑費のところ、いわゆる自己学習という、自己研鑽という部分で能力を向上していくというところにも、しっかりと予算がついているというところで、ぜひここも職員さんのニーズをしっかりと聞いていただいて、教育のほうをしていただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○河村委員

それでは、今、研修があったので、研修の続きで、新人看護師なんかの研修というのは、期間と時間数でどの程度やられるのか教えてもらっていいですか。今の研修のところの、9ページか。

○大濱光総合病院経理担当課長

新人看護師研修については、特に力を入れているところではあるんですけど、期間については、基本的には4月1日から1年を通して、様々な段階において研修は開いております。時間については、一応その時間というのは当然あるんですけど、詳しい数字は持っておりません。

○河村委員

4月1日から1年間をかけて、研修が総トータルの時間というのは恐らく決まっているんだろうと思うんですが、以前あったときに、随分少ないんじゃないかというようなお話というのは、よそから転院してきた看護師がこれでいいんじゃないかというような話があったんで、何かそのカリキュラムについては、何か特段のどこかがあるとか、自前があるとか、そういうのがあるんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

カリキュラムについては、自前のものがございますし、また、特に先ほど1年を通してという話をしましたが、4月1日から5月の上旬までは、集中的に勤務時間のほとんどを新人研修に当てているようなカリキュラムでございます。

また、先ほどの研究雑費のところにも、昨年度から、eラーニングという、ビデオオンデマンドによる録画映像の配信サービスを導入いたしまして、新人看護師も含めて、個人個人が能力ごとに自分に合った講習を受けられるような、そういう体制を、また好きなきときにネットで受講できるようなものにしております。

以上です。

○河村委員

それから、予算のところの中で、今、入院とか外来とかという人数があったんですが、救急医療で、今、年間、千ちょっとの受け入れをされておるんですが、ここについての増加とか、そういった計画があるんでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

救急につきましては、当然これまでも可能な限り救急対応を行っております。令和6年度から、特に新たにということはありませんが、これまでどおりの体制で継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

今の、何て言うんですか、紹介のところにも該当しないからというので、前回だったかな、積極的に受け入れたらどうかという話をさせていただいたと思うんですが、例えば今、光の消防組合でいうと3,000件ちょっとあるんですね。そのうちの1,000件を預かっているわけなので、例えば断っているようなケースもあるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

結果的にはお断りということはあるかもしれませんが、お断りのときには、例えば救急を担当する医師の専門外とか、そういった場合は、結果的には光総合病院で受け入れていないことはあります。また、お断りの理由も、院内では分析はしておりますので、ただ単にお断りということではございません。

以上です。

○河村委員

分かりました。ぜひ働き方改革の中で難しい面が多々あると思うんですが、その中でもやっぱりそこを充実することで、それが信頼につながり、利益につながるというふうになっていくと一番ありがたいとは思いますが、そういう体制をぜひつくっていただきたらと思います。

今回、医師についての人数も1人だったかですか、増やした状態、計画ですよ。見込みといいますか、山大のローテーションの中でどんな感覚なんでしょうかね。その医師を増やすという、こっちの思いと相手がつながっているのかどうかを含めてお話ができますか。

○桑田病院事業管理者

私のほうからお答えさせていただきます。

率直に言うと、大学とうちのほうの医師の派遣の件に関しては、向こうと私たちの考えは乖離しているというふうに言われざるを得ません。

大学のほうでは、やっぱり自分たちの科、それぞれの講座を充実したいということもありますし、ただ、そうはいつでも地方の医療ということも考えていただいておりますが、まず、自分たちの講座の力をつけたいというのが、それぞれの教授のお考えでありますので、なかなかこちらの思うようにはいかないのが現状です。

○河村委員

だと思います。だと思いますが、一応、予算を立てるときに、そういった増員しようという思いをここに載せれば、載せるだけの何か根拠、そういったものも、「いやいや、思うちょるけど、そうはいかないんのがじゃが」というんじゃないかと、できるだけその思いを実現するような予算なので、そういうふうな形にぜひしていただきたらと思います。

以上です。

○大田委員

予算書の4ページ、5ページに載っておりますが、入院収益で前年度よりも平均の3万6,186円が2,010円増になっておるんですけどね。これの内訳というのは教えてもらうわけにはいかないでしょうか。

また、3万6,186円の、これ多分、大和と光の総合的な入院のあれをまとめて平均されたんじゃないかと思うんですけど、そののちをちょっと教えてもらうわけにはいきませんか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院入院単価についてですが、当院は210床全て一般病床になっておりますので、前年実績を基に単価というのをある程度計算して、予算のほうに計上させてもらっています。

以上です。

○大田委員

だから、その単価の根拠になる金額を教えてくださいと。3万6,186円になる根拠があるはずですよ。実績を求めてやっておられるはずですから、そののちはどうかと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○植本大和総合病院事務部次長

それでは、大和総合病院の入院単価を説明させていただきます。

まず、一般病棟が40床の一般病棟ですが3万1,000円、159床の療養病棟が2万1,000円、44床の回復期リハビリテーション病棟が3万7,100円。

以上でございます。

○佐古光総合病院総務課長

先ほど、単価をお示ししておりませんでしたので、単価のほうなんですけど、入院収益、先ほども申しましたとおり、前年実績を基に算出をしているんですけど、5万2,000円で算出しております。

以上です。

○大田委員

光は一般病床で登録されているんですけど、関係病棟があるはずなんです。その中に一般病床というのは含まれるかも分かりませんが、多分、単価が違うと思うんですよ。そののちを教えてもらえませんか。

○佐古光総合病院総務課長

令和6年度予算を算出する際には、細かい病床ごとの緩和ケア病棟とか、そういったものを分けての算出はしておりません、予算上はですね。

本年度はこういった形で予算を提出させていただいたんですが、次年度以降は病床機能ごとに、先ほど大和病院が説明しましたように分けて説明するように、来年は改めたいと思っております。

以上です。

○大田委員

となると、今答弁があったのが、5万2,000円と3万2,000円と2万6,000円と3万7,100円を足して、4で割ったのが3万6,186円という計算になると、今はちょっと計算機がないので計算できなかったんですが、そうなるわけですかね。

○植本大和総合病院事務部次長

それぞれ病床数がまちまちですので、そこら辺を反映したものが、そういう単価になります。

以上です。

○大田委員

すみません。ちょっとよく聞こえなかったの。

○植本大和総合病院事務部次長

単純に4で割ったのではなくて、それぞれ病床数が違いますので、そこら辺の病床数を反映させたものを計算して、先ほどの単価に戻るようになっております。

以上です。

○大田委員

そこで、2,010円、前年度よりも単価が上がったのはどういう理由なんでしょうかね。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては一般病棟が3,000円で、療養病棟が800円、回復期病棟が7,100円単価が上がっております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤岡病院局経営企画課長

予算書上の入院収益の内訳欄の見込み診療単価につきましては、先ほどから説明をさせていただいております、光、大和それぞれの患者単価、それと見込みの人数、患者数を掛け合わせて、それを合わせたもので、入院収益の見積り額全体を算出しております。

そこから年間の入院見込み患者数を割り戻した結果として、全体の見込み診療単価ということで掲載をしたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

何となく分かったような、何となく分からないような、また後で教えてくださいね。よろしくお願いします。

それから予算参考資料の光総合病院において、収益が50億1,000万円と支出が57億500万円となって赤字予算額になっているんですね。平成29年度の収支計画書において、令和6年度においては黒字予算にも組まれておるわけです。そのなぜこういうふうになったかというのを教えてもらいたいんですが。

○大濱光総合病院経理担当課長

委員お示しのとおり、2ページと3ページを見ますと、病院事業収益が50億1,000万円。3ページの病院事業費用については57億約500万円というふうになっておりまして、それを費用と収益を引いたら、6億9,500万円程度の赤字というふうになっております。

その中から、4ページの3のその他特別損失が約4億8,600万円、これを引きますと約2億円少しになります。基本的な考え方としては、御承知のとおり、令和元年に新病院を建設して、光ヶ丘のほうで新しく病院事業を始めましたので、そのときに新たに医療機器等を購入しております。

その減価償却費相当分については、これは一時的なものなので、この減価償却費が現在2億1,800万円程度でございますが、一時的な費用でございますから、この金額を換算して、この範囲内の中で赤字というかマイナスを計上した次第です。

何でこういうことになったのかということでございますけど、午前中の説明でありましたとおり、一つは、当然コロナの影響でスムーズに新しい場所で業務に移行できなかったというのはあると思います。

あとは、医療機器の減価償却等は、当然、カウントしないといけないもの数があるのですが、一時的なものでございますので、その部分も含めて予算を赤字として計上させていただいている次第です。

減価償却なので年が経つごとにその金額は減っていく見込みでございますが、それに併せて収益のほうも改善していけたらとは考えております。

以上です。

○大田委員

4ページである特別損失の4億8,000万円というのは、旧病院の解体工事の特別損失であると思うのですが、それを差し引いても令和5年度の赤字予算と、令和6年度の赤字予算は今年度のほうが増えているのですよね。下がっているのではなくて増えている。そのところの御説明をお願いしたいと思うんですが。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院経理担当課長

先ほどの答弁のとおり、基本的には新病院建設時の機器更新の減価償却の範囲内の赤字の中で計上していくという考え方ではあったんですが、令和5年度より増えている理由としては給与費等が今年度は新しい制度等によって増加しておりますので、この部分については、幅の中で消化させることができなかったということで、約2億円程度増えているということでございます。

以上です。

○大田委員

給与費が増えているという計算でもありますが、収支計画書の中にも一応給与費が増えたような計算はされておるんですね。平成36年度のあれは大体ずっと上がっている。ただ、収益が上がっていると。収支計算書の中では収益よりも費用のほう下がっているというようになっているんですよ。だから、そのところがもう少しシビアというような計算をされてから、今後、運営していってもらいたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、その下のほうで燃料費が前年度よりも光熱費も同じく下がっているんですが、そのところの御説明をしてほしいんですが。

○大濱光総合病院経理担当課長

燃料費を令和5年度より令和6年度下げている理由でございますが、一つは契約電力を下げる予定であること、もう一つは毎月の燃料調整費が原油安により、下がるほうに今安定しておりますので、そうした理由で単価等を下げて燃料費を下げているということでございます。

以上です。

○大田委員

光熱費は電力会社との折衝で下がったというのは想像できるんですが、燃料費においては令和5年度よりも2,200万円増で、令和6年度が1,300万円下がっちゃうというふうになるんですが、これも燃料費が、そんなに下がっているんですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

参考までに、燃料調整費について単価変更の割合を申しますと、令和5年度は64円であったものが、令和6年度は今の基準では15円程度になるのではないかと考えます。

○大田委員

65円が15円。

○大濱光総合病院経理担当課長
64円が15円です。

○大田委員
令和5年度が64円じゃったのが、令和6年度は15円。

○大濱光総合病院経理担当課長
はい。

○大田委員
となると、もっと下がるのではないんですか、燃料費。

○大濱光総合病院経理担当課長
燃料費については、簡単に申しますと契約電力の単価に毎月の燃料調整費と、あとは国の激変緩和措置の金額というのを足したもので基本に出されるんですが、そうしたことから金額的には変更をかけているわけです。単純に燃料調整費だけで計算しているわけではございません。
以上です。

○大田委員
まあ、単純にそれだけではないと、そのプラスアルファがあるということでございます。

続きまして、大和のほうについてお聞きするんですが、大和は収益が28億2,700万円、支出費用が29億3,500万円、このたび療養病床型になって初めて赤字予算を組まれているんです。その理由を教えてください。

○植本大和総合病院事務部次長
先ほど委員さんが申された収益が28億2,700万円に対して、費用が29億3,500万円程度、これを差引きますとマイナス1億885万5,000円のマイナスになります。そのうち予備費が1,000万円ですので、マイナスが9,885万5,000円というふうになります。

この主な理由につきましては、人件費、先ほども御説明いたしました職員増、「まほろば」からの異動等に伴いまして職員が増えたことにより、このように赤字予算というふうになっております。

以上でございます。

○大田委員
「まほろば」から来たから、職員が増えたと言われたんですが、13ページですか、看護師が99人が102人、3人増えている。それで医療技術員が6人、事務員が2.5人、労務員が5人増えてそれだけ赤字になるんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

上の会計年度任用職員以外の職員もですし、下の会計年度任用職員も含めて26.5人増加しているという、先ほど御説明申し上げたんですけど、そういった職員数の増加というものが影響しているものと考えております。

以上です。

○大田委員

なんとも言いようがないんですが、ここで在宅復帰機能強化加算を平成29年か入れておられて、そこで収益が3,500万円ぐらいあるからというふうに言われておるんですが、多分それは入院収益の中の22億800万円の中に入ちよると思うんですが、どのぐらい入っている計算になるんですか。22億800万円の中の3,500万円ですか。

○植本大和総合病院事務部次長

在宅復帰機能強化加算は、1人1日500円ということで、その中に含まれている療養病床は159床分なので、今の金額の中で2,900万円ほど含まれているということになります。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、入院収益がもし在宅復帰強化加算を入れる人に、でもそれにこれが収益の中のプラスになるとは思わなかったんですが、人件費が急激にこれだけ上がっていると給与費が2億4,300万円も上がっておると。だから2億4,300万円も上がっておる、まあ、普通で考えたらなかなか考えられないことであるんですが、26人が26.5人増えたから2億4,300万円も上がるんですか。それで、在宅復帰機能強化加算が2,900万円しか上がらないと。

○植本大和総合病院事務部次長

人数もそうですし、それぞれの職員1人当たりの給与についてもベースアップとか会計年度任用職員の勤勉手当の追加とか、そういうもろもろ含めまして2億4,300万円ということになっております。

こういったベースアップにつきましては、令和6年度の報酬改定がございまして、この予算につきましては報酬改定の増加というか、改定を反映させておりませんので、今後は報酬改定等でそこら辺の人件費の増加分というところも加味した報酬が出ますので、そういったところで赤字を徐々に解消していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

病院の機能分化でから、こちらはこっち側は緊急、こっち側は再生期というか、ああ

いうふうに機能を分化されて、それから大和総合病院は収益が上がってきて今までずっと来たんですが、急に令和6年度から赤字予算に組まれて、これからもずっと赤字予算を組まれるかというふうな恐れを抱くわけですよ。

それから大和病院は極端な言い方をすると、そうはならないと思うんですが、「まほろば」の形態を取るんじゃないかというふうに想像をたくましくするわけです。そういうふうにならないようにしてほしいというふうに思っているわけなんです。

だから、どうしても赤字予算を組まれるんじゃないかと、今までとおりの予算の組み方でずっと進んでいってほしいというふうに願っているわけですから、そのように今後もしていってほしいと思っております。よろしく申し上げますよ。

内訳を見させてもらおうと、材料費の中で薬品費がまた前年度比より1,600万円も高くなっているんですが、そここのところはどういう理由なんですかね。

○植本大和総合病院事務部次長

これにつきましては、新型コロナウイルスの治療薬の点滴薬とか薬代、ここら辺を令和5年度の決算見込みも踏まえまして、ちょっと薬品代が上がったことからそれを確保するというところで上げております。

以上でございます。

○大田委員

光と大和は形態が違うから、そういうふうな療養病床の方に対してコロナの対策なんか大変であろうと思うから、そういうふうコロナ禍の薬品なんかも使ってやるから上がったというふうに理解はしましたが、そうすると、その下の光熱費や燃料費、光は下がっているんですが大和は逆に上がっているんですね。燃料費なんかも60円じゃったが15円というふうに下がったように、今、答弁いただきましたが、大和は1,190万円も上がっているんです。そここのところの光熱費と燃料費のなぜ上がったのかという説明をお願いしたいんですが。

○植本大和総合病院事務部次長

まず、光熱水費なんですが、これは主には電気代でございまして、当院の給食を調理する厨房が最近特に夏、高温化いたしますので、これは一定の温度を保たなければならないという保健所の指示もございまして、今のエアコンは故障がちで出力が悪いということで、高出力のエアコンを設置することを考えております。

かなりの電気容量を必要とするということから、電気代を多めに見積もっております。

あと燃料費の増加につきましては、令和5年度の決算見込みが2,000万円近く、これは公用車の使用頻度とかを踏まえてちょっと多くなるということで、令和5年度決算見込みをもとに1,190万円ほど増額をしております。

以上でございます。

○大田委員

そんなに公用車を使われるんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

公用車だけじゃなくて重油も占めますから、それ以外にもいろいろ要因がございます。そういうのも合わせて令和5年度の決算見込みに基づいて2,040万円という予算を組んでおります。

以上でございます。

○大田委員

光の答弁では60円が15円になったと、大和はそういうような安い仕入れはできないのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院経理担当課長

先ほどの私の説明が誤解を与えたようで、議事を混乱させてすみません。

先ほどから私が申しておりますのは、ガスの燃料調整費という一部分だけのことを申しましたが、全部をひっくるめた単価で申しますと、令和5年度予算の作成時は136円から163円の単価でございましたが、令和6年度につきましては101円から115円の金額で見込んでおります。64円から15円というものではございません。全部を燃料調整費と基本単価と、あと政府の支援金を含めた金額で訂正させていただきます。

以上です。

○大田委員

結局、150円、160円ぐらいが101円から115円ぐらいに下がったというお話だったと思うんですが、60円の15円というのは何だったんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

ガスの料金を設定するときに、その計算の出し方なんですけど、基本的には契約金額に燃料調整費を足して、さらに政府の激変緩和措置等による支援金、これを引いたものがその単価になります。私のほうで先ほど御説明しましたのは、特に燃料調整費が安くなる見込みなのでそこを御説明したわけなんですけど、そこがクローズアップされて大きく燃料を下げるといふような誤解を与えてしまったので、その辺は訂正させていただきます。

○大田委員

150円から160円が101円から115円ぐらい下がったと、でも大和は190万円高うなっちゃうんですよね。これもう下がって計算するんじゃないんですか、違うんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

当院におきましては燃料費にガスが含まれておりません。主に重油とガソリン、軽油でございます。

以上でございます。

○大田委員

だから。

○植本大和総合病院事務部次長

先ほど申しあげましたように、令和5年度の実績見込みを踏まえまして190万2,040円の予算を計上しております。

以上です。

○大田委員

重油なんかも下がったんじゃないんですか、上がったんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

細かい単価には現状を把握しておりませんが、実績見込みをもとに計上したものでございます。来年度もこれだけはかかるという予測を立てて、予算計上をしております。

以上でございます。

○大田委員

実績見込みということは、令和5年度の単価をそのまま令和6年度に持っていったという考えになるんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

おおむねそのとおりでございます。

以上です。

○大田委員

それはおかしいでしょう。ちゃんと単価の計算なんかもされて、今年度は何ぼぐらいで入るかというのをちゃんと調べて、それから予算に、光はそういうふうにして1,300万円も下がったというふうになる。これは令和5年度のまま何も調べんとそのままの単価を持ってきたと、それで予算を組まれたということなんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

当然、そのまま実績を持ってくるのではなくて、公用車の使用や重油の使用、そこら辺の使用量も見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

実績でやったというふうに言われたから、私はそういうふうにお聞きしているわけですよ。何かそのところもう一遍……。

○植本大和総合病院事務部次長

実績などを基に今後、来年度を使用する予定も含めまして、それらも総合的に勘案して来年度予算を見込んで計上しております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、光なんかは現状の計算をされて燃料費なんかも下がったが、大和は実績でやっていて、だから今年度の予算は赤字予算を組まれた。そやけん、そのところを私は今しっかりした計算をされて、初めて私が出てきたと思っているんです。

そうじゃなくて、前年度の実績をという感じで今言われたんですが、そやけん、この事業費用なんかも変わってくるはずなんです、そうなる。実際に現状を把握しながらやっていくと、そういうようなしっかりした計算のもとに、今度から積み上げていってもらいたいと思います。終わります。

○森戸委員

1点だけ。医療そのものとは関係のないところのお話なんです、強いて言うならば参考資料の11ページの主な費用の内訳全般になるんですけども、病院事業としては80億円近いお金が年間動くわけなんです、それだけ社会的責任も大きいと思います。

よりよい医療を提供するということが第一義のことだと思いますが、地域経済への影響も相当大きいのではないかと思います。医療圏で考えますので、光だけということにはならないんですけども、できるだけ材料費の調達とか賃借料・委託料それぞれいろんな委託があったり、賃借があったりするんですけども、そういったものに関してできるだけ光のものを使ったり、光の企業をぜひ利用していただきたいなというふうに思いますので、その辺はそういうふうに心がけておられるのかどうか、私としてはそういう心がけをぜひやっていただきたいなと、地域内の経済を循環させるという意味でもそうしていただきたいなと思うんですが、その辺のところは病院局としてはどういうふうにお考えかお尋ねをいたします。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院で例えば入札等を行う場合、当然、入札参加企業を調べます。その際、当然優先されるのが光市内とか、光市内でなければ周南圏域とか、県内とかいろいろな条件で参加企業がどのくらいあるか調査して入札を行うようにはしております。

以上です。

○森戸委員

あくまでどこことというよりは心がけてねという意味合いでお伝えしましたので、ぜひそういう心がけをお願いできたらと思います。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市立病院経営強化プラン（案）

説 明：藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

31ページの収支計画、これ現在の数字が合っていないので、平成29年度のやつの収支計画書と同じようになっているんですが、現在の書き替えないんですか。

○佐古光総合病院総務課長

31ページの収支計画につきましては、今回、この計画を策定するに当たり、再度実績に近い形で再検討したものを載せております。ですから、以前と同じではないというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

いやいや、令和6年度の52億円の収益が上がっているのに40億9,000万円よ。光総合病院は50億1,000万円の収益が上がっているのに40億9,000万円よ。

○佐古光総合病院総務課長

委員さんが言われたのは、当初予算との比較ではないかと思われま。予算はあくまで目標というか、今後、来年度病院を運営するに向けての目標的なものであり、こちらのほうはより実際の現状に近い形に合わせたものになっております。

ですから、例えば入院患者数にしましても同じではございません。実際は、予算はあくまで目標なのですが、入院患者数については現実に近いものに近づけた数値をもとに、この収支計画を出しております。

以上です。

○大田委員

これは予算書と同じくらいじゃないの、決算書と同じなの、それなら。

○佐古光総合病院総務課長

どちらかというと決算見込みに近いものだと思っております。
以上です。

○大田委員

そのところはあれですが、平行線になるかも分からないが、実際、目の前に令和6年度と令和5年度やらをうたってあるの、予算書なんか、決算書も、今ここにはないが。そしたら令和6年度40億9,000万円と、令和5年度36億2,000万円と上がっている。違うと思うんですが。

○佐古光総合病院総務課長

令和5年度につきましては、まだ令和5年度が終了しておりませんので、あくまで決算見込みという形でこちらは載せております。

令和6年度につきましてはまだ始まっておりませんが、決算見込みに近い形で算定をして令和6年度として載せております。以降、令和7年度、8年度、9年度とありますが、こちらはまだ予算も策定はしておりませんが、今後、このように目標の数字でもありますので、このように病院運営していきたいという目標的なものでもあります。

以上です。

○大田委員

それはそうである。でも大体こういうのは予算でずっと上げていって今までおると思うんですが、決算で上げているんじゃないと、予算で上げていると思うんです。だからそれに沿った数字が上げられたほうがいいんじゃないかと思うんですが、決算でいつも収支見込みちゅうのはやるんですか、予算で大体やるでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

点検評価のところ、外部評価を受ける気はないんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

委員さんの点検評価というのは機能評価のことであろうと思っております。機能評価につきましては、こちら当面見送っておりますが、保健所の立ち入り検査や厚生局の適時調査などの第三者による病院評価を受けておりますし、当院で毎年度運営方針を掲げまして各職場で目標設定や評価検証を適宜行っております。

院内にも患者サービス委員会を設置しておりまして、患者様の意見を取り入れながら一定程度の高い水準により医療サービスを提供しているものと考えております。

また、機能評価におきましては、受診率が直近の統計を確認しますと全国で25%、県におきましても23%程度という現状もありますことから、今後も検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと17ページお聞きしたいんですが、17ページに大和総合病院の医療機能ごとの病床で、これを見ますと2025年に急性期を40床減らして回復期をプラス40床で84床にするという方向は分かりました。また理由も下のほうに一般病床40床について書いてあるので分かりましたが。ちょっと分かれば教えてほしいんですけど、5年ぐらい前に国の全国調査で光総合病院と大和総合病院が統合を進める病院というものにリストアップされたときに、一般病床の確か急性期が光にも大和にも同じ公立病院に近いのに両方あるからというので、リストアップされたとは私は認識しています。

このときの調査自体は全国的に大混乱を来して、その後すぐコロナになってしまったので、結局きちんとした検証が行われていないかなと思いつつも、5年前の基準で、この数字で急性期病床がゼロになったときに5年前の指標でそういう対象から今度は外れるのか、それとも回復期もこれも一般病床でありますので、回復期になっても5年前の基準でまだやっぱり統合を進められる病院に区分されるのか、その辺5年前の基準と照らし合わせてどうなのか分かりましたら教えてください。

○藤岡病院局経営企画課長

仮定の話にはなりますが、当時の手法等から推察するに、当時この急性期から回復期への移行がされておれば対象からは外れておったという認識でございます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。私も5年前いろいろ国の動きを受けて質問しましたが、現在の状況に応じた意向であるというふうに評価いたします。

3 建設部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第23号 光市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

この国道は国が、県道は県がやる、ここに適用されるのは、一応、市道については市がやってもいいという解釈なんですか。市がやらないけんという。

例えば、自動運行補助施設というようなものは、市が自分の判断でお金をつけてやると、どういう解釈。

○山口道路河川課長

自動運行補助施設の整備につきましては、ほかにも試行的に取り組まれている自治体もございますけれども、制度としては、市が行う場合もございますし、占有者が占有申請をして設置する場合等もございます。

以上でございます。

○河村委員

占有者とは誰。

○山口道路河川課長

占有者につきましては、自動運行の取組を進めている企業などを想定しております。

以上でございます。

○河村委員

光市の道路じゃけれども、そういった企業がこういったものをやろうとしたら、そういったところから申請があるということ。

○山口道路河川課長

ケースとしては、そういった場合もあるかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

道路管理者が市長で、今までだったら、例えば道路標識でも横断歩道とか何とかちゅうのは、公安委員会がやるというのはあったんだけど、そういうものとは全く別の状況で、新たに今回はこういうものを定めたという解釈か。

○山口道路河川課長

このたびの一部改正でございますけれども、こちらの自動運行補助施設を道路の付属物として加えたというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

124ページの抜粋のところをいくと、道路構造令のところ、交通事故の防止を図るため、必要がある場合においては、道路歩道橋等自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、その他これらに類する施設で国交省で定めるものを設けるものとする。市道については、あるいは認定外道路についても、自由にいろんなことができるという解釈で。

○酒向建設部長

この施設につきましては、この自動運行補助施設を必要とする場合については設置することができるということになります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第24号 光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず1点目としましては、光市の当初予算案の概要のP45です。市道舗装メンテナンス事業というところで、8,930万円計上されていますが、令和6年度実施予定の箇所というところと、少しスケジュールも併せてお示しをください。

○山口道路河川課長

まず市道舗装メンテナンス事業の予算の歳出根拠につきましては、地域の幹線道路として交通量が多く、重要な役割を担う緊急輸送道路など、市道2路線の舗装改修工事と、1路線の調査設計業務委託料でございます。

令和6年度実施予定の箇所として、1路線目が、市道汐入線でございます、舗装改良工事として、路床改良や舗装の打替えを実施するもので、工事費に4,730万円を計上しております。この路線で交通量調査を実施し、舗装設計交通量を算定することで、舗装構成等を決定するための業務委託料として200万円を計上しております。

次に2路線目が、市道高尾鍋倉線でございます、こちらは舗装補修工事として、舗装の切削オーバーレイを予定しており、こちらの工事費は4,000万円を計上しております。

以上でございます。

○小林委員

今、今回の市道舗装メンテナンス事業の予算の算出というところでお答えをいただきました。理解できました。その上で、今回、実際に6年度に実施する場所というところで行くと、先ほど少しありましたけど、スケジュールの部分で少しお示しをいただいてもよろしいでしょうか。

○山口道路河川課長

まず、実施場所につきましては、先ほど申しました市道汐入線が中央4丁目の光市役所前の国道の正門町交差点から南に向かう路線でございます、こちらが舗装の打ち替えを予定しております。

もう一つの高尾鍋倉線でございますが、こちらは小周防虹川付近の県道下松田布施線との交差点部分から大字東荷にかけての路線でございます、こちらが舗装の切削オーバーレイを予定しているものでございます。

以上でございます。

○小林委員

実施場所のところについてよく理解ができました。その上で、今回実施場所を選定した理由、これについてもう一回お示しをいただいてもいいですか。

○山口道路河川課長

路線の選定につきましては、従前に幹線道路となる1級及び2級市道や緊急輸送道路を対象とした路面性状調査を行いまして、これにより路線の重要度と路線の損傷度を勘

案して、このたび損傷度が高かったため選定したものでございます。

以上でございます。

○小林委員

実施場所の理由というところが、勘案箇所を含めて理解ができました。

では、次の質問ですが、こちらは、光市一般会計、予算書の182ページで、浸水対策委託料105万円。先ほど、最初の御説明の中で、いわゆるポンプを稼働させるために使うというふうにお答えがあったと思いますが、もう少し具体的な委託内容のほうをお示しをください。

○山口道路河川課長

まず、台風など強い低気圧の接近と満潮日が重なりますと、高潮被害の発生が懸念されるため、沿岸部に位置する浅江地区や戸仲地区におきましては、これまで、県営事業により防潮堤防の建設が進められてきたところでございます。

浸水対策の委託料についての詳しい内容につきましては、高潮被害の発生が懸念され、浅江の川口にございます防潮水門を閉鎖した際に、浅江排水路に流れてくる雨水を排出するためには、排水ポンプが必要となるため、発動発電機とともに排水ポンプを水門付近に設置するための委託料でございます。

以上でございます。

○小林委員

今、具体的に委託内容のところをお示しいただいて、例えばポンプを稼働させる場合、いわゆるどういうレベルになった場合にはこのポンプを稼働させますよというような基準というのもしあれば教えてください。

○山口道路河川課長

ポンプを稼働させるための基準につきましては、まず、台風の勢力や接近時期、満潮位の時間帯などを勘案しまして、高潮の発生が懸念される場合は水門を閉鎖することが可能となるよう、ポンプや発電機を設置することとしております。

ポンプの稼働条件についてでございますが、高潮被害と同時に豪雨が発生する場合において、浅江排水路内に雨水を貯留することとなりますので、このような場合に水門の閉鎖と併せてポンプを稼働していくものとなります。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。今回のこの委託料という部分には105万円というふうに計上されていて、もう少し聞きたいところがあったんですけど、例えば今回の105万円というのは災害でポンプを稼働させる場合の1回のみ予算なのか、それとも2回、3回起きても年間の中で105万円なのか、この考え方だけもう少しお示しをください。

○山口道路河川課長

こちらの予算105万円につきましては、ポンプ設置の1回分の費用でございます。
以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。私からは以上です。

○河村委員

ちょっと今の続きをさせていただきます。180ページの市道の舗装のところ、今2か所だとかこういう話があって、汐入、市役所前とか武田の門の前だと思うんですが、全体的にというのは旧消防署の前、それから製鐵の前、武田の前、それから汐入のほうに入る入口、全体をつかまえて何をやろうとするのか、要は駐車場の整理を含めて、今あそこは新日鐵の人も表の道路、バス停の辺りについてもみんな駐車をされている、道路駐車です。その辺りの整理をしたいのか、単に補修をせんにゃいけんほど穴ぼこがたくさん開いているとは思えない。

去年じゃったですか、うちの市営バスが汐入線のところで事故をやりましたよね。その際にも、中央線の問題とか安全対策とかを含めて、ちょっといろいろ話をさせてもらったと思いますが、その辺りの対応をするような道路整備をしようということじゃないの。単に舗装をしようと、こういう話なわけ。

○山口道路河川課長

このたびの市道汐入線の舗装改修工事につきましては、先ほど申しました、光市役所前の正門町交差点から南に向かいまして、施工延長で約90mの部分について、舗装のひび割れ等が顕著でございましたことから、その部分についての舗装改修、詳しく申しますと、路盤よりも下の部分の路床も強度的に弱い状況であることから、そちらを補強しながら、上部の舗装についても打ち替えを行うものでございます。

したがいまして、今回につきましては、先ほど申しました90mの部分についての舗装改修工事となっております。

以上でございます。

○河村委員

4,730万円って、あなた言うたんよ。その90mでこれだけ、今、市内、穴ぼこの道路いっぱいあるのに。それを何、ここに4,700万円もここに投入してそれをやろうという話かね。

確か、ここの今、海軍工廠の入口については、アスファルトの下は全部コンクリートやろ、一番底は。コンクリートで舗装した上に今、アスファルトのをしよるんだから。もう見ないね。国道、それから旧海軍工廠でやったところ全部下、光井川のあそこの、光井港の入口のような格好で、みんなセメント舗装だから。

○山口道路河川課長

このたび施工する約90mの区間につきましては、事前に現場の試験を行ったところ、路床部分の状態が悪かったという結果を確認しております。

以上でございます。

○河村委員

何か補助がつく見込みが立ったという解釈でいいんですか。

○山口道路河川課長

こちらの事業につきましては、防災安全交付金の補助を活用する予定となっております。

以上でございます。

○河村委員

いくら。

○山口道路河川課長

こちらの防災安全交付金は、事業費に対する2分の1の補助でございます。交付金として2,150万円を予定しております。

以上でございます。

○河村委員

それから、その上の道路用地購入費、道路新設改良事業のところで脇田線の話がされました。この脇田線の入り口というか、国道から少し入った交差点から一部区間、100m近く、歩道がない状態がずっと続いていますので、子供たちの通学路も全部やりかえた。今、あそこを今さら歩道をつくって整備をせんにゃいけんということの理解がちょっと難しいんですが、それよりは、今、公民館の横の水路、本来通学路に使っているところを、今、車がしょっちゅう出入りするようになって、交通的にはすごい危ない状況が起きているんですが、一体的な整備というのはできるのですか。

○秋友監理課長

ただいま河村委員さんから、市道脇田線の用地買収についてお問合せをいただきましたが、現状、歩道が整備されていない区間がございます。こちらの区間については、今回、土地所有者から、用地協力の打診がありましたことから、用地取得の予算を計上し、買収を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

従前から国道から農協に入ってくる通学路の整備について、学校からも要望が上がっておりましたが、そちらへ対応するのではなくて、今ここの脇田線、利用していないところを何かそういった通学路に整備しよう。ここは結構三角地ではありますが、土地面積も広い。ひよっとしたら余分な土地も購入することになるんじゃないの。

○秋友監理課長

ただいま、用地取得の場所についての御質問をいただきました。三角地となる部分の場所についてですが、この場所については、小学校、中学校、高校等がございますことから、平成の1桁台で歩道を整備させていただいております。

この整備について、野原岡庄線から上に上がる脇田線についての一部歩道が未整備の区間があり、こちらの未整備区間の一部について、計画的に用地取得を進めるもので、形的には先行取得というような形で用地取得をさせていただくものになります。

○河村委員

地域の中にも用地を取得して、要は利用し終わった残り、残地という部分があるんですが、ほとんど管理をしていない、役所で。維持管理そのものができんのに、余分にまた今回の地元の協力があるからということで、余分と思われるものも一緒に購入するわけ。

○秋友監理課長

ただいま、用地取得について、余分な土地になるのではとお問合せをいただきました。このたびの土地取得について、取得する時期を誤れば工作物等が建設されてしまう恐れがございます。そのときには、その家屋補償等が必要となりますことから、現状の土地のみを取得させていただくものになります。

以上でございます。

○河村委員

お願いをしておきますよ。現実的には、そこを確保して改良してほしいという地元からの要望も上がっていない。そんな中で、先行取得して、その土地についての維持管理だけは絶対にやると。放ったらかしでいつまでも草ぼうぼうで残ったというようなことがあったら、たんびに文句言いますからね。

そういったことは絶対にないということをやってほしいと思いますし、その前段としてもう一回よく検討することを勧めておきます。

それから、その下の道路維持管理。下から7行目の側溝蓋の製作というのがあるんですが、この製作というのは、年間の枚数をセッティングして、当初から維持管理に回せるようなやり方をされておるんでしょうか。必要な枚数だけ造って、もし不要だということになったら、あと残るといことになるんですか。それとも、この金額について可能な範囲内での側溝蓋を製作するのか。

○山口道路河川課長

側溝蓋に関しましては、754万6,000円の予算の中で、毎年おおむね1,000枚程度の側溝蓋を製作しておりまして、こちらのほうは、随時パトロールですとか市民の御要望の箇所を聞きながら蓋をかけておりまして、一定数の在庫、およそ200枚から300枚程度を年度末に確保しながら、次年度に追加で側溝蓋を製作しているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

毎年1,000枚ぐらいのかけ替えの需要があるということなんですね。

○山口道路河川課長

年間を通しまして、おおむねその程度、需要がある状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

市内で開溝といいますか、蓋がかかっているような水路もあつたりすると思うんですが、その当たりのところも随時整備をしていくという考え方でやられておるんですか。

○山口道路河川課長

基本的には蓋が破損したような箇所について、主にかけておりまして、ただし、委員が申されましたような蓋がかかっているところに関しましても、市民からの御要望があつた場合には職員が現地を確認いたしまして、危険性が高いと思われる場合につきましては、そういったところにも蓋をかけております。

以上でございます。

○河村委員

その下の道路維持管理委託料、大和の自治会の補助があつたという話だったんですが、ちょっと金額を分けてもらっていいですか。自治会に回している金額と、それから自分のところで草刈りを実施している金額と、最近クリーンをやっても、結構大和のほう、不満ばかり。適切にこの維持管理費用が機能しているのかどうか。

○山口道路河川課長

道路維持管理委託料の中で、大和地区の道路管理業務、自治会に委託しております費用につきましては、1,921万8,000円の中の81万8,000円分となっております。

以上でございます。

○河村委員

ということは1,840万円ぐらいのお金は、道路維持管理に当てているということになるんですが、その主な出費とかというのは何ですか。委託料。どこか業者発注にしよる。

○山口道路河川課長

こちらの委託料につきましては、市の職員の直営では難しいような交通量の多い道路ですとか、そういった箇所につきまして、業者に委託して草刈りや支障木の撤去などを行う業務でございます。

○河村委員

いや、だから年間1,800万円という、年間計画を立ててやりよるんじゃないんですか。

○山口道路河川課長

年間の計画をという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、このうちの草刈り業務では対象路線を選定して、草刈りを実施しております。その他以前、土地開発公社が所有していた管理地などの草刈り業務に対しましても委託しております。そのほかは、支障木伐採業務を行っております、こちらはパトロールの状況によって箇所を選定し実施しているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

開発公社が持っていた土地基金であったかな、その部分の草刈り業務というのはどのくらいなんですか。

○山口道路河川課長

土地開発公社が持っていた部分についての草刈りの費用につきましては、350万円分となっております。

以上でございます。

○河村委員

最初から分けて整理をしてもらったほうがいいと、今の内訳についてはですね。ちょっとあまりにも草刈り業務だけでこんな金額では大きすぎるような気がいたします。

それから、182ページの中段、地方道整備のところ、岩狩線なんです、測量設計ということで何か補助事業が取れたんだろうというふうに思うんですが、あまりにも時間がかかる。今現場を見に行ったらよく分かりますが、ロープか何か張ってあって草はぼうぼう、あまりにも恥ずかしい状況をそのまま放置をしているわけですが、表面だけでも何とかならんもんかね。

子供らが通行するのに支障がなければ、人が通れるような状況っていうのはあったほうがいいと思うんですがね。今のような草がぼうぼうした状態を、荒廃した状態の道路のまま放置するというのはあまり望ましくない。いかがですか。

○山口道路河川課長

ただいまの路線の草刈りにつきましては、職員のほうで適宜現地を確認して草刈りを行っております。

○河村委員

議会たんびに何かそんな話が出て、だけど、その後、行ってもずっと草が残っちゃう。だから、ロープは張ってあることは間違いがないんで、草も残っちゃうよ。だから、子供らが普通に通れる状態にしてあげとったら別にそれでいいのに、何かしら無作為というのが出てる。

だから、あの辺りのところについては気をつけて平素からやってれば別に何ちゅうことない、お金をかけんでも済む話なんで、その辺りの対応はしっかりしておいていただきたいと思いますし、あそこへ、昔、飲食店がああ道路に何軒かあって、立ち退いてから、もう10年以上、たつんじゃないかな。だから、もう10年以上そんな状態なんよ。だから、そういうのは放置することは望ましくないと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、その下の河川水路整備工事、排水路の工事ということなんですが、これは恐らく西の河原から西側の部分についての排水路だと思うんですが、同じ時期に恐らく造ったんじゃないかと思われる、距離的にです。これは、今回のやつは、一部補修をしようという話をされているのか、どういう計画なんですか。

○山口道路河川課長

河川水路整備工事につきましては、工事場所が浅江排水路でございまして、西の河原川との接点部分から上流側、50mの区間について、部分的な改修を実施したいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

その50mは、コンクリートの劣化でやりかえようと、こういう話だとしたら、ずっとまだ上流に向かって200mぐらいありますかね。それは計画的にやろうという話をされているんですか。ここだけ。

○山口道路河川課長

こちらの工事につきましては、先ほど申しました箇所につきまして、特に劣化が激しい状況でしたので、単年度において実施するものでございます。

また、上流につきましては、状況を確認しながら、随時整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

同じ時期に恐らく造られたものですから、劣化状況はほとんど一緒なので、もしもこういう500万円という大きな金をかけるのであれば、全体の計画づくりをして、補助事業をもらいながら修理をしていくというのが望ましいと思いますので、よく検討してください。

それから一番下のところの、浸水対策で川口の水門のところの機械器具借上料等だと思うんですが、災害になりそうなときには、確か災害協定かなんかで自動的に発電機を持ってきてくれるとか、そういう協定じゃなかったかいね。もうなくなったんかいね、そういう協定は。

○山口道路河川課長

ポンプの設置に関する協定については結んでおりません。

○河村委員

昔はあそこの強制排水をするために、発電機を据えてポンプを据えるようなことがあったような記憶があったんですが、そうじゃなくて、一応あるかないか分からんけれども予算は立てておこうという解釈でいいですね。

○山口道路河川課長

すぐに対応できるように予算のほう確保しております。
以上でございます。

○河村委員

184ページ。河川水路の浚渫のところ、6河川とそれから調整池の話をされたんですが、調整池のそういった堆積土砂についての調査みたいなことをやられたんですか。

○山口道路河川課長

調整池につきましても、現地の方を確認いたしております。
以上でございます。

○河村委員

何て言うんですかね。いろんなところの調整池があるんですね。団地を造ったりしたときの開発行為があったら調整池があるわけですが、そういったところ全部調査をして、結果として、これはどこの部分か知りませんが、浚渫をしると、こういう話になったの。

○山口道路河川課長

調整池につきましても、住民の方々の御要望ですとか、それから職員の現地確認によって選定しております。
以上でございます。

○河村委員

目視で分かるような状況だったという解釈でいいんですか。

○山口道路河川課長

目視の中で大体の量を、高さなどから、大まかではございますが、そういった形で現地確認しております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。あと、港湾の使用料とか、あれは建設じゃないんかいね。ちょっと説明をしてもらっていい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

今、河村委員さんから、港湾管理に対する使用料ということでお問い合わせをいただきました。こちらの使用料については、歳入の説明として、37、38ページになります。38ページ中ほど、土木費、雑入として、港湾管理協定に基づく交付金、400万円の歳入を計上しています。

以上でございます。

○河村委員

港湾管理協定に基づく交付金というのは、要は光井港、光港がありますが、その土地の使用料、それとも貿易、荷の積み下ろしに係る税金、何かその明細をちょっと詳しく教えてください。

○秋友監理課長

こちらの港湾管理協定に基づく交付金は、昭和50年9月に山口県知事と協定を結び、徳山下松港の管理協定になります。こちらの管理協定につきましては光港、光井港の使用料で、県が徴収した使用料について2分の1を港が整備された市町に交付する形になります。

以上でございます。

○河村委員

光港と光井港で県が使用料を徴収した分の2分の1、だから確定じゃなくて一応予算の頭出しということでもいいんですね。

○秋友監理課長

委員さんの仰せのとおりでございます。

○河村委員

結構、金額大きいので、しっかりその辺りのところは説明をしておいていただいたらと思います。

それから今の荷の積み下ろしをするときのとん税といいますか、そのあたりについての収入はどこか出ちよる。

○秋友監理課長

ただいま、特別とん譲与税のことでお問合せをいただきました。特別とん譲与税の徴収については、税務課の対応となることから、詳細なことにつきましては回答を控えさせていただきますと考えております。

○河村委員

とん税の歳入については建設部の歳入じゃないということでもいいんですね。

○秋友監理課長

仰せのとおりでございます。

○河村委員

以前にもちょっと話をしたと思いますが、今、下松との境の日石から今の石炭の積み下ろしかなんかの栈橋が出ていましたが、そのことについての料金収入というのは、全く今もって話は分からない。

○秋友監理課長

ただいま、栈橋について御質問いただきました。こちらの栈橋でございますが、徳山下松港港湾管内とのことから先だって、お答えさせていただきましたが、現状の栈橋についての地区、境界につきましては、港湾区域に該当する栈橋であることから、海域についての市の境界については、建設部での回答は控えさせていただきますと考えております。

○河村委員

今の栈橋は、光井港とか光港のような扱いになるんじゃないんですか。

○秋友監理課長

栈橋について再度お問合せをいただきました。栈橋においては、国および県が建設しているもので、管理については、徳山下松港港湾の管理になると理解しております。

○河村委員

光港は、うちが造ったんかい。そうじゃないだろう。うちの地先にある、そういった

港湾施設で、その使用料について県が徴収して2分の1をくれよるわけなんで、同じように、光の地先にあるその今の棧橋についても、県が徴収して何割かくれるんじゃないんかね。そういう扱いはなかった。

○秋友監理課長

ただいま棧橋についてお問合せをいただきました。現在、山口県知事と協定を結んでいる物件については、光港、光井港の港湾ということで確認をさせていただいております。棧橋については、現状そのような協定等については、今のところございません。

以上でございます。

○河村委員

光の地先で、海といえども工作物を造るのに、光市の許可は要らなかったんですね。

○秋友監理課長

棧橋を設置する上での許可行為ということになりますが、こちらにつきましては、徳山下松港港湾で設置する棧橋で、平成24年度に県から通知がございました。そのことから、港湾内の整備ということで報告はさせていただいておりますが、港湾区域ということで光、下松の境という解釈で港湾事務所は考えておりません。そのような状態から、光市及び下松市に対し許可行為について協議はなかったものと理解しております。

○森戸委員

1点だけ。予算書で言うと180ページの道路整備なんですけど、今後の考え方といたしますか、予算があるわけではないんですけど、今後の考え方についてちょっとお尋ねをするんですけども、先ほど、道路の構造の技術的基準の改正をされたわけなんですけれども、時代に合わせて、人口減とか、そういう道路づくりを市としてはやっていくんですか。

例えば、ベンチを設置したり、島田駅周辺で見るとそういう休んだりするところってほとんどないんですね。全般的にそういうものはなかなか少ないといいますか、県道であればポケットパークがあつたりとかするんでしょうけど、そういう部分に関しては今後何らかの検討をしていこうという思いがあるんですか、今年度で言えばですね。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問は、先ほど、条例改正で御説明しました、歩行者利便増進道路に関するものであるかと思っておりますけれども、現時点では、歩行者利便増進道路の整備についての具体的な計画は考えておりません。

○森戸委員

計画は考えていないんですけども、そういう市全体の市道を見たときに、全くこれっぽっちもないという、そんな考えということですかね。私はその必要性があるというふ

うに思いますけど。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問につきましては、このたびの条例の一部改正によって条件整備をまずは行うということでございまして、今後につきましては、そういった市民の皆様のニーズ等に耳を傾けまして、必要に応じて検討していくことも必要であろうかと思えます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。高齢者も多いと思えますし、ぜひ御検討いただけたらと思えます。

以上で終わります。

○大田委員

180ページの、先ほどのあれと同じなんですけど、高尾線の路床が悪いからというふうな、これからする路床をやりかえるというような答弁だったんですが、路床って何センチくらい掘るつもりですか。

○山口道路河川課長

汐入線の舗装改修の路床改良につきましては、再度、工事発注をする際に、さらに試験のほうを重ねまして、路床改良の厚みですとか、そういった設計を行ってまいりたいと考えております。

○大田委員

検査してから、路床が悪いから4,700何万円をつけられたというふうにお聞きしたんです。それで路床が悪いと、同僚議員がそこをコンクリートじゃないかと言われて、路床が悪いと。当然ボーリング調査をやって、それで、その値段が出たと思うんですけど、あそこはタンクローリーやら大型の通る道ですから、75cmからやりかえるようになると思うんですが、表層が15cmやるようになると思うんですが、どうですか。

○山口道路河川課長

現時点での詳細な改良厚につきましては、手元に資料がございませんけれども、そういったもので、概算を算出しまして、さらに来年度の工事発注の際に試験を重ねまして、再度確認をした上で、最終的な決定をし、工事を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、これは金額というのは変わると、変更があるということになるわけですね。

○山口道路河川課長

工事につきましては、今回の工事に限らず、工事を発注しまして、現場に入った状況等々によって変更というものは伴ってまいります。

以上でございます。

○大田委員

それから変更があると。そこまで見ていないよということなんでしょうが、しっかりした、初めから調査をして、これは路床が悪いんだと、何cm掘削してクラッシュ穴、採石を入れる、安定させるといふのをちゃんと計算してやっているとは思っていたんです。今からもう一遍やるとかいうんじゃないかと、ちゃんと出されるんであったらそのままやってほしいと思っていますからよろしく。

それから、下の側溝蓋の1,000枚くらい造っておられるというふうにお聞きしたんですが、これは毎年毎年750万円、750万円ついているんですよ、毎年毎年。どういうところに充てられるんですか。実際のところ何枚くらいですか。

○山口道路河川課長

令和4年度の決算時の資料での枚数を申し上げますと、令和4年度で製作した枚数は1,027枚となっております。

○大田委員

1,027枚というが、これは光市使用の8cmが1,027枚。

○山口道路河川課長

ただいまの仕様につきましては、8cmの厚みのコンクリートの蓋のものが800枚、アングル付きの蓋が227枚となっております。

以上でございます。

○大田委員

800枚、在庫が常に二、三百個あるような、先ほど答弁したとおり、毎年毎年二、三百個ずつ余るわけ。それとも、800枚使うて二、三百個余るわけ。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問でございますが、昨年度は、設置のほうは650枚を設置しておりますけれども、先ほど御説明した中で、常時200枚から300枚の在庫を置くようにして、突発的な破損などに対応できるように、在庫を保ちながら、製作の枚数を調整しているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

この650枚使用したのは光使用の8 cmだけ、それともアングルつきのものなの。

○山口道路河川課長
両方でございます。

○大田委員
そしたら、650枚であったら、1,027枚であったら、約450枚ぐらい余っているんですが、その前から200から300枚余っているということになると、約七、八百枚余っているようになるんですが、その在庫はどういうふうにされているんですか。

○山口道路河川課長
在庫の枚数につきましては、常に現場の状況で掛ける枚数によって変化しております。単純に、ただ今申しました差し引きだけで、その枚数が現地に余っている状況ではなく、基本的には蓋をストックしている場所のほうに二、三百枚の在庫、おおむね年度末にはその程度の枚数になっておりますけれども、年度の途中におきましては、絶えず枚数が増えているということになっております。

○大田委員
これはある一定のところの在庫ではなくて、現場現場に置いているわけ。

○山口道路河川課長
在庫につきましては、1か所に置いております。

○大田委員
それで、先行委員の質問で在庫は毎年二、三百枚ずつ余るというふうな答弁だった。だからお聞きしているんですよ。去年は何枚使用されましたかって、650枚使用されましたと。造ったのは1,027枚造りましたよということは、300何枚、400枚までいかないか、それぐらい近く余って、その前の年からずっと余っているのに、二、三百枚ずっと余ってきているんだったら、相当余っているんじゃないかと思うんですが。それとも、そのところに、どこにいったか分からないような溝蓋が出てきているわけですか。

○山口道路河川課長
先ほど御説明しましたように、絶えず現場に一定数の枚数をかけたりという状況もございまして、単純に単年度の製作枚数と設置枚数の差引きが現地にある状況ではなくて、絶えずそこからまた現地にかけるなど、絶えず枚数は変化しておりますので、ただ、今、申しました以外のほかのもので、何かどこかにかけているということではございません。

以上でございます。

○大田委員

もうはっきりしちよるでしょう。1か所に溝蓋を置いてあると、管理していると。先行委員言われた、毎年毎年二、三百枚ずつ余るよと、去年も650枚しか使用していないよと。そしたら、単純に考えても、五、六百枚から去年とおとしただけでそれぐらい余っているわけ。以前からその枚数が余ってきちよったら、随分余ってきちよるわけですよ。そねなところをどういうふうにしちよるんですかとお聞きしちよるだけ。現場にも持っていっちよると言っちゃったから、また現場にも置いておくんですかと言ったら、いやそうじゃない、1箇所に置いちよると言うちゃったから、だけどそこがどうなっちよるんですかとお聞きしちよるんです。単純なもんでしょ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

先ほど、私が設置枚数を申しあげましたけれども、そちらは業務の中で業者に委託した枚数が先ほどの枚数でございますので、職員等が現地に直接持っていった枚数がさらに加算されますので、その差額によって、在庫が最終的には200枚から300枚という形になっております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、毎年毎年大体1,000枚くらい使いよって、ずっと二、三百枚の在庫のものがずっと残ちよるという考えで、それでいいんでしょう。

○山口道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それは主にどういうところで使いよってんですか。例えば、光全域とか、旧光市内とか、それとかまた新しい団地のところとか。

○山口道路河川課長

蓋の設置につきましては、光市内全体を対象に実施しております。

以上でございます。

○大田委員

大和地域にも使っておられますか、本当に。どこら辺使っておられますか。

アングルのやつは使っておられるかも分からんが、光市の8cmのやつは使っておられないと思うんですが。

○山口道路河川課長

旧大和地区につきましても、アングル蓋ではございますが、過去には塩田地区等にかけております。

以上でございます。

○大田委員

大和にはアングルつきのやつをやっておると。光市の8cmは旧光市内で使っておるといことで、結構光地区も、団地の中でもいろいろ、溝蓋がかかっているところもありますが、大和地区もありますから、両方お互いにやっていってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どこだったかな、河川水路整備工事で500万円ついているんですが、これに橋梁の補修工事は上がっていないように説明なんかでお聞きしたんですが、どこに入っているんですかね。

○山口道路河川課長

橋梁の補修の工事費につきましては、予算書180ページの上から3段目、道路整備事業の中の、市道舗装等整備等工事の1億2,780万円の中に含まれております。

○大田委員

何橋くらいやられるんですか。

○山口道路河川課長

2橋でございます。

○大田委員

場所はどこですか。どういう工事をされるんですか。

○山口道路河川課長

橋梁補修工事につきましては、1橋が浅江3丁目の跨線橋である虹の橋でございます、こちらはJRに委託する1億円の委託費とは別に、市が発注する予算として1,100万円が含まれております。もう一橋は、浅江の中村町の中央でございます、西の河原川に架かっている中村住宅中橋でございます、こちらのほうも予算1,100万円として、橋梁の断面修復等を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

中村町の中橋で断面修復、これは確か、欄干ありましたかね。欄干なかったんじゃないかな、上の方ですよ、下の方。

○山口道路河川課長

中村住宅中橋につきましては、先ほど申しました西の河原川にかかる橋でございます、酒店のある近くでございます。

○大田委員

了解。ほかのところは前回も御質問させてもらいましたが、欄干の架かっていない橋が結構多くありました。それを安全のために欄干をつける、安全性のためにちゅう工事を今回は予算つけてないんですが、補正予算でもいいですから、光市民の生命を守る、安全、安心のために、欄干をつける工事、ぜひとも予算つけてやってほしいと思いますから、よろしくをお願いします。

○笹井委員

ページでいうと180ページ、まあそのほかにもなるんですけど、先ほどからの審議で、道路であれば汐入線、高尾線、用地購入、脇田線、あと岩狩線とか西の河原川というのが出ていましたが、今回の予算書にはこういう図面が一切ついてないんですね。私の記憶であれば、4年前までは、こういう主要な予算計上されているものは、説明の中に資料としてついておったと思うんですが、なんでついていないんでしょうか。

○山口道路河川課長

工事等の箇所につきましては、関係部署と今後、必要性について検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

確かに私も前に聞いたときに、今年は新設工事がありませんよという年も1年くらいあったと思いますが、ただ今の質疑を聞いていますと、やっぱり補修の場所とか河川浚渫の場所、あるいは道路の用地購入の場所のときに、まずこの資料自体には路線名も河川名も何もないと。ただそれを聞いても結局場所がどこだか分からないという状態が、さっきから何回もあったかと思います。過去にはきちんと予算説明資料の中に図面もあって、なおかつ大きいところは予算発表のときにスライドで図面つきで、確か発表していたと思いますし、それで私も分かった上で質問などをしていたわけですが、今は本当に手探りで路線名を聞いて、場所を聞いて、どこだろうというようなことが繰り返されましたので、これは、おたくだけの所管ではないかと思いますが、ぜひそういう説明を今後心がけていただきたいと思います。

実際に特別会計になりますけれども、下水道も水道もきちんと工事する場所とか埋める管とか全部ついていきますし、だから、その特別会計の審議では、特にそういう場所が不明だということはないんですけど、今の話、建設部の道路河川についてはちょっと場所が分かりませんでしたので、ぜひ今後、改善をお願いしたいと思います。

説 明：沖本建築担当次長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

194ページの耐震診断と住宅建築物安全ストック形成事業補助金ということで、民間住宅の耐震化を進めてこられたわけなんですけれども、現状がどのぐらいで、今年度末にはどのぐらいを目指しているといいますか、その辺のところを聞かせていただけたらと思いますので。

住宅の耐震化については、平成15年に耐震化の計画を立てて、そのときが約64%で、平成27年までに90%の目標を設定していたと思います。

まず、その計画自体は、その後更新をされていないのかなとも思いますが、そういうのも含めて、現状の耐震化率なり目標設定と比較をしてどうなのか、その辺のところをお示しいただけたらと思います。

○沖本建築担当次長

まず、住宅の耐震化率の目標値についてでございます。

平成20年度に、光市耐震改修促進計画を策定しておりますが、この計画の中で住宅の耐震化の目標値は90%としております。この目標値については、現在も変更はしておりません。

現在の本市耐震化率についてでございますが、平成30年度に国が行った住宅土地統計調査、これが最新版のデータとなりますが、この調査結果から推計した本市の耐震化率は80.7%となり、目標値には残念ながら達していないという状況になっております。

以上でございます。

○森戸委員

その計画の目標は、平成27年の時点で90%までに達成しますよというお話だったのではないかと思うんですが、その辺のところはどのように理解されますか。

○沖本建築担当次長

住宅の耐震化につきましては、住宅以外の公共的な建物に関しては、目標の80%は到達したということは、以前に申し上げたことがあるかと思います。

住宅に関しては、まだ80.7%しかないので、目標の90%には達していないという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。ちなみに、県の平均であるとか全国の平均であるとか、その辺のところはどんな感じですか。

○沖本建築担当次長

県の耐震化率と全国の耐震化率の値でございますが、こちらと同じく平成30年度に国が行った住宅土地統計調査の結果から推計すると、県の耐震化率は81.7%、全国の住宅の耐震化率は87%となっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。全国平均、県平均よりも、光市としては低い現状があるということですので、予算に限りもございましたけれども、積極的なPRも含めてお願いできたらと思います。

それと、令和6年度末の時点で、どのくらい進捗するのかということ念頭に、どういう取組を行うのかという角度でお尋ねをいたしますが、光市公共施設等総合管理計画の中で、様々な市営住宅も含めて方向性が書かれているわけなんですけれども、まずは長寿命化計画が先ほども御説明ありましたけれども、令和3年から計画期間が10年ということで、令和13年までになっていますが、その中で供給戸数の2割カットという目標を掲げておられます。

そういうこともありながら、今回の予算の中で、いろんなところに住みかえをお勧めされたりしておられますので、そのように動いておられると思いますが、中間年になりますので、その2割カットに向けてどのくらいの現状なのか、6年度末でどのくらいになりそうなのか、その辺のところをお示しいただけたらと思います。

○沖本建築担当次長

6年度末時点での住宅の公共施設等総合管理計画における目標の達成に向けた取組ということでございますが、現在、市営住宅では用途廃止をする住宅、耐用年限を過ぎた住宅に関しては、ほぼ全てを用途廃止する住宅に指定し、随時入居者の移転を進め、除却を行っております。

令和6年度に関しましては、虹川住宅の全ての入居者の移転が完了しましたので、除却をする予定でございます。

この住宅の除却が完了しますと、これまでに除却が完了した住宅の戸数は101戸となります。

当初、公共施設等総合管理計画を策定した当時の住宅の全戸数は1,234戸でございましたので、戸数の削減率は約8%となります。

以上でございます。

○森戸委員

中間年ですから、10%としても8%でありますので、近づいているというふうに認識ができましたので、積極的に進めておられると思いますので、引き続き計画に沿ってやっていただけたらと思います。

それと、総合管理計画の中で、更新のときはイニシャルコスト、ライフサイクルコスト、省エネ化、CO₂の抑制に留意すると。PFIの活用も検討するというようなこと

だったのですが、今回、市営住宅の建設、松中ですよ、建設されるということで、計画にのっとってそういうふうな動きはされるのか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○沖本建築担当次長

民間活力の活用ということで御質問を受けました。

今回の松中住宅の建て替えにつきましては、計画の中で民間の活用について検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

それと、更新に際しては初期投資とか、ライフサイクルコストとか、省エネ化とか、その辺のところもCO₂の抑制とか、そういうところもうたってあるわけなんですけれども、そういう部分に関してはいかがですか。

○沖本建築担当次長

ライフサイクルコストや省エネ化などにつきましても、この基本計画の中でどういったものが考えられるのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森戸委員

分かりました。市営住宅の計画の策定に際して、しっかり総合管理計画に書かれたことを実現していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○沖本建築担当次長

一部答弁に修正をさせていただきます。先ほど、民間活用について検討していくと発言しましたが、民間活用については、今後も視野に入れていくということで訂正させていただきます。

○森戸委員

民間活用じゃない、民間活力の活用ですね。ちょっと意味合いが違ってくるのかなと思いますので、いいですか、そういうことで。じゃあ、お願いします。

○河村委員

今の市営住宅の建設事業のところ、市営住宅を建設していくという計画を立てておられるんですか。

よその市では、通常、民間の住宅を借り上げたりすることで、今までのような公共の市営住宅というものは、抑制をしているという方向性なんです、その辺りの検討については、もう済んだんですか。

○沖本建築担当次長

民間住宅の借り上げ制度については、今後も引き続き調査研究を進めてまいりたいと思いますが、一部、先進地の事例などをお聞きしますと、やはり民間住宅を借り上げた場合、その空き家がどうしても出てくる。その空き家に対しては、ずっと家賃を市が負担しなければいけないといった問題もあるようで、一部の市については、そういった事業から撤退をしているというお話も聞いておりますので、今後慎重に、そういったことも検討しながら進めてまいりたいと思います。

○河村委員

民間の、要するに借り上げ住宅が空き室になることも当然あるわけですが、じゃあ、今建ててある住宅の空いている状況、それはどう捉えるわけ。

○沖本建築担当次長

今現在、松中住宅に関しましては、管理戸数が123戸ございます。実際の今年の1月末時点ですが、入居者が59世帯と、約半数程度の、半分程度の管理戸数が空いているという状況です。

こういった空いている状況、松中住宅に限らず、用途廃止住宅に関しては同じように入居者の数が減って空き家が増えていると。これをまとめて集約再編をして、必要な戸数を供給しようという考えでございます。

以上でございます。

○河村委員

考え方として、要するに民間から借り上げた状態が空き家になって家賃を払わにゃいけん。ほうじゃから、今ある、じゃあ新しい住宅を造りましたが、幾らか空いていると。その空き家があったら使用料が入らないわけだから、条件は一緒なんよ。それが民間であろうが、たまたま先に建てるときに大きな費用をかけて建てたから、空いちゃっても収入がなくなるだけだから、そんな気はせんだけで、現実的には、民間の借り上げたアパートであろうが、公営で造ったアパートであろうが、入居者がおらんかったら入ってこんじゃから、条件はそこは一緒なんで。

もう随分昔に公営住宅建設するのやめようやという話はあったんですが、これから先の、今、うちも古い市営住宅がたくさんありますから、そういったものを、さっきの長寿命化計画みたいなものの中に議論が入っているのかどうか分かりませんが、大きな初期費用がかかるようなものはやめて、今、市内でアパートが民間企業の要請にあって、たくさん、今できよるんです。そこも何年かすると、もう入ってこない。空きが出ている。だから、10年前に建ったアパートは、今、空きがたくさん出ているんです。

だから、そういったものを上手に活用することで、地域経済を保つというのも一つの方法なんで、その辺りのところについて、ちょっとどうなんですか。

○沖本建築担当次長

まず、松中住宅の建て替えの方針についてでございますが、令和3年度末に策定いたしました光市営住宅等長寿命化計画において、松中住宅については建て替えを行うと判定をしております。

光市営住宅等長寿命化計画において、将来の光市の人口推計などから、令和13年度末には最低限確保すべき市営住宅の個数は640戸と推定しております。現在の市営住宅が、あと20年たてば約半分以上の市営住宅は耐用年数を過ぎてしまうということで、640戸は最低限でも確保しなければいけない数というふうに捉えておりますので、松中住宅の建て替えについては、室積地区の古い市営住宅の集約再編ということで必要かと考えております。

○河村委員

恐らく、いろいろ考えて計画づくりもされているんだと思いますが、今のようアパートの供給過剰、市営住宅というのではないです。民間のアパートの供給過剰というのは、10年たった大きなマイナス要因にもなりかねませんので、そういったものとのミックスといいますか、うまく調整をつくような形の政策というのにも要るのではなからうかと思えます。

それから、住宅やなんかを建てたときに、維持管理というのはどういうふうにされているんですか。

○沖本建築担当次長

室内の小さな不具合については修繕ということで、入居者から連絡を受けて対応しております。

建物の外回りについては、これも光市営住宅等長寿命化計画において、劣化度調査等行っておりまして、今後、維持管理していかなければいけない住宅を選定し、その中で計画的に改修工事等を行っているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

市営住宅というのは、簡素に造って、造りがね、あるのか分かりませんが、通常の大きな建物であれば雨水の整備をしたり、何か通常の維持管理できそうなものですが、市営住宅というのは、そういう日常の維持管理とかいうのは必要ないんですか。

○沖本建築担当次長

市の職員のほうで、そういった日常の管理については、定期的に日常修繕を回る中で気が付く範囲で行っております。

○河村委員

それは市営住宅だけではなくて、あなたらが監修した、建てた、市のほかのいろんな

建物についても同様ですか。

○沖本建築担当次長

他の公共施設につきましては、完成検査、完成で引き取りをする際に、所管課のほうに取扱い説明を行っており、その中で、そういった維持管理の方法についても説明をさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

あなた方が行くんじゃないなくて、そういったことで申合せというか、説明をしていると。意外にそういうものはないのと一緒に、担当が変わっただけで、もう次には忘れちゃうような状況が続いて、結構、建物の維持管理というのは難しいですね。忘れていきますし、普段、自分らの実体験というのはないからですね。ひとつマニュアル的なものも作って、市営住宅管理人がおりますから、そういった人にもやっていただくとか、そういうことが望ましいんじゃないかと思っておりますので検討しておいてください。

以上です。

○大田委員

194ページですか、弁護士委託料で1件の明渡しの係争中ということでありましたが、収入の部で20ページを見ると、1億3,376万4,000円の収入が、市営住宅使用料が入っているんです。

それらは過年度分も現年度分も入っておりますが、これの総数、現年度分の総数、過年度分の総数、それと何パーセント入っているか、空き率を教えてくださいなんですが。

○沖本建築担当次長

総数というのは入居者の。

○大田委員

じゃけえ、市営住宅が何戸あって、現年度分は何戸払って、過年度分は何戸払って、要するに100%のうちの60%しか入っていないところが、80%も入居率があるかということですよ。

ちょっと今、分からない。分かりました。そしたら、また後、教えてください。

それと概要の46ページも載っちゃうんです。それで予算書の中の194ページにも載っているんですが、松中住宅の建て替えにおいて、今、50%程度入っておられるが、出ていってもらうように4戸分を引越し費用とかいうのを見られたんですが、これは、以前から長寿命計画になったら、松中住宅はもう、今現在においては、計画においては、もう建て終わって、もう2戸か3戸くらい建てるような感じの計画だったんですが、その進行状況が、えらい遅くなっているんですが、その理由というのはどういうことなんですか。

○沖本建築担当次長

市営住宅の建て替えにつきましては、実施時期を調整することで事業費の平準化を図り、財政負担の軽減を図りながら行っていく必要があると考えております。

平成23年度に策定いたしました当時の光市営住宅等長寿命化計画では、溝呂井住宅の建て替えを最優先で取り組む課題と位置づけ、その後に松中住宅の建て替えについて検討するということとしております。

また、令和3年度末に見直しました現行の光市営住宅等長寿命化計画においては事業期間の見直しを行っており、このたびの建て替えに係る計画の策定も、その見直し後の長寿命化計画に基づくものでありますので、計画のとおりであると考えております。

以上でございます。

○大田委員

これは実際に計画されると、令和6年から令和7年度において計画されると、実際に実行したら、いつ頃完成予定になるわけですか。

○沖本建築担当次長

完成の時期に関しましては、この基本計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

完成は、極端な言い方をすれば20年後かも分からないというふうに聞こえるのですが、どうでしょうか。

○沖本建築担当次長

何度も繰り返しますように、完成時期につきましては、この基本計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

なんぼ言うても、策定を検討するで済むんでしょうが、このような松中住宅なんかも、耐用年数も、随分過ぎているわけです。それにおいて、以前から策定、建設が5年後とかいう関係でから図にも示されちゃったんですが、それがずっと延び延びにきて、今度、ようやく策定になるんですが、一棟一棟の中に、10棟あった中に1戸入っているから、なかなか計画が進まないということもあるんでしょうが、そういうところを、このたびは4戸、他市営住宅に移るからということで、その辺のを、市としては推し進めるということはないんですか。

○沖本建築担当次長

建て替えに関しましては、新たに整備をする住宅へ移転する入居者もいらっしゃると思いますし、他の市営住宅へ移転する入居者もいらっしゃると思います。

今、現に数世帯の入居者が移転を希望される方がいらっしゃるということで、この計画の策定と同時に、移転も先行して進めていくものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、松中住宅の住民が全部移転しなくちゃ、あそこで建て替えができないということですか。

○沖本建築担当次長

先ほども申しましたが、新たな住宅へ移転する者もいらっしゃいますでしょうし、他の市営住宅へ希望される方もいらっしゃると思いますので、入居者の意向というものを最優先にして、この事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

普通の人が考えたら、松中住宅はいろいろあそこにあるんですが、あれを3棟か4棟分の中が空き住宅にされたら、1棟分は完全にできると思うんです。

そこに対して、古い松中住宅におられる方に対して御入居願って、また新しいのを建て替えるということが普通になったら考えられるんですが、そういう考えは今の答弁ではなかなか聞けないんですが、どうでしょうか。

○沖本建築担当次長

今の既存の松中住宅の建物を使って、集約を先にして建て替えようというお話だったかと思うんですが、今の古い住宅は耐用年限を過ぎておりますので、そういった活用方法では難しいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

松中住宅は何戸建て替えようとされているんですか。

○沖本建築担当次長

松中住宅の建て替え戸数の予定でございますが、これも入居者の意向等を聞きながら、住宅の建設戸数については、この計画の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

となると、全く計画をしていないと。何戸建てるかという計画をしていないというふうに聞こえるんですが。

○沖本建築担当次長

このたびの計画策定に関する予算に関しましては、そういった基本的な事項、建て替え戸数でありましたり、建設場所でありましたり、そういったものを検討するための計画でございます。

以上でございます。

○大田委員

以前にそういう計画を策定するという計画を立てられたのは、もう全然していなかった。初めて、今からするというふうに捉えられるんですが、それでよろしいんですね。

○沖本建築担当次長

松中住宅の建て替えにつきましては、光市営住宅等長寿命化計画において建て替えという方針までは立てておりましたが、その中身については、これから計画をつくる中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。いつも計画だけで、なかなか実行が移されにくいというふうに感じました。今後とも計画実行をよろしくお願いします。

○笹井委員

ちょっと私も、ちょっと私の観点で、松中住宅の移転建て替えについてお聞きします。

ちょっと今、先行委員の質問の確認になりますけど、今おられる方については、民間への転居、あるいは他の地区の市営住宅の転居を促しているのであって、松中住宅の中で1か所に一回集約するというのは、そこは考えはないということでもよろしかったんですか。

○沖本建築担当次長

仰せのとおりでございます。

以上です。

○笹井委員

集約した後、空いたところから取り壊していくということですが、これは段階的につくっていくのか、それとも全部一遍に更地にして一遍に建てるのか、その辺は6年、7年の計画の策定の中で示されるということなんですか。

○沖本建築担当次長

計画の中でそういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○笹井委員

分かりました。

あと、今おられる、松中住宅におられる方が、今の住宅は、もう耐用年数も過ぎてなくなるということですが、この地に残りたいという場合は、新しく建て変わった松中住宅に、一回外の住宅に出た後、Uターンみたいな形になると思いますが、それは可能なんでしょうか。

そして、その際の家賃というのは、何か従前の家賃と新しい住宅の家賃とは、大分差があると思いますが、経過措置とか低減措置みたいなのはあるのでしょうか。

○沖本建築担当次長

今の既存の住宅から新たに整備する住宅へ移転した場合の家賃の経過措置についてでございますが、5年間の傾斜家賃を採用しております。5年経過後は正規の家賃へ戻ります。

以上です。

○笹井委員

はい、理解しました。終わります。

○大田委員

昨日もお聞きしたんですが、側溝蓋について、年間約1,000枚からやりかえるというような答弁を頂いたんですが、新設もあるでしょうが、1,000枚近く廃棄物、不要になった側溝蓋があると思うんですが、その処理は、最終処理はどういうふうにされているのかお聞きしたいんですが。

○山口道路河川課長

側溝蓋の処分についてのお尋ねでございますが、こちらは業務委託の中で、委託した業者がコンクリートの再資源化施設へ運搬し、適正に処分をいたしております。

以上でございます。

○大田委員

すみません。これはコンクリート廃棄物になるから、産業廃棄物になると思うんですが、そこのところをもう少し詳しく、最終処分場まで確認せにゃいけんのんじゃないと思うんですが、よろしくお願いします。

○山口道路河川課長

蓋のようなコンクリート構造物につきましては、再資源化施設のほうで処分をしております。再資源となる再生クラッシャーランなどに変える、つまり再資源化するという目的で、そのような施設で処分をいたしております。

以上でございます。

○大田委員

再生処理と出したような答弁だったと思いますが、そういうのは確認はされています。

○山口道路河川課長

確認につきましては、マニフェストと呼ばれる処分によって出される伝票がありますので、最終的に業者からその写しをいただいております。

以上でございます。

○大田委員

そのためにマニフェスト、そのためのマニフェストを頂いているということですね。我々に、その成果物を見せてください言うても、見せてもらえるわけですね。

○山口道路河川課長

公開することは可能と考えております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、見せてもらうことになるかも分かりませんが、そういうのは、ちゃんと最終処分までは確認していると。もう一度確認しますが、確認しているというように思っ
てよろしいわけですね。

○山口道路河川課長

はい。適正に確認しております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市立保育所設置条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

みたら保育園を閉園するというのは分かりましたが、これは、財産はどこに保有になるんですか。終わった後の。

○温品子ども家庭課長

現在、行政財産ですので、市が保有しております。
以上でございます。

○大田委員

そうすると、市の企画のほうが、いろいろ今後の方針を決めるということで、了解でよろしいということですかね。

○温品子ども家庭課長

現在、行政財産ですので、所管のほうで今後の対応について考えていくこととなります。子ども家庭課のほうで対応することとなります。
以上でございます。

○大田委員

跡地のほう、よろしくをお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第15号 光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長～別紙

質 疑

○河村委員

59ページの、身体的拘束等の適正化の推進。この身体的拘束についての、要は、その解説が、結構まちまちのところがあるような気がするんです。

通常、昔でいったら、体を縛ったりとか、そんなことが身体拘束ということですが、今、施設の玄関の鍵をかけるとか、当然部屋の鍵をかけたら、その拘束になるわけですが、その辺りの解説はどうですか。

○加川福祉保健部次長

詳細の解説については、ちょっと今、ここでなかなか明確にはお答えは、ちょっと難しいんですけども、今回、やってはいけないというのが、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、これはもう仕方がないと。それ以外は、今、委員が言われたようなことも含めてだと思えるんですけども、やってはいけないということでございます。

○河村委員

私が言うたのは、ちょっと幅があったわけですが、建物の玄関から入ったり出たりするところについての施錠も身体拘束に当たるという解釈でいいんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

明確な定義については、委員が言われたことについて、国からも明確には出ておらないんですけども、確かに身体拘束とって言われますと、ベッドにくくりつけるであるとか、まさに動きをとれないようにする、こういったものは間違いなく該当すると思います。

その他の部分については、現状ではどこまでがどうあるかということは、定義のお示しがまだ明確ではない以上、そこまで当たらないのではないかとということで推察しております。

○河村委員

恐らく明確に出ているんです、その中身については、その辺りのところは、こういっ

たときにしっかり確認をしながら進んでいただけたら、同じようなことをやっても効果が違うというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

58ページの2の改正の概要のAで、44人以下であれば書いてあるんですが、44人を1人のケアマネジャーが見るようなことを書いてあるんですが、以前は1人のケアマネジャーが何人の患者を見よっちゃったんですか。

○加川福祉保健部次長

改正文、53ページを御覧いただければと思うんですけども、53ページの中ほどあたり、改正文ですけども、第5条第2項のところで、35を44というふうに今回改正をしております。

したがいまして、改正前は35でございます。

以上です。

○大田委員

以前は35人の患者さんに対して1人のケアマネジャーが面倒を見ていたと。

でも今回は、1人のケアマネジャーの人が44人の患者さんを見るというふうに改定されたんですが、ケアマネジャーの負担が増えるのではないかと思うんですが。

○加川福祉保健部次長

この基準といいますのは、ケアマネジャー1人当たりが、改正前でいきますと35人を持たなければならないというのではなく、事業所ごとに配置するケアマネジャーの数を定めたものでございます。

したがいまして、35人を超えたらもう一人必要ですよというような基準でございまして、これは決して35人を持たなければならないというものではございません。

このたびの改正に当たりましては、国のほうも様々な調査をする中で、35人で1人という状況であれば、人材の有効活用を図ることができないと。いわゆる36人以上でも対応可能な状況にあるというようなことが明らかになったということがございますので、国のほうでその基準を見直す中で、35人を44人というふうに改めたものでございます。

ちなみに60ページのほうで、独自基準の設定というのを表で定めておりますけれども、人員基準につきましては国の基準どおり定めなければならないということとなっておりますので、このたびの改正に当たっては、国の基準のとおり、35人を44人に改めるということにしたところでございます。

以上です。

○大田委員

35人を見るのが1人のケアマネジャー、それは30人かも分かりませんが、一応最大限

35人を1人のケアマネジャーが今までは見ておられたと。それがこのたびの改定では最大44人までのケアマネジャーが1人で、40人の患者をケアマネジャーの人が1人で見ることができるというふうになったわけですね。

以前は、最大35人までだった。約9人の増加になって、ケアマネジャーの負担がかからないでしょうかとお聞きしておるだけです。

○加川福祉保健部次長

ケアマネジャー1人当たりの負担ということで申しますと、先ほども言いましたけれども、36人以上でも対応可能な状況にあるという調査も出ているというところでございますし、負担が増えるか増えないかということになれば、確実に9人分は増えると思います。

ただ、1人当たりの1か月の労働時間の投入時間等も減少しておりますし、近年ではパソコンの普及等によってかなり効率化も図られているところで、その辺りについては1人当たりの負担が減っているというところから、9人の増加ということまで対応可能という判断を国のほうでされているところでございます。

○大田委員

幾ら言っても国がやっちよるから、その理由づけを一生懸命やっておられるんですが、一応は1人が35人まで最大限見られておったのが、9人増えて44人になるというのは、絶対的と言っていいほどケアマネジャーさんの負担が増えるわけです。

そここのところはもう少しよく考えられて、今後の施行に当たってほしいと思うんですが、それ、頼みましたよ。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ④議案第16号 光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第17号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第18号 光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

17号でも同じことなんですが、96ページに、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づける、これはどういうメンバーを考えておられるのか。

また、令和9年3月31日まで経過措置ということは、令和9年3月31日まで無理に設けなくてもいいということだろうと思うんですが、そのところの解釈をどういうふうにするのか、お聞きしたいんですが。

○加川福祉保健部次長

委員会の設置、経過措置で9年3月31日までは経過措置ということでございますが、委員会の設置については、設置をすることを求めておまして、どういうメンバーでやるかということについては、事業者の状況に応じて判断をされるものというふうを考えておりますので、どういったメンバーでというところの基準までは定めるものではございません。

以上です。

○大田委員

そうすると、施設の都合のいいメンバーだけで、「はい、やりました、やりました」となるということにも考えられるわけですから、そのところはしっかりと監視の目を向けて行ってほしいと思うんです。

また、令和9年3月31日までは経過措置ということですが、3月31日を過ぎたら、これは委員会を設置しなければならないと考えてもいいんですか。

○加川福祉保健部次長

これは委員会の設置を義務づけるということでございますので、経過措置を過ぎた場合には、それは、もう設置を、必ず設置ということになります。

○大田委員

しっかりと、そのところは、よう福祉のほうで守られているかどうか、どういうメンバーかどうかというの、しっかり確認してください。

討 論：なし

質 疑：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第19号 光市大和地域民間診療所誘致条例を廃止する条例

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

約10年近く、この条例ができちゃったわけですが、その間で活動というか、誘致でここに来てもらえるようなというのは何件くらいあったんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

9年間で1件の御相談がありましたが、誘致には至っておりません。

○大田委員

そのほか、ないということで、この条例を廃止するに当たって今後のことを考えると、大和地区には2週間に一遍、大和病院に来られるとか、眼科が来られるとか言っておられたんですが、そのところの今後策は、条例を廃止したから、うちは関係ないわという気でおられるのか、また今後策はどういうふうにしたらいいかというのを、対策とか一応考えておられるのかどうか教えてください。

○田中健康政策担当次長

現在、大和地域におきましては、この9年間の医療環境の変化により、条例に該当しております診療科目においては、一定の地域医療の確保ができたと考えているところで

す。

このたびは、これ以上の事業の継続は得策ではないと判断して、条例廃止を上程したものです。

○大田委員

院内診療やら院外診療言われたら、日本各地にいろいろ院外診療施設もこのような誘致でもってからやっておられるところが、多数やっておられるところもあるんですが、そういうところの視察なんかは行かれて、そういうふうな誘致を呼び込もうと、ドクターを呼び込もうということは、どのような感じでやっておられたのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

本条例につきましては民間診療所誘致条例でございますので、病院等内の診療所の誘致におきましては、検討には入っておりません。

○大田委員

だから院外診療所のところも、ようけ日本全国あるんです、やっているところが。市が誘致をして、そういうところなんかも視察に行つて、こういうふうにしたらええとかいう考え、誘致を呼び込むようなことはやられたんかどうかというのをお聞きしているんです。

○田中健康政策担当次長

視察には行っておりません。

○大田委員

文章つくっただけで終わりじゃったんですか、そうなる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

市が補助金を出す、誘致をするという民間診療所、それに対する場所は日本中、結構あるんです。そういうところにも視察に行かれたんですか。

○田中健康政策担当次長

視察には行っておりません。

○大田委員

どういう状況かというのは、把握はできなかったという解釈になりますが、それでよろしいんですか。

○田中健康政策担当次長

条例制定前の平成26年度のことでございますが、全国の誘致をされているところにお問合せをしたり、先進地の視察には行っております。

○大田委員

今、言っていないと言いながら、今、先進地の視察は行かれたという、どういうことですか。

○田中健康政策担当次長

診療所には行っておりません。先進地の視察ということで、行政のほうに視察に行っております。

○大田委員

それのときの受けた印象というのは、どういう印象を受けてあったんですか。

○田中健康政策担当次長

その当時は私は行っておりませんが、先進地視察をした内容を踏まえて、平成27年度に条例を制定する参考にさせていただいたというような状況でございます。

○大田委員

民間診療誘致、条例をつくる前に先進地に視察に行かれたとか言われたんですが、そこでいろんな、私も実際にそういう市町村、何か所か訪れさせていただきました。

そしたら、いろんな条件緩和やら、いろいろありましたが、そのところで、ドクターが来るのがそこがいいと決められて、そこに来たんじゃろうと思うんですが、そのところをもう少し深く検索して、ドクターはこういうところで、こういう条件だったら来たいというような条例を改正されてもよかったんじゃないかと思っておりますので、今後は、今、大和は2週間に一遍の眼科で、泌尿器科は目の前に泌尿器科で全市内に送り迎えしよるから、地元のところには成り立っているというような感じのものの言い方をされておったんですが、やっぱりドクターのところに行くのには、今は高齢者にとっては足というものが少なくなっている状況でおりますので、なるだけなら、そういうのを廃止、廃止されるのはしょうがないんですが、そのところをもっと積極的な方策を取って、今後は方策を取ってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

討 論：なし

質 疑：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

⑧議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、光市当初予算案の概要22ページですね。総合福祉センターオストメイト対応トイレ設置工事120万円についてお聞きをします。先ほどの説明の中で、あいぱーくのバリアフリーのトイレというところをオストメイト用トイレに改修をしていくということで、この工事のスケジュールについて、まずお示しをください。

○岡村福祉総務課長

現状、具体的な工事の日程については決まっておりますが、なるべく早く工事が完了できるよう、手続を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

現時点ではまだ決まっていないということですが、なるべく早くやっていただけるということで理解をいたしました。その上で、今後、このいわゆるオストメイトトイレというところが新たに設置されたというか、改修が終わったときには、広く市民のほうにも周知していただきたいというふうに思いますので、御対応のほうをよろしく願いをしておきます。

それと、もう一点。予算案の概要の22ページ、こちらが災害時用ストーマ保管事業について少しお聞きをさせていただきます。まず、実際にストーマを預ける際には、どのような申請が必要なのか、この部分について、まずお示しをください。

○岡村福祉総務課長

災害時用ストーマ用具保管事業につきましては、災害時等の有事に備えて、あいぱーくでお預かりします。10日分程度のストーマ用具をお預かりするんですが、申請時には、お預かりしたストーマ用具の管理に必要なため、ストーマ用具をお預かりするたびに申請書の提出をお願いしたいと考えております。

以上です。

○小林委員

申請書の提出が必要ということで、その部分について理解をいたしました。

その次の質問なのですが、災害時、例えば、ストーマの受け取りというところは、どのような方法を想定されているのか、この部分についてお示しをください。

○岡村福祉総務課長

有事の際の配送につきましては、現状でお答えいたしますと、制度の利用者の居住地近くの避難所への配送を基本に考えております。ただ、今後実施していく中で、どのような方法が確実に利用者さんのストーマ装具が手元に届けられるのかは、利用者の御意見も伺いながら、制度を運用していきながら利用者さんに有効な方法を考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○小林委員

理解いたしました。非常にいいなと思ったのが、やはりこの制度というものは、新たに始まったという制度もありますし、その上で実際の運用の中で何か課題があれば、それに対してしっかりと対応をしていくちゅうような御答弁だったというふうに思います。ぜひこの点についてお願いをしておきたいというふうに思います。

もう一点。先ほどの御回答の中で、10日間程度のストーマというところを保管を想定されているようなこともお聞きをしましたが、例えば、どれぐらいの期間預けられるのか、この部分についてお示しをください。

○岡村福祉総務課長

ストーマの預かり期間なんですけれども、ストーマ装具、衛生用品ですので、現状では、基本的には年に1回程度は交換の手続きをしていただきたいというふうに考えております。ただ、ストーマ装具の申請、現在、4か月または6か月に1回あいぱーくに申請に来ていただいておりますので、その際に入替えの手続きをしていただくのが便利なのかなというふうには思っております。

以上です。

○小林委員

今の、いわゆるどれぐらいのストーマをという部分と、期間も含めて、そして、実際の申請のタイミングを含めて御回答をいただきました。よく理解ができました。

私からは以上でございます。

○河村委員

それでは、88ページの下段のほうの連合遺族会の補助金について、こういった趣旨で出しているのか。

○岡村福祉総務課長

連合遺族会の補助金につきましては、光市連合遺族会の事業費に対する補助としております。項目につきましては、慰霊顕彰活動の啓発とか推進に係ること、それから、戦争に関する研修会等の開催や参加、例えば、御国神社の春季例大祭の参列に係る経費とか、県の戦没者遺族大会の参列に係る経費とか、そのあたりでございます。

○河村委員

事業費補助と言われたんですが、一応いろんな参列したりすることも事業の一つだと、こういう解釈でええですね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○河村委員

その下の生活と健康を守る会の補助金、これについてのちょっと趣旨をお願いできますか。

○岡村福祉総務課長

生活と健康を守る会の補助金につきましては、こちらにつきましても、各種県の大会とか、そういったものの参加、それから、訪問しての相談活動等を行っておられますので、そういった活動に対する助成、あとは研修会等を対象としているところでございます。

○河村委員

先般、令和5年度の予算については不執行ということで落とされたわけですが、県大会とか訪問何とかと言われたんですが、その活動内容についての精査はしていただいているんですよね。

○岡村福祉総務課長

補助金の申請があった際には、活動状況等を確認しながら補助金の交付をするように努めているところでございます。

○河村委員

まだ補助金の申請がないという。

○岡村福祉総務課長

令和5年度は、補助金の申請がないということになります。

○河村委員

じゃ、補助金の申請はないけれども、予算はつけていると。

○岡村福祉総務課長

令和5年度につきましては、補助金の申請をされないという意向を示されました。令和6年度の補助金については、令和5年度の活動の状況を見ながら、令和6年度に入って改めて検討をしたいというふうな意向が示されましたので、6年度予算については計上させていただいております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○河村委員

90ページ、上段の地域福祉活動推進事業ということで、社会福祉協議会に補助金が出ているんですが、この後の段のところで、何じゃったですかいね、就労支援か何かの補助金が別に出ていたと思うんですが、社会福祉協議会のこの補助金は、人件費なんですか。細かい事業費の積み上げを補助金にしているというんじゃないくて、社会福祉協議会に抱えている人間の人の人件費の補助をしようと、こういう話なんですか。

○岡村福祉総務課長

社会福祉協議会の補助金については、一応事業としては、日常生活支援事業や総合相談ふれあい事業、ボランティア振興事業等の事業に係る経費も当然計上しておりますけれども、その大半がそういった事業の運営に必要な人件費となっているような状況でございます。

○河村委員

その中身を分析するに当たって、事業費に当てはめて人件費をやるようなやり方ということにはならないんですか。

○岡村福祉総務課長

現状においては、事業ごとの人件費の積み上げというよりは、こういった事業を総合的に運営するための人件費を積み上げての補助金という形になっております。

○河村委員

118ページの今の生活困窮者自立支援事業のような格好で、実際には人がやる話だから、人件費とは言いながら、こういった事業費補助を当てはめることはできないんですか。

○岡村福祉総務課長

そのあたりにつきましては、ちょっと今後、社会福祉協議会のほうとも相談していく必要があるかなと思っております。

○松村福祉保健部長

社会福祉協議会の運営の、すいません、地域福祉活動推進事業につきましては、これ

自体が事業ということでございます。この中に、先ほど申し上げました小さなボランティア振興事業であったりとか、総合相談ふれあい事業など細かな事業がありますがけれども、それぞれの事業ごとに人件費というのは非常に計算しづらいので、大きくまとめて地域福祉活動推進事業という形で人件費部分を見ているというふうにお考えいただければと思います。

○河村委員

今、光の社会福祉協議会には50人のパートさんとか、そういったものも含めて、そういった人を抱えている中で、要は、介護保険のように有償部分を抱えている。その有償部分があるがゆえに、ほかのある意味で言やあ、介護事業所との競合もある。そんな中で、もしも介護事業をやめて全部を支援するという形なら、それはそれで一つの意義のあることだと思いますが、あくまでも有償部分を抱えて、いろんなところで何か私にはそれが障壁になっているような気がせんでもないんですよ。

○松村福祉保健部長

今、地域福祉活動推進事業と申し上げましたけれども、当然この部分は不採算部門といいますか、収益事業以外の部分を総称的にしております。先ほど委員が参考に出されました自立相談支援事業、これらについては、個別の事業として会計も分けておりますし、人員も別人員として配置している。介護についても同じように介護の会計を設けておりますし、そこに配置する人員の人件費というものは、この地域福祉活動推進事業の中のものには含まれていないというような状況でございます。

○河村委員

理解はできるんですが、要は、有償部分じゃから、じゃあ、ほかのここで人件費を出している人が介護に手出しちゃいけないとか、そういう垣根はないわけですよ。そういったことは、やっぱり周りのそういう介護事業をやられている人にも理解をしていただく必要ちゅうのはあるんだろうと思うんです。50人と言いましたが、そのうちの8人ぐらいが正職員じゃったかな。ある意味ではすごい大きな事業所になっていますので、ある程度のはっきりしたすみ分けというのが必要なんだろうと。一遍にそれをやれという話じゃなくて、そういったものを少しずつやっていくのか、あるいは、今の介護事業そのものをやめていくのか、何かそういった選択をそろそろ迫られているんじゃないかと思しますので、そのあたりは検討をしてください。

それから、92ページの上段の施設用備品購入費550万円ということで、これは今、あいぱ一くの中にある障害者施設のことだろうと思うんですが、ちょっと中身を詳しく教えてもらっていいですか。

○岡村福祉総務課長

施設用備品購入費550万円は、身体障害者デイサービスセンターの中に浴室がございしますが、そのうちの間浴槽のリフトつき入浴装置が老朽したため、取替えをするもの

でございます。
以上です。

○河村委員

このリフトは、補助が出るようなことはないんですか。

○岡村福祉総務課長

このリフトの購入に当たっての補助制度は、ないように確認しております。

○河村委員

最近いろんなメニューができていの中で、その原因というのは、市の直営だからできないとか、そういう類のものなんですか。私、この間、ちょっと共同募金のお話を聞かせていただいたんですが、そこではいろんなタイプの補助が出ているんですけどね。

○岡村福祉総務課長

原則的には、公設の施設は、民間の補助事業の対象にはならないものが多くございます。その中で、身障デイの今回の中間浴槽についても、民間の助成制度等も検討しましたけれども、該当になるものはなかったということになります。

○河村委員

共同募金の補助制度も調べてみたけれども、該当しなかったと。こういった設備、今、お風呂のリフトとか、それから浴槽とか、いろんなもののメニューがあったんですが、それも該当しなかったちゅうことなんですね。

○岡村福祉総務課長

原則的に、共同募金会とか、ほかには日本財団とかあるんですけども、市が設置する、地方公共団体が設置する施設は対象とならないというように聞いております。

○河村委員

118ページの先ほどちょっと話をした生活困窮者自立支援事業、随分件数が減っているということなんですが、原因とか、そんなものの分析ができていんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

明確な理由はちょっとはつきりはできないんですけども、おそらくにはなってくるんですが、コロナ禍で一時的に社協が、社会福祉協議会のほうで実施されています貸付金が、コロナの関係で規制が、規制というか、条件がかなり緩和されたことがありまして、その貸付けに当たっては、生活困窮者の自立相談支援事業を利用することが条件になっていた。その関係で、令和2年度、3年度については新規の相談がかなり多かったように思います。その後、コロナ禍も落ち着いてきて、だんだん相談件数が減少してき

ているのではないかなというふうな感覚でいるところでございます。

○河村委員

結構難しい問題を取り扱っていただいているんですが、何か専門知識を持たれた方がいらっしゃるんですか。

○岡村福祉総務課長

自立相談支援センターに配置している職員につきましては、基本的に社会福祉士の資格を持っている方に従事していただいていますし、その方について、県だったか県社協だったかちょっと定かではないんですが、そちらが自立相談支援事業の相談員として必要な研修を実施していますので、その研修を受けていただいているところでございます。

○河村委員

社会福祉士の免許を持つことも大事だとは思いますが、そういった経験、あるいは、いろんな講習を受けることで、何ちゅうんですかね、自分のスキルを上げることも大事だと思いますので、そういった方のそういう研修とか資格とか、そういうものを積極的に応援していただくといいかなというふうに思います。

以上です。

○松村福祉保健部長

先ほど課長のほうから、県等が行うというようなお話がありましたけど、国が行う養成研修、こちらのほうを受講していただいております。

以上でございます。

○大田委員

92ページの下段のA型給付費とB型給付費、昨年よりも増額になったというふうにお聞きしたんですが、どのぐらい、まあ人件費じゃろうと思うんですが、何人ぐらい増えて、どこに給付するのか。

○岡村福祉総務課長

A型給付費のほうですが、こちらは、利用者の実績は58人で、特に増加はしておりませんが、給付費の見込みが上昇したこと、それから、体制が充実されて、そこの給付費の単価が上がったことが影響されているというふうに感じています。

それから、B型給付費のほうは、実績が118人から120人程度と、2名程度増えております。ただ、利用者の実数はそんなに変わっていないんですけれども、利用日数自体が延べで1万300日程度から1万700日程度、それから、2万1,000日程度から2万2,000日程度に伸びていますので、利用回数自体が増えている、個人一人一人の利用回数、通所の日数が増加しているというふうに考えています。

それから、給付については、この制度は給付費代理受領となりますので、市のほうか

ら施設のほう、御利用者さんが利用されている施設のほうに支払うという形になります。

○大田委員

施設のほうに直接支払っているの。今、そういうふうな感じじゃったが。

○岡村福祉総務課長

給付費については、市から、経路としたら、市から国保連合会のほうを経由して施設に支払うという形になります。

○大田委員

国保連合会に払って施設に行くという。じゃったら、請求も施設から国保連合会に行って、市のほうに請求が来ると。それで、利用日数が増えたちゅうのが分かるということになるんですかね。

○岡村福祉総務課長

今、委員がおっしゃったように、施設の利用実績に応じて、施設から国保連に利用実績と請求が上がって、それを基に国保連から市のほうに請求があります。それを市から国保連に支払って、国保連を通じて施設のほうに給付費が支払われるという仕組みになっています。

○大田委員

それは確認とか何とかされているんですか。それとも、もう申請のままちゅうことですか。

○岡村福祉総務課長

請求の際には利用実績等も合わせて添付されていますので、その利用実績に応じた給付の請求がされているかは、市のほうで確認をして支払いをしています。

○大田委員

じゃけ、確認はされていると。

○岡村福祉総務課長

給付の実績を確認した上で支払いをしているということです。

○大田委員

給付の実績というのは、給付されたかどうかちゅうのを確認でしょう。

○岡村福祉総務課長

利用の実績を確認した上での支払いをしているということでございます。

○大田委員

了解。しっかりと確認をして支払ってもらいたいと思うんです。

また、次に、94ページ、放課後等デイサービス給付費として、何か障害者のことをちよっと言われておられたんですが、そこんところをもう一遍詳しくお願いしたいんですが。

○岡村福祉総務課長

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対する生活能力の向上の訓練や社会との交流促進、それから、放課後の居場所づくりのために設置しているものでございます。

○大田委員

これは普通の放課後の……。すみません、私の聞き方が悪い。これは、放課後ちゅうことは、学校ということですよ。小学校、中学校ということだと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

小学校、中学校、それから、総合支援学校の高等部までが含まれます。

○大田委員

それは1か所に集めるんですか。それとも、小学校なら小学校のデイサービスのところ、中学校なら中学校のデイサービスのところということですか。

○岡村福祉総務課長

放課後等デイサービスは、いわゆる市内に設置してあるサンホームとは違いまして、それぞれに設置がされています。それぞれの施設で小学校から高校生までの受入れをされている状況でございます。

○大田委員

だったら、光市としては何か所ぐらい。

○岡村福祉総務課長

市内には、現在5か所設置されております。

○大田委員

何人ぐらい通っておられる。

○岡村福祉総務課長

延べで現在98人程度です。

○大田委員

随分通っておられるんですね。それで、5か所、その面倒見る方も大変だろうと思うんですが、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

それと、三島温泉の地下水が何か漏れているからという説明があったと思うんですが、概要の22ページの下から3段目ですかね。浴室及び脱衣所の地下ピットに滞留する地下水対策と書いてあるんですが、これは、地下水排水等のあれは、設備はしていなかったということになるんですか。

○岡村福祉総務課長

御指摘のとおり、地下水の排水設備は、現状では設置しておりません。

○大田委員

何年に一遍ぐらい排水対策されるんですか。

○岡村福祉総務課長

降雨の時期とかにもよりますけれども、多いときでは1週間に1回程度排水をしていることもあるし、少なければ二、三週間に1回、手作業で排水作業をしているというふうに聞いております。

○大田委員

これは、排水ポンプなんか常設しておられるんですか。それとも、そのためにとか、その仕方はどういうふうな感じでやるんですか。

○岡村福祉総務課長

現状では、ゆーぱーくの職員が地下水のたまり具合を確認して、手作業で作業をされております。

○大田委員

手作業で、3,800万円のうち、金があればかかるんですか。どこやったかな。何ページやったかな。102ページか。102ページで、地下水のやつは、施設整備工事の300万円か。300万円もかかるんだ。

○岡村福祉総務課長

この300万円につきましては、現在、手作業でやっておる排水作業について、地下にあることで換気とかも十分できませんので、そこに排水ポンプ等を設置して、自動で排水をできるような設備を設置しようとするものでございます。

○大田委員

新しく自動で排水ポンプを設置しようとする事業。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そう言ってくれば、初めから言ってくれば分かるんじゃないけど、何ちゅう……。すいませんが。

それから、光熱費が昨年より随分下がっているんですね。総合福祉センターも前年度は2,600万円じゃったんが、今年度は1,700万円というふうになっているんですが、大体のところは光熱費が下がっているんですが、その説明をお願いします。

○岡村福祉総務課長

あいぱーくの光熱水費なんですけれども、こちらは3月補正のときにも御説明させていただいたんですが、令和4年度には燃料費等調整額の単価の上昇が続いておまして、令和5年度もこの傾向が続くことを見込んで予算計上をしておりました。ですが、令和5年度に入ってからこの燃料費調整単価のほうが上昇が落ち着いてまいりましたので、今回、大幅な光熱費の減額という形になっております。

○大田委員

契約先が変わったとかじゃないんですね、そうなる。

○岡村福祉総務課長

令和6年度からは供給先が入札で変更になりますので、多少の影響は考えられますけれども、大きなところは燃料費調整単価の低下というところと考えております。

○大田委員

ちょっと同じところの、よそをお聞きしたら、要するに、供給元の販売元が変わったから入札で安くなったようにお聞きしたんですが、ここは原価が安くなったから安くなった。

○岡村福祉総務課長

入札による減額も影響はありますけれども、先ほども申しあげましたとおり、燃料費調整単価の安定が大きな原因だというふうに今現状では思っております。

○大田委員

以上です。

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

一点だけ。憩いの家の管理事業についてなんですけれども、予算書の100ページで、例えば、東部憩いの家の指定管理料に関しては、通常5年という契約期間が、3年ということで契約をやり替えたわけなんですけれども、それが昨年でしたですかね。3年間という時間があるわけなんですけれども、公共施設総合管理計画では、この東部・西部について、サービスについては機能集約等を検討するというふうなことになっております。老朽化も修繕料等も重んでいるという状況の中で、そういう検討は、今年度に関してはどういうふうに進めていかれるのか。

○加川福祉保健部次長

東部憩いの家につきましては、12月の議会におきまして、6年から8年までの指定管理者ということで議案の御議決をいただきました。その際にも少し御説明いたしました。今、委員も言われましたように、老朽化も進んでおりますことから、この次の指定管理の3年間に今後の在り方を整理するというので説明はさせていただいております。6年度からその期間が始まるわけですが、3年間の間に廃止等も含めて検討を進めていくわけですが、やはり利用者が、利用者といいますか、東部憩いの家は団体利用が多くて、23団体が利用されておりますので、少し調整も時間を要するのかなということがございますので、令和6年度から早めに少しそういったことを、我々の考える方向性というのはしっかりと説明をしていきたいというふうに考えております。

なお、12月議会で指定管理の議案を御議決いただいた後に、本年の2月に、利用者懇談会というのを毎年2回やっておるんですけども、その席におきまして、向こう3年間、指定管理は3年とします、その3年の期間で施設の在り方については検討していきますということを、利用者の方にはもうあらかじめ説明はさせていただいております。したがって、6年度は少し具体的にその作業を進めていくということになろうかというふうに考えております。

○森戸委員

それに向けた動きということでは理解をいたしました。この計画自体を策定したのが平成29年ですから、そこから考えると、相当もう時間がたってきておりますので、そういうことも思いながら進めていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

今のその憩いの家の指定管理料で、コミュニティセンターと何が違うんですかね。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

先ほどの憩いの家とコミュニティセンターの違いというところでございますが、それぞれの設置条例をちょっと比較して、目的のあたりのところを少し見てみますと、交流の場の提供というところは共通のところでございます。ただ、コミュニティセンターに関しましては、「地域社会における」という書きぶりがしてありますし、一方で、憩いの家については、「高齢者の」ということで対象を限っております。憩いの家については、「60歳以上の方」ということで条例内で設定をしている。主には、そういうところが違うというところでございます。

○河村委員

やっていることが、今はもうほとんどが似たようなものになってきた。従前は、お風呂があったときは、お風呂があることで、その違いが鮮明じゃったわけですが、恐らくもう所期の目的を達成しているような気がしますので、いろんなことを考えての3年間の今回の指定料じゃったんだろうと理解はしておりますが、東部の憩いの家のほうの、今、支障木の伐採があるんですが、もともとあそこに陶芸窯と、それから、いろんな倉庫がたくさんあったのをみんな撤去したんですが、現状は庭になっているんですかね、あれ。

○加川福祉保健部次長

庭として活用をしているかどうかは別にして、庭のような状態になっております。

○河村委員

確かブロック、塀がブロックじゃったと思うんですね、ネットじゃなくて。できれば車の駐車場、今、西側にありますが、あそこの部分では随分狭隘のような気もしますので、そういったものについて、ブロックの撤去とか、それから、そういった駐車場への活用方法とかというのも見込まれるんじゃないかと思っておりますので、お願いをしておきます。

それから、98ページの真ん中、老人クラブの補助金と連合会の補助金ということで、単位老人クラブに入会をされるのに、条件が結構みんな違うんですね。条件ちゅうのは、会費を取る会費の値段、それから、活動するとかせんとかというんじゃないで、名前の登録だけでええというような話も聞くんですが、中身の、今のお金の、老人クラブでのお金はどういうふうなあれが主になっているのか。この340万円とその300万円の中身です。

○加川福祉保健部次長

340万円の単位老人クラブに対する補助金につきましては、予算の段階におきましては、一クラブ当たりの単価を設定しております、その金額を支給しております。また、会員が50人を超えるクラブにつきましては、一人につき1,000円、上限が3万円ですけれども、こういった額を支給しているところでございます。

それから、老人クラブ連合会につきましては、多くの事業をやっておられますので、

それぞれの事業において補助対象の経費というのを定めております。その合計の上限として300万円としておりますが、活動促進事業であるとか、健康づくり・介護予防支援事業であるとか、あと、若手高齢者の組織化活動支援事業等々も含まれております。こういったので、こういったものに対して300万円を上限に支給をしているところでございます。

○河村委員

単位クラブは幾つ存在をして、50人超は一人1,000円だと、こういう話がありました。が、単位老人クラブの下限みたいな補助があるんですか。その補助の中身、仕方。

○加川福祉保健部次長

下限というのは設定を取らずに、一老人クラブ当たりということで、金額申しますと、4万6,560円を支給することとしております。

それから、件数につきましては、先ほど少し説明いたしましたけども、令和5年4月1日現在で56クラブということですけども、予算上は少し余裕見て、58クラブ分で計上をさせていただいております。

以上です。

○河村委員

要は、この56クラブに一つの単位で4万6,560円で、50人を超えたら一人当たり1,000円を上乗せすると。これは何をするためのお金なの。

○加川福祉保健部次長

老人クラブの目的であります地域間・世代間の交流活動、それから、地域に根差した社会奉仕、それから、様々な社会参加等々の活動を展開する、こういったことを目的、あとは、高齢者の社会参加、それから、生きがいつくり活動、こういった老人クラブの活動の費用として支給をしております。

○河村委員

とすると、例えば、会費を取っていようがいまいが関係ない。3人であっても4万6,560円の補助がもらえる。そういうことでええですか。

○加川福祉保健部次長

人数等も現状、下限は設定しておりませんので、ちょっと3人とかというのは少し極端な数字ではありますけども、現状でも少ないところでは二十数名という単位もございます。

○河村委員

二十数人で少ない、単位老人クラブが、うちの地区でも少ないところは何人かな。7

人ぐらいの単位老人クラブがありましたけど。

○加川福祉保健部次長

光井地区のこのお話だと思いますけども、第1分会から第10分会までがあるというふうに確認をしておりますけども、一番少ないところでも、登録で申しますと、三十数名はいらっしゃるというふうに一覧表のほうでは確認をしております。

○河村委員

実態に合っているか合っていないかということは一切関係ないという、名前の登録がしてあるということで分かりました。

それから、その下の高齢者就労事業、拠点が5つというふうに言われたんですが、現状のその5つと、それから、今の人数についてお示しをいただいたらと思います。私も幾つも車で通るときに何か所か通るんですが、最近はもう車でおいでになっている、現場にね。もう低所得者の対策ということではなくなっているんじゃないかと思うんですが、その辺りも含めてちょっとお話ください。

○加川福祉保健部次長

まず、作業場所と人数でございますが、5か所は、浅江の西河原、こちらのほうが現在6人の方が就労されております。それから浅江通り、マックスバリュから海岸沿いのロータリーのところに向かうところですけども、あそこで7人の方が就労されております。それから光井西、市役所のこちらでございますけども、こちらで5人の方が就労されております。それから光井東、これはあいぱ一くの周辺でございますけども、こちらで6人の方が就労されております。それから、最後が御手洗。御手洗になります。こちらで5人の方が就労されております。現状で、令和6年1月末現在の状況によりまして、現在29人の方が就労をされているということでございます。

それから、低所得者ということでのお話がございましたが、車で確かに移動される方がいらっしゃいますけども、収入という面でいきますと、やはり低所得者ということで、一定この事業がそういった方の生活支援に対して、一定の効果はあるものというふうには考えております。それからあと、もう一つ、目的に環境美化というものもございましたので、その辺りも含めて、現状効果があるものというふうには考えております。

○河村委員

以前、源泉していないということで御指摘を受けて、私どもも恥ずかしい思いをある意味ではしたんですよ。そういった意味合いで言うと、課税対象者になってきている。従前から、今、そういった待機所を何件か外していったんですが、例えば、この間、熊野神社のところの待機所を壊していたんですが、あそこがやっていた事業というのは、誰かが肩代わりするんですか。それとも、近隣から応援に行くんですか。

○加川福祉保健部次長

廃止をした事業所のところの管理ということのお話であろうかと思いますが、高齢者就労事業でやっている事業の場所というのは、基本的には公共の場所、市の管理の場所ということでございますので、施設として高齢者就労事業としてやらないとなったところにつきましては、それぞれの担当課のほうにお返しをして、それぞれの担当課において委託等によって管理をされるということでございます。

○河村委員

費用の面では、どういう解釈をすればええんですかね。今まで高齢者就労事業で出ていたお金は、ただなくなっただけから少なくなったというだけの話。

○加川福祉保健部次長

高齢者就労事業をやめることによって所管課の管理になるということであれば、所管課のほうで草刈り等の予算を取られているとは思いますが、当然高齢者就労事業に係る報償費等については少なくはなっておりますが、ちょっと各所管でどれだけの予算を取ってその管理をやっているかというところは、ちょっとすいません、承知しておりません。

以上です。

○河村委員

環境美化ということをどういうふうにしてつけられたのかよく分かりませんが、環境美化をしなければいけないというのであれば、その浮いたお金はどこかよそへ行って環境美化に充てられる、あるいは、今の熊野神社を見ても、元からある参道が公園なんですね。分かりませんか。鳥居があるところから奥の鳥居までの間が公園になっているわけですが、その環境美化を例えばやらなくなったとすると、その環境美化に与える影響は結構大きいと思うんです。そういうところまで、うちの仕事じゃないと言われればそれまでですが、そういったものは誰かが、じゃあ、環境美化でその残ったところを整理しようというような形を取っていかないと、今、市内もう草ぼうぼう、あちこち。できるだけ何とかしてほしい。されとて高齢者就業事業の人数を増やしてまでやってほしいとも思わんし、すごい微妙なところなんで、何か方策というのを、自分たちがやっていたところのテリトリー、高齢者就業事業でやっていたテリトリーについては、何か方策というのを考えていただきたいと思います。

以上です。

○大田委員

先ほど、東部憩いの家が3年でというようなことを言われよったんですが、そこに集まる高齢者の方の憩いの場所というのは、もう選択されているんですか。それとも、今から選択されようとしているんですか。それとも、もうお前ら、ここはないんだから、どこか好きなところへ行けというふうに思っているのか教えてください。

○加川福祉保健部次長

東部憩いの家は、3年間で方向性を整理するという事で御説明をさせていただいておりますし、利用者の方にもそのような説明をさせていただいております。現状におきましては、もう令和9年3月末をもってこの施設は廃止をしますということは、我々もまだ決定はしておりませんので、そこまで申しておりませんが、そういったことも含めて検討する中で、今後そういった利用者の方については、新たな場所を探していただくようになりますという事で説明はさせていただいております。また、大和老人憩いの家のときと同様に、利用場所の選定に当たりましては、我々も少し一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに自分で探せというような感じで、今、言われたと思うんですが、また少しは自分のところも探すから、そこを行ってくださいよちゅう感じの物の言い方やったと思うんですが、今、実際にこういうふうに憩いの家があって、皆さんが集いの場として設けておられるということは、今後も高齢者社会において絶対的に必要な場所じゃろうと私は思っているんですね。それで、そこにおいて老朽化している公共マネジメントにおいて削減せんにゃいけんというふうに市のほうは考えておられるんですが、やっぱりそういうふうな憩いの場を提供するのも一つの政策の方法じゃないかと思うんですが、そこんところ、いかにお考えかお教えてください。

○加川福祉保健部次長

憩いの家につきましては、先ほど別の委員からも御質問いただきましたけども、目的というところでいいますと、交流の場の提供というところでは、コミュニティセンター等とも重複しているところがございます。また、公共施設等総合管理計画の中におきましても、他の施設等の複合化や機能集約により施設総量の縮減を検討しますという事で、そういった形で制御することとしております。したがって、本当に憩いの家でないといけないのかというあたりは、我々は高齢者の活動の場というのを確保していくという立場ではございますけども、やはりそういったことも含めて考えていかなければならないという事で、他施設の老朽化も併せて、今回はそのような対応をしようとするところでございます。

○大田委員

今、コミュニティセンター、高齢者と並行して使われるというような言い方されていたが、質問に対しては、いや、それは使い方が、使用目的が全然違うんじゃないかちゅう答弁もされよったんですとか、なかなかその場においていろいろ発言の仕方があるんだなと思ったんですが、どうしてもこういうふうに憩いの家とかいうのは、ある程度一つの大事な施設でありますから、今後ともこういうふうな憩いの家というのは大事にされて、もしこれが駄目やったら、次の場所に施設を造るとかいうのも一つの案だろうと思うん

です。高齢者が、今から高齢者社会になるから、そういうところをいろいろ考えていてほしいと思っているので、よろしくお願いします。

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、光市当初予算案の概要の20ページでございます。ファミリーサポートセンター加入促進事業についてお聞きをします。先ほどの答弁の中で、協力会員を確保に向けた、いわゆる記念品を準備しているとか、そういうところのお話でしたが、もう少しこの部分について具体的な取組をお示してください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの協力会員確保の取組でございます。

新年度につきましては、3点の新たな観点で取組を行います。

1点目は、これまであまり周知してこなかった子育ての当事者に対して、積極的にPRをしていくことを考えております。具体的には、各小学校のPTA、おやじの会の会議の場に足を運び、事業概要の説明と会員登録のお願いをしていくことを考えております。

2点目は、これまで事業の仕組みなどが中心でした広報媒体での周知につきまして、現在の協力会員、依頼会員の双方からこの事業に対する思いなどをお聞きし、事業の効果ややりがいなどについても、新年度につきましては広報媒体から発信していきたいと考えております。

そして、3点目が、このたび予算計上をさせていただきましたけども、こうした取組と連動させまして、一つの動機づけとして、新規加入時や一定回数の活動時に対して記念品を贈呈したいと考えております。ちなみに、記念品の内容につきましては現在検討中でございますけども、予算編成時に市内の小学校のPTA会長やおやじの会の会長さんとも意見交換をさせていただいておりまして、女性が会員になる可能性があることから、女性が喜ぶものがないかというような御提案をいただいております。今後、市内の特産品や市内の飲食店での食事券など、選択肢を充実させて、ちょっと広めに考えて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

今、ファミリーサポートセンターの加入促進事業について、3つのポイントで御説明をいただきました。

まず、1点目のとこですね。子育ての当事者の方、いわゆるPRという部分で、おやじの会とかPTAの方、ここに対するアプローチというのは非常にいいなというふうに

思っています。これまではなかなか協力会員のところは増えてこなかったという現状がありますが、こういう新たな層に対するアプローチというところは、やはり効果があるのかなというふうに思っております。

2点目の広報の媒体のところ、さらにいいなと思ったのが、やはり実際に当事者の方、いわゆる協力会員とか依頼会員の方の声を集めて、それを広報媒体に載せる。これというのは、やはり今後、このいわゆる協力会員とかになろうとしてくれるときのきっかけになるのかなというふうに思っています。

最後、記念品のところ、女性が好まれるようなということも大事だと思いますけど、やはりいろいろ幅広い視点で記念品のところも準備をしていただけたらというふうに思っております。

では、もう少し違う質問ですが、すいません。こちらは、こちらも光市の予算案の概要の20ページなんですけど、子育て世帯訪問支援事業についてお聞きをします。この支援事業というところは、先ほどの説明もございましたが、「家事または育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊娠婦またはヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事または育児を支援する」とございますが、例えば、対象家庭を決定する前のプロセス、この部分についてお示しをください。

○和久子ども相談担当課長

利用の決定には、利用勧奨と措置という2つのパターンがあります。どちらの場合につきましても、子ども相談センターで把握をしている、食事や生活環境について不適切な養育状態にあり、また支援が必要な家庭や児童相談所から引き継いだ施設を退所する子どものいる家庭など、本事業の実施が適当であると認められるものについて、ケース会議において支援内容や支援回数を検討していくことになります。その後、市が対象者に事業の利用勧奨を行い、対象者から申請を受け、支援を決定します。これが利用勧奨によるものになります。

しかしながら、こうした勧奨を実施しても、保護者の疾病などにより利用申請を行うことができない場合は、再度ケース会議において検討をした後に、その結果を基に市が利用を決定することになります。これが措置という形になります。

いずれにとっても、ケースによっては、支援の受入れに拒否的な場合も想定をされます。その場合には、訪問等を繰り返し行い、対象者との信頼関係を構築する中で、支援の必要性や効果などを伝えて、利用につながるように努めていく過程が必要になると考えております。

以上です。

○小林委員

いわゆる今回、対象の家庭を決定する前のプロセスというところで、利用勧奨と、要は措置という部分がありました。非常に、何ていうんですかね、やはりなかなかその措置という部分でも、なかなか保護者の理解がないと、この取組は進められないというところでいくと、先ほど御答弁があった、やはり訪問を繰り返して、いわゆる保護者の方

との信頼関係を築いていくということが非常に重要なファクターだと思いますので、これについては、ぜひ対応のほうをお願いしておきたいというふうに思います。

もう少し、少し違う毛色で、この事業と対象となる家庭というのは、先ほどの私の聞いていた内容で、3世帯ぐらいを想定しているというふうには聞いてはいたんですけど、もし違ったら言ってください。それと、もう一点が、この事業に従事する職員の数、この部分について少しお示しをください。

○和久子ども相談担当課長

想定している対象となる家庭数ですが、利用勧奨による世帯が3世帯、措置による利用を決定する世帯を1世帯というふうに見込んでおります。

従事する職員数でございますが、令和5年度に子ども相談係に配属をされている職員数でお示しをしますと、5名の職員が本事業に従事することになると考えております。以上です。

○小林委員

どれぐらいの数、世帯というところを想定しているのかという部分と、この事業に従事する職員の体制というところについて理解をいたしました。また、この事業というものが、新規事業というところを踏まえて、やはり5名の職員に対する業務負荷というところも考えつつ、しっかりとワークライフバランス、職員の方のワークライフバランスもしっかりと考えていただいて対応していただけたらというふうに思います。

最後に、すいません、この事業についてもう一点だけ。対象家庭が抱えている事情によって、例えば、支援内容は異なってくると思いますが、少し具体的にどのような支援というところを行っていくのか、想定されているのか、お示しをください。

○和久子ども相談担当課長

まず、食事の準備とか、洗濯とか掃除といった家事の支援、そのほかには、育児のサポート、保育所の送迎等の育児支援、またさらに、子育てに関する不安や悩みを傾聴する、あと、子育て支援施策等の情報提供ということで、保健師とか助産師とか、そういった専門的な相談を除いた一般的な子育て相談というような形になります。いずれにしても、この事業は、基本的に保護者ができない家事や育児を支援員が一緒に行って、家庭の養育環境を整えていくということが目的となっております。

以上です。

○小林委員

この事業のすごく重要性というところもよく分かりましたし、その上でやっぱりしっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。やはり食事の確保とか、育児のサポートというところも、やっぱり前提にあるのは、いわゆる職員の方との保護者の方の信頼関係というところが非常に重要になってくると思います。その上でしっかりとそういう関係性を築いていただいた上でこういうような取組を進めていくことによって、こ

ういう困っている家庭というか、世帯というところが少しでも改善できるように、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○大田委員

予算書の108ページの一番上の、確か児童手当じゃったと思うんです、7億5,129万円。これ、大学までが1万5,000円が3万円に上げるとか、中3、高3まで、第3子までとかいう説明をされたんですが、すいません、もう一遍ゆっくり説明してください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの児童手当の拡充内容でございます。

まず、拡充するポイントでございますけども、今まで支給対象だったのが中学校3年生までが、高校3年生世代まで拡充されます。それから、今まで第3子、1万5,000円支給していたところがございます。これが3歳から小学生までだったところが拡充されて、出生から高校生まで第3子以降は3万円となります。

それから、所得制限が一部、児童手当、所得制限がございましたけど、所得制限が撤廃されました。

あと、その第3子、先ほど3番目の子供のカウントの仕方が、今までは高校3年生世代まででしたけど、それが22歳、いわゆる大学4年生の世代まで拡充されて考えるようになったといったところが拡充の内容でございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、第3子においては1万5,000円が3万円に拡充されたと、大学卒業までちゅう解釈でいいんですかね。もう一遍。

○温品子ども家庭課長

第3子の部分は、出生から高校3年生の世代までが月額3万円になりました。

以上でございます。

○大田委員

大学卒業の22歳まではどうであったんですかね。

○温品子ども家庭課長

その第3子という、3番目というカウントをする基準を22歳の世代まで、22歳を拡充して、22歳からの子供の数のカウントが拡充されたということでございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、今までは同じ保育園におるとか、同じ小学校におるとかいう制約がついちゃったんですが、今までは第3子になると、年が離れちゃってもいいということですか。

○温品子ども家庭課長

児童手当につきましては、保育士の同時入所とか、入所というのは一切、当初から関係ございません。

以上でございます。

○大田委員

だから、極端に言ったら、15歳離れている第3子が生まれたから、第3子が全部手当がつくという感じでもいいということ。

○温品子ども家庭課長

もう一度、第3子のカウントでございますが、拡充されて22歳以下の子供で、第3子以降の子が3万円もらえるというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

それだけ拡充されたということで、ありがたいことであります。それが7億5,100万円ということで、6,000人ぐらい対象になるような、8月よりというふうにお聞きしたんですが、それは私の聞き間違いですかね。

○温品子ども家庭課長

対象者の数でございますけど、高校生が1,300人程度おります。それと、これまで所得制限が引っかかっていたところが200人程度おりますので、1,500人。10月分から拡充ですので、10月分、11月分、1月分、2月分、ここまでが令和6年度予算になりますので、1,500掛ける4の6,000月分ということになります。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

その下の、乳幼児医療と子ども医療費が一応ここに、概要の16ページに載っているんですが、これは、「6年度は助成費用の拡大と所得制限の撤廃により、高校3年生に当たる18歳年度末までの全ての子供の通院と入院にかかる費用について助成を行います。」というふうに書いてあるんですが、7年度からにおいては、これが助成ができないんでしょうか。それとも、するんでしょうか。

○温品子ども家庭課長

6年度につきましては、8月診療分から拡充いたします。その後は、7年度以降も通

年で助成することとなります。

以上でございます。

○大田委員

これは医療費だけで、薬代はどのようになるのでしょうか。

○温品子ども家庭課長

子ども医療費につきましては、保険適用分のみ対象でございます。

以上でございます。

○大田委員

適用分のみ。なかなか難しい言い方やな。それから……。まあいいか。結構です。

○森戸委員

108ページの児童扶養手当支給事業について、要件の辺からちょっと御説明いただけますかね。人数は280人で、国が3分の1というようなお話ですけど。

○温品子ども家庭課長

児童扶養手当でございます。これは、18歳以下の子供を育てる独り親、離婚等による独り親が対象でございます。目的は、生活の安定と母子の自立の促進などでございます。月額手当を支給するわけでございますが、その算定方法というのが、所得額に養育費の8割を足したものから、諸控除を引いたものが、この制度で設定されている所得制限限度額以内であれば手当が支給されると。ちなみに、例を出しますと、子供1人の場合、所得が87万円未満であれば、この計算式でいうと全部支給。具体的に言いますと、月額4万5,500円ということになりますが、それを支給すると。限度額を超えますと、その超えた部分について、全部支給額の4万5,500円から利率、ちょっと細かい利率があるんですけど、それを掛けたものを一部支給として支給するといったものでございます。ちなみに、年6回の支給ということで、2か月分を支給していくといったことになっております。

以上でございます。

○森戸委員

先ほど養育費の8割を足したものというようなことがございましたけれども、現実的に対象が280人ということなんですが、年間大体どのぐらい新たに対象になるのか。要は、離婚されたりとか、そういうケースがどのぐらい年間としてあるのか。それがこういうふうな形で移行していくのか。その辺のところはつかんでいらっしゃいますか。

○温品子ども家庭課長

本市の児童扶養手当の申請状況でございますけど、毎年新規申請される方、令和3年

度が39人、令和4年度が28人、それから、令和5年度が2月末時点で27人ということになっております。

以上でございます。

○森戸委員

年間の離婚等の数との関係性はありますか。

○温品子ども家庭課長

離婚の数でございます。県の保健統計年報によりますと、令和元年度が、光市の場合、離婚は82件、令和2年が65件、令和3年が70件と、大体これぐらいのペースとなっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。要は、その養育費の部分でここがどうなるかというところになるかと思っておりますので、その辺のところはどういう状況なんでしょうか。例えば、きちんともらっていらっしゃるかとかによって、この児童扶養の金額が変わってくると思われまので、要は、しっかり頂くということをするれば、ここが減るということになるかと思っておりますので、その辺の状況はどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○温品子ども家庭課長

光市におきましては、先ほどから申し上げている児童扶養手当、これは年に1回、現況届、現況確認をする機会がございます。そこで必ず郵送とかではなくて、窓口に来て申請、確認をすることとしておりますので、そこでまず確認をして、養育費の状況はどうですかというようなことを確認しているというところが一点。

それから、もう一点は、課に母子・父子自立支援員という、そういう役割を与えた職員を配置して、常日頃から独り親の相談とかを行っているところでございます。

それで、光市の養育費の取決めをした後の状況とか、取決め状況というのは、ちょっと数字は持っていないんですけども、ちなみに、県の調査で申し上げますと、養育費の取決めをしている母子家庭が、全体の50%が取決めをしている。父子家庭が27%を取決めをしていると。その取決めをしている場合の養育費の受給でございますが、当初決めたとおりに現在ももらっているというのが、母子家庭では30.6%で、父子家庭が14.2%と、こういった状況になっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

養育費の部分がやっぱりもらえていない状況というのが明らかだと思っておりますので、ここをきっちりどこまで支援できるかというのがあろうかと思うんですが、まずは、最初の段階をしっかりするといいますか、最初の段階というのは、要は、後で何年かたって

振込がなくなったりとか、やっぱりそういうケースもあろうかと思しますので、まずは、最初の部分でしっかり養育費をもらえるようにするということがとても大切なことではないかと思しますので、その辺のところをしっかりと対応し、まあ行政が対応するものなのかどうか分かりませんが、税金が投入されるかされないかの分かれ目になるかと思しますので、その辺は何か考えがあればお知らせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

全国の自治体におきましては、そういった養育確保の取組をしている自治体もございまして、県内にも実際にそういう具体的な取組をしている自治体がございます。具体的には、例えば、養育費の取決めの元となる公正証書の作成に係る手数料の補助を行ったり、段階が進んで強制執行とかなったときの補助をするといったのもしているのもございます。この辺については、ちょっと情報収集を今後進めていきたいと思っております。

また、全国的に多いのが、そういう養育費を保証する民間保証会社を入れてやるというのもちっと見受けられますけども、ただ、今、県のほうからは、そういう弁護士法とか法律の兼ね合いがまだちょっと不明であるということで、その辺はちょっと今、県も研究している段階ということなんで、その辺については、今後、市としても情報をしっかり収集しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

責任を果たしていただくように、そういう方向性になればいいなというふうに思います。そうすれば、そのお金が別にまた使えるということになりますので、よろしく願いをいたします。

それと、同じページの108ページの家庭相談事業で、会計年度職員さんが上がっているんですけども、ここは何人かということと、要は、その相談体制の部分に関しては、相談される方の資格といいますか、どういうものを持っていらっしゃるのか、その辺のことも含めてお示しいただけたらと思います。

○和久子ども相談担当課長

家庭児童相談事業のところにあります会計年度任用職員、これが、職員報酬と職員給を合わせまして4名になります。それぞれ持っている資格といたしましては、社会福祉士、あと保育士、教員で、もう一名は特に資格は有しておりません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。それと、相談体制を充実させるという意味において、研修等も含めた部分ですよね。相談も複雑多岐にわたるでしょうし、その質を上げていくことに関しては、どういうふうなことをやられていらっしゃるんでしょうか。相談の質を上げるといいですか。

○和久子ども相談担当課長

それぞれ県のほうで年に何回か研修を、いろんなメニューを準備してくださっておりますので、できるだけ職員にはそういった研修に参加をしたりするようというふうなことで、質の向上を図っております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それと、保育所運営費に関して、114ページになりますけれど、今年度に国の誰でも通園制度が施行というようにことだろうと思うんですが、それに関連して、要は、預ける子供さんの数が増えていくんだらうと思うんですが、その預ける子供さんの数の動向と、それに合わせて当然保育士が必要にならうかと思うんですが、それ自体数が少ない中で、市内、公立と民間も含めて、おそらく保育士さんの確保、なかなか難しい状況が出てくるのではないかと、今年度ですよ。そういうふうに思われるんですが、そういったことへの対応といいますか、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの御紹介いただきました誰でも通園制度という制度でございますが、事業概要は、簡単に御説明いたしますと、要は、未就園児、保育園に普段入っていない子が、保護者の就労の有無に問わない状態で、1回当たり時間単位で利用できるというような制度でございます。ただ、この制度が正式に開始されると、保育園の中に8時間とか11時間保育する通常の園児と、誰でも通園制度の1時間の子がいたり、2時間で帰る子がいたり、午後から来たりする子がいたり、保育時間がまちまちの子が一つの保育室にいるという状態になります。つきまして、今、課題というか、懸念されているのが、保育士の負担が増大するというのが、今、大きな課題でございます。したがって、今、光市でも保育士の体制が十分ではございませんので、今、なかなか公立、私立含めて、誰でも通園制度をどう対応していくのかというのを考えているところでございます。したがって、保育士の確保とか、そういったところが本当に大事な、今後、ポイントになるわけでございますが、令和6年度も就労給付金とかもやっていますけども、そういったもの以外にも、やはり保育士の確保、国においても賃金の向上とかありますけども、基本的には国がリーダーシップを取りながら、基本的なベースが上がっていくところを、市がしっかり支援していくということが大事にならうかなと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。公立の保育園だけではなくて、民間も含めてしっかりと支援をお願い

できたらと思います。

それと、次に、児童館はここでもよろしかったですね。ですね。ちょっと児童館についてお尋ねをいたしますが、116ページの児童館管理運営事業のところなんですけど、年間753万1,000円で運営がされているわけなんですけれども、ここの部分については、公共施設の総合管理計画によると、わかば児童館ですけれども、昭和55年に建設をされたということで、50年が元というようなところになりますけれども、これに関しては、管理計画の中では、機能集約と複合化といいますかね。そういうようなことが書かれているわけなんですけれども、そういった部分に関しては、今年度どういうふうにかかわれるのか、その辺のところをお示しいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

わかば児童館のまず現状でございますが、小学生、乳幼児が主に使っている施設でございます。令和4年度で申し上げますと、小学生が1,042人利用して、乳幼児が767人利用しております。ただ、今、利用の傾向といたしましては、1歳児、2歳児、この辺が平日主な利用の形となっております。

ただ、課題といたしましては、2階部分、雨漏りをしたり、施設自体老朽化している状態ですので、今後の在り方については、当然総合管理計画の考え方に基きまして考えていかないといけないと思っております。来年度、具体的な取組ということで申し上げますと、今現在申し上げられるところはなかなかないわけでございますが、教育機関、預かり機関というところがございますので、こういった関係する関係所管とは連携を取って、今後の在り方を考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

総合管理計画に関して言うと、老朽化をしてきて、その更新コストがかかるというところと、維持管理の部分もございましてけれども、例えば、浅江地域というところで見ると、新たに公共施設を建てるかどうか分かりませんが、それか、もしくは、どこかに入れるとか、南海トラフも含めて大きな地震が想定されるという状況の中で、現状の建物でいいのかというのがありますので、しっかりとほかの施設の動向も見ながら、所管としてはそのチャンスをしっかりと捉えて、移せるものは移すとかですね。そこをしっかりとやるのが、公共施設のサービスを提供する側として必要なことだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ひとまずそこ、以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、一点御質問させていただきます。

光市の当初予算案の概要の22ページ、第3次光市健康づくり推進事業についてお聞きをします。本事業においては、健康づくり推進計画の評価及び第3次計画の策定に向けたアンケートやワークショップを実施というふうにございますが、現時点での具体的なスケジュールというものが分かれば教えてください。

○田中健康政策担当次長

アンケート及びワークショップのスケジュールについてでございますが、アンケートにつきましては、児童生徒約780人と20歳以上の市民1,800人を対象に実施します。5月にアンケート案を作成し、7月に市民協議会で内容の検討を行いまして、アンケート内容を決定し、8月に郵送により20歳以上の方へのアンケート、9月に学校を通じて児童生徒のアンケートを実施予定としております。

ワークショップにつきましては、10月に開催を予定しております。

○小林委員

今回の推進事業の中でのアンケートやワークショップを行うようなスケジュール、これについて少し分かりました。先ほどの答弁の中でもございましたが、このアンケートの方法というところ、郵送というところで、多分紙を想定されているのかなというふうに思いましたが、やっぱりデジタルとか、あるいは、紙とデジタルのハイブリッドとか、こういうようなことはされないのか、これについて、まずお示しをください。

○田中健康政策担当次長

アンケートの方法につきましては、ウェブホームからのアンケートについて、情報・DX推進課及び学校教育課と協議、検討はいたしました。先ほど申しました実施スケジュールに基づく実施時期までに確実な実施体制を整えることが難しいという状況がございましたので、今回は質問紙でのアンケートの実施としております。

○小林委員

状況についてはよく分かりました。今後は、やはりこのアンケートの回収率というところを上げようとする、やはり紙だけではなくて、デジタルの活用というところも重要になってくると思いますので、ぜひ御検討のほうをしていただけたらというふうに思います。

あと、もう一点。ワークショップを行うということで、10月に行うということですが、どういうテーマでこういう意見交換を行うのか、まず、ここについて教えてください。

○田中健康政策担当次長

計画におきましては、市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組の推進を図ってい

くこととしておりまして、ワークショップにおいては、参加者が健康づくりでまず大切だと思っていること、また、その大切であると思っていることについて、それを実現するためにどのような取組があるとよいと思うかというような内容で、計画の基本目標や計画推進の方向性につながる内容をテーマにしたいと考えているところです。

○小林委員

ワークショップで執り行う内容というところは、理解ができました。やはり我々もよくいろんな会議設定をしてワークショップをするんですが、そのときに、すごくテーマというところをあまりにも大きく広げすぎちゃうと、なかなかいろんな意見が出過ぎて、まとまらなくなってしまうような傾向もありますので、ぜひワークショップのテーマを決めるときには、先ほども言いましたけど、しっかりとテーマ設定を決めてやっていただきたいということをお願いして、私からは以上でございます。

○森戸委員

大きく2点ほど。134ページの大和保健センター管理運営事業で、先ほど衛生費雑入で按分をしていますよと、光熱水費案分していますよということだった。金額的にはお幾らなんですかね、雑入が。丸めてあったような感じだったので。

○田中健康政策担当次長

按分で、大和病院側の負担分というところがございますが、38ページをお願いいたします。上から3行目の電気使用料等49万6,000円が、その負担分となります。

○森戸委員

分かりました。予算的には71万円で、49万円入ってくるので、そんなに大きなものではありませんけれども、ここ自体は大和総合病院に対して譲渡するという考え方があったと思いますが、その辺のところはいかがなんですか。話合いが進んでいるのかどうか。

○田中健康政策担当次長

大和総合病院への譲渡につきましては、過去数回、直近では令和5年度に協議を行っていますが、譲渡の受入れの回答は得られておりません。

今後につきましては、今現在、この大和保健センターにつきましては、電気設備更新の時期が来ておりまして、今後継続的に使用をしていくのであれば、工事が必要な状況となっております。健康増進課としては、書庫や倉庫としての利用であることから、電気設備の更新は必須でないと考えておりますが、現状では大和総合病院の院内保育に行政財産の目的外使用で貸していますことから、令和6年度には大和病院の院内保育の継続の意向を確認するとともに、譲渡についても検討してもらえるように、再度協議を行う予定としております。

○森戸委員

切り離せば切り離すという形で進めていただけたらと思います。

それと、もう一点が、122ページの牛島保健衛生事業の中での診療所の部分に関してなんですけれども、ここは診療所自体は平成16年に建設されて、そんなにたっているわけではありませんけれども、合併と同時ということで20年ということでもありますけれども、ここに関しては、他の公共施設と複合化するというようなお話があったと思います。それは牛島の中で何かの施設をこの診療所の中に入れるのかどうなのか分かりませんが、その辺の考え方を管理計画の中に掲げられていますので、進めるとして、今年度はどういうふうに進めていかれるのか、その辺のところ分かれば、お示しいただけたらと思います。

○田中健康政策担当次長

牛島の島民実人口につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種において把握している時点で17世帯24人ということですが、ほとんどもう全ての方が牛島診療所の患者さんという状況でございます。この牛島の島民数は減少してきておりました、牛島診療所におきましても、今現在、週1回の開所としておりますが、今後、開所日を減らしていく等々の検討も必要な時期が迫っていると考えております。令和5年度については、僻地医療拠点病院の光総合病院を診療元とするオンライン診療の導入について、光総合病院と話しております。

お尋ねの施設の複合化につきましては、診療所という特性から、機能を移転するには感染症予防対策や診療機能の確保を含めての場所設定が必要となり、複合化といたしましては、牛島コミュニティセンターや牛島憩いの家デイサービスセンター等が上がってきますが、どちらの施設との複合化においても工事費がかかるということや、現状を踏まえると、積極的な検討は難しい状況にあると考えております。

令和6年度、今後につきましては、適切な維持管理を継続するとともに、光総合病院においても、令和6年度から牛島地域へのオンライン診療の導入について研究を開始されると聞いておりますので、そちらとしっかり連携を図りながら、診療所の在り方等についても、また今後も検討していきたいと考えております。

○森戸委員

了解をいたしました。基本的には総合管理計画に、この所管が書かれたことですので、そこを確認という形でさせていただきました。

以上です。

○河村委員

132ページの上段、食生活改善推進活動委託料、前年度比べて少し下がっておりますが、詳しい説明をお願いできますか。

○田中健康政策担当次長

食生活改善推進活動委託料については、主に2つの内容がございます。

1つ目は、対話訪問活動ということで、食育推進に係るボランティアの食生活改善推進員さんが、地域の方や近所の方に食育推進の啓発活動に対話訪問等の形で行っていただくものです。去年からの減額の部分で、対話訪問活動が15万円減額をしております。これは、コロナ禍において、食生活改善推進協議会が地域で行う健康教室がなかなか実施できない状況があったことから、臨時的に令和2年度から対話訪問活動の件数を増やして、集団での集まりができない部分を補っていたという形でございますが、今年度頃からちゃんと地区での健康教室が開催できるような形になっておりますので、ここを1,500件減らして8,000回という形にしております。こちらにつきましては、食生活改善推進員さんはボランティア活動をされておりました、ボランティア活動としての対話訪問活動もされておりますが、市が委託する部分については、食生活改善推進員さんに研修会を市が5回行っておりました、その5回の複伝活動ということで、研修を受けられましたら、1人20人にレシピを広めていただいて、研修で学んだことを対話訪問で広げていただくという形にしております、8,000回という上限を設けているものです。

もう一つの委託内容は、若い世代の健康教室の開催をお願いしております。こちらは昨年比べて1万円の減額になっておりますが、1地区1万円で協議会に委託して教室を開催してもらっておりますが、令和5年度までは市内7地区で開催としておりましたが、地域の実情等により三島コミュニティセンターで開催していた三井地区健康教室と上島田地区健康教室を統合するため、市内7地区から6地区の開催となり、比較して1万円の減額となったものでございます。

○河村委員

なるほど。対話訪問活動を前回決算のときもちょっとお尋ねをしたような気がするんですが、なかなか訪問回数分の報酬といたしますか、支払いにはつながっていなかったような気もするんですけれども、ボランティア意識の高い人たちですから、それで済んでいるのかも分かりませんが、だんだん高齢化しておりますので、そういった面も少しは考慮に入れていただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

126ページのヒトパピローマウイルス感染予防対策3,105万4,000円がついているんですが、これは何人に対して何を受けられているんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種につきましては、子宮頸がん予防ワクチンとなりますが、9価ワクチンの単価が3万899円の1,005回分の経費を計上しているところです。こちらの対象者につきましては、定期接種対象者が約1,200人、キャッチアップ対象者が約1,400人となります。

○大田委員

多分これは2回接種じゃったと思うんですが、そこんところはどうか。

○田中健康政策担当次長

年齢により接種回数が変わっておりまして、2回接種の場合と3回接種の場合がございます。

○大田委員

これは、何かというか、受けなくてもいいような感じも受けちゃったんですが、受けなくてもいいわけですか。

○田中健康政策担当次長

定期予防接種に関しましては勧奨はいたしますが、接種はあくまで御判断の上、受けていただくものでございます。

○大田委員

だから、対象者が何人で、何人受けちゃったかちゅうのをお聞きしたかった。

○田中健康政策担当次長

予算計上におきましては、対象者と現在の接種率等を見て予算計上しておりまして、なかなかヒトパピローマウイルス感染症予防接種のほうは接種率が伸びておりませんことから、3割程度の接種率を見込んで予算を計上しているものでございます。

○大田委員

何か伸びていないような気がしたんで、やっぱり受けたほうがいいんですね、これは。

○田中健康政策担当次長

こちらは定期接種で積極的勧奨の対象になっていますことから、対象者には案内通知を出させていただいております。

○大田委員

ぜひとも啓発活動なんかしっかりやってもらって受けてもらいたいと思うんです。

それから、その上の4種混合とH I Vが一緒になって5種混合になると思うんですが、これは何人ぐらい対象者で、何人ぐらい受けちゃったんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中健康政策担当次長

対象者につきましては、約1,300人の乳幼児を対象としております。接種の実績でご

ございますが、5種混合は今から始まるものですので、4種混合とH I V感染症の実績についてでございますが、H I V感染症は令和4年度89.8%の接種率、4種混合は令和4年度86.8%の接種率となっております。

○大田委員

結構な受けておる、それが浸透しよるという考えでいいんじゃないと思うんですが、結構5種混合も、これは4種混合とH I V感染の終わった人はもういなくて、新しく受けてもらうような感じになるわけでしょう。

○田中健康政策担当次長

5種混合につきましては、生後2か月からが対象になっております。4月1日以降に生後2か月を超える方が、5種混合の接種対象者という形になります。

○大田委員

しっかり受けてもらいたいと思っております。

ここにあれで、130ページに新生児聴覚検査委託料132万5,000円の209人分だと思うんですが、これ新しく上がったと思うんですが、そこんともう少し詳しく説明願いたいんですが。

○田中健康政策担当次長

新生児聴覚検査は、今年度、令和6年度新規に行う事業でございますが、新たに新生児の聴覚検査を医療機関委託で実施し、新生児の聴覚障害の早期発見・早期対応を図るとともに、自己負担額の軽減を図るというものでございます。

○大田委員

聴覚検査を、じゃけ、新しく設けられたということは、何かがあるから新しく設けられたと思うんですが、新しく設けられたちゅう理由ちゅうのはどういうことなんでしょう。

○田中健康政策担当次長

新生児聴覚検査は、出産後、退院されるまでの期間に産科医療機関において受けられる場合が通常でございますが、今までは検査については保護者の任意となっておりますので、任意で受けられていたところを、このたび公費負担ということで接種機会の拡充を図るとともに、早期発見・早期対応の対応を図るものでございます。

○大田委員

光市のサービスとしてそれをやられて、聴覚のあれがないように進めていかれるというふうに受け止めました。しっかりとそういうのを新しく、聴覚なんか、また、ほかのことに関してもいろいろあるじゃろうと思いますから、しっかりと進めていってもらい

たいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：中本介護老人保健施設民営化準備室長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

一点だけ。136ページの未払い分退職手当についてなんですが、割増の退職金が支給されるということなんですが、通常と比較してどう違うのかだけ確認させてください。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

退職手当ですので、退職手当全体で説明させていただきます。

現在想定しております正職8名と会計年度任用職員13名で試算したのになりますが、自己都合で退職した場合の退職手当は約5,564万円、整理退職での退職手当は約9,084万円となりますので、3,520万円の増となっております。

以上でございます。

○森戸委員

それを一人に関して直すとどんぐらいとか、そんなんが出せますか。それは出せないかな。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

個別に年数とかが変わってきますので、ちょっとそこは難しいです。

○森戸委員

了解しました。しっかり割増として整理退職に対して支払いがされているということは確認できましたので、了解をいたしました。

○大田委員

一人分の病院局からの1,850万7,000円のあれが出るようになっているんですが、これは、病院局に勤めちよった人の働いた年数分と考えられるんですが、そうでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

お見込みのとおりでございます。

○大田委員

以前退職された人にとっても、こういうふうな、よそから勤めちよったところへというのは、こういうふうに支払われよったんですかね。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

従前のおりに今回も支給するようにしております。
以上でございます。

○大田委員

そんなら、今までの……。これは今、まほろばなんですけど、今までの、要するに、よそのところに行ったら、退職金の支払いというのは別々に明細が出ったんですか。それとも、もうまとめてぼんと出されているから、我々には分からなかったんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

今までも当施設が負担するものは当施設で負担しておりますし、病院事業で勤務した実績に応じて、病院事業の勤務相当分を合わせて本人に支払っておりますが、当施設の退職金としては、当施設の負担金分を当施設の会計で負担することとしております。
以上でございます。

○大田委員

いや、今までは全部、退職金は何ぼ何ぼという、全部まとめてぼんぼんとうたってあったんですけど、このたび初めてまほろば分にというふうに出ていたから、今まではどうじゃったのかなと思ってお聞きしたんですけど、全部、極端な言い方をすると、まほろばだけじゃないですよ。極端な言い方をすると、市長部局から病院局行って、病院局で退職された場合は、市長部局の退職金は何年分で、何人分でぼんと払いよったら、我々は、そういうのがうたっていないから分からなかったわけですよ。今後からそういうふうにもうどうでももらえるんじゃないだろうか。どうだろうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

今の解釈じゃったら、どこにおいても、前におった部局が、よその退職者に対して今までも出しよったという解釈になるんですけど、それでよろしいですね。

○吉本副市長

各部局にまたがりますので、私のほうからお答えいたしますけども、決算においては、これまでもそれぞれきちっと整理をして、記載をしております。
以上です。

○大田委員

了解しました。

それと、138ページにおいて、介護老人保健施設清算事業の466万2,000円、ちょっと

聞き取りにくかったんですが、もう一遍説明してもらえませんか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

これは、清算業務を病院事業で行うので、病院事業に対してその清算業務に係る経費を負担するものでございます。

○大田委員

これ、どこに支払われるんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

これは病院局に支払うものです。

○大田委員

病院局に466万2,000円ほど、まほろばから支払うと。違う。一般会計から支払うということになる。それで。そういう解釈。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

一般会計から病院局に支払う負担金です。

○大田委員

これはどういう負担金になるの。内訳は。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

清算事務負担金の主なものは、清算事務に係る人件費でございます。そのほかには、介護システム等の賃借料等の経費を見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

それだけ病院局のほうに賃借しちよったという感じになるのかな。そういうことでよろしいですね。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

今、申しあげましたように、主には、清算業務に係る人件費が主なものになります。以上になります。

○大田委員

それと、国庫返納金の868万円は、これは主な施設の建物の国庫補助金ですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

建物の補助金でございます。

○大田委員

それだけまだ残っちゃったという解釈になるんですが、随分年数たっちゃったと思うんですが、もうそれは終わっちゃったんじゃないんですか。違うんですか。まだあったということですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

まほろばを、建物を建てる際に補助金を取得しておるんですけども、このまほろばの建物を譲渡するに当たって、承認を受けるためには国庫納付が必要ということで、中国四国厚生局等とやり取りをして、じゃあ、幾ら返納すればよいかというのをやり取りした上で算出した額がこちらの額で、これを譲渡後に国のほうにお支払いするという手続になります。

○大田委員

もしこれが続いちよったら、あと何年後ぐらいまで返納する予定じゃったんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

その期間というのは定められたものがあるんですけども、具体的には、ちょっと今、資料を持ち合わせていないんですが、大体建物耐用年数を経過するまではかかってくるのではなかったかと思います。

○大田委員

もうここ四十何年過ぎちよったと思うんですが、違うかいな。私の勘違いか。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

一応まほろばは、設立から25年経過しております。先ほど申しました償却期間というのがあるんですけど、それが今回の国庫納付に関する償却期間のようなものが47年というふうに規定されておりますので、まだ大分22年ぐらいのものは残っているという形になります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

⑨議案第3号 令和6年度光市介護保険特別会計予算

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

43ページの上段、介護認定審査会員報酬は、医者も普通の一般の人もみんな金額は一緒じゃったですかいね。

○加川福祉保健部次長

金額は一緒でございます。

○河村委員

これはあれですか。審査会を開くときはローテーションというか、当然医者がおらん
にゃ開催できんところだと思いますが、どういうローテーションなんですか。最初に組
んだメンバーというのは、ずっと一緒、1年間。

○加川福祉保健部次長

委員の中で8つの合議体を作りまして、その合議体を回していくという感じになりま
すので、メンバーは一緒ということになります。

○河村委員

中には出席率の悪い方もいらっしゃる。

○加川福祉保健部次長

個人の出席率の状況という資料を現在持ち合わせておりませんが、中にはやっぱり欠
席をされる方はいらっしゃいます。

○河村委員

何か医者が2人なんかな、1つのグループに。必ず1人が休むと欠席がでけんという
ようなケースもあるらしくて、大変らしい。そのあたりのところは、欠席者については、
きちっと欠席の確認がとれるような、何かそういう方策も検討しておいてください。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①第4次光市障害者福祉基本計画（案）及び第7期光市障害福祉計画（案）

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

②光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第21号 光市漁港管理条例及び光市漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

説 明：西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

名前の変更だというふうに捉えられるんですが、ちょっと条例そのものの理解が不足しておりますのでお尋ねをいたしますが、漁港についてのプレジャーボートであるとか、そういった類いのものについては、今回のことで何か変更があるのかどうか。

それから、漁場ということで、砂を取ったりするようなことについて何か変更があるのかどうか、そのあたりをお示してください。

○西村経済部次長

プレジャーボートに関すること、並びに砂を取ったりすることについて、その取扱いや方法が、今回の法律改正によって変わるということはございません。

以上でございます。

○河村委員

変わることがないとすると、なんか漁港にプレジャーボートを係留することで、占有料等を徴収することについてはどういうふうになっているんですか。

○西村経済部次長

プレジャーボートの係留に関しては、水産庁のマニュアルに基づいて、漁業者と競合がない範囲内で取決めを行うということになっております。

以上でございます。

○河村委員

漁業者と取決めをというのは、そういうレジャーボートの所有者は、市と直接やり取りをします。市とはやり取りするけれども、そういったレジャーボートの持ち主と漁業者とのやり取りはないというふうに解釈していいんですか。

○西村経済部次長

プレジャーボートの所有者が、仮に漁業者と調整をしてプレジャーボートを係留するというところを決めたとする場合に、市としては、プレジャーボートがどこの漁港に何台、どのような形状のものが泊まっているという台帳については、内容を整理し確認し、その情報を共有することとしております。

以上でございます。

○河村委員

では、もう一点、今の砂の採取については変更がないという話ですが、変更がないというのがちょっとどういうものか。今、漁港の出入口等、漁港内についての浚渫は市のほうで対応されるんでしょうが、そういった、なりわいとした人、業としてそういった砂を取ったりすることについての影響があるんですか。

○西村経済部次長

このたびの法律の変更というのが、まず法律名が大きく変わったということが一つと、それと、新たに漁港施設等活用事業制度、この制度が導入されたということですので、土砂を採取するなりわいをした人に関しても、従前と何も対応は変わらないものと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

じゃ、この制度ができることによって、何か便利になることがあるんですか。

○西村経済部次長

漁港施設等活用事業制度ですが、まず、このたびの法改正によって、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設水面等を活用して、水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業となる漁港施設等活用事業の推進に関する計画を、漁港管理者が策定することができるようになりました。

この計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて、漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利、地位として、行政財産である漁港施設の貸付け、漁港水面施設運営権の設定、水面等の長期占用が可能となる制度です。

例えば、民間事業者が漁港施設内に販売施設やレストラン、宿泊施設を設置することや、漁港内の水面を活用して遊魚や漁業体験事業を運営することも可能となります。

以上でございます。

○河村委員

漁港管理者は市長で、それから、そういった制度を利用する人は誰でもできると、こういう解釈でいいんですか。

○西村経済部次長

議案集の108ページをお願いします。法第42条第1項によれば、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、漁港施設等活用事業の実施に関する計画を作成し、当該漁港の管理者の認定を申請することができるとされておりますので、この実施計画を漁港管

理者である本市に提出し、認定された方は誰でも実施することができるものと思われ
ます。

以上でございます。

○森戸委員

今の続きで、認定をしようとするときに、認定自体はどのように認定をする。何かそ
ういう予算をつけて、委員会なり、そういうものをつくって何かやるんですか。

○西村経済部次長

まだ、認定の進め方、事務の進め方というのは、具体的に定まったものはありません
が、議案集108ページの法第43条第1項に、認定要件として、（1）当該実施計画の内容
が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること、（2）当該漁港の漁業場の利
用を阻害するおそれがないものであること、（3）当該漁港の利用を著しく阻害し、そ
の他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること、（4）適正か
つ確実に実施されると見込まれるものであることなどが規定されていることを踏まえれ
ば、認定に当たっては漁港の活用推進計画に適合し、漁業者と競合することなく、また、
漁港の利用に支障を及ぼさず、さらに実現性が高い事業であることなどが求められるこ
とになると思います。

以上でございます。

○森戸委員

可能性としての部分で聞くんですけど、例えば、発電とかそういうこともこれによっ
て可能になるんですか。どこまでできるかどうか分かりませんが、その可能性だけは
聞いておきましょう。

○西村経済部次長

発電というのがどういう形で行われるのかというのが、その事業計画の中で具体的に
明らかになって、先ほど言いました要件にそれが当てはまるものであれば、認定される
ものと思われま

す。

○森戸委員

分かりました。どこまで可能性の部分でビジネスになるのか分かりませんが、
今後ちょっと研究してみたいと思います。

○河村委員

ごめんなさい。漁業権との関係についてちょっとお尋ねしたいんですが、今の話でい
くと、養殖等について実施できると、こういうことになるわけですが、漁業権の範囲内
でということは、漁業者との調停といいますか、そういったものは市がやるということ

なんですか。

○西村経済部次長

委員が御説明されたとおり、漁業権はあるままで、こうした事業計画を立てていくということで、この法律の大前提になっている、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用するということで、漁業者との話合いというのは、認定に当たってはかなり重要な部分を占めてくるものだとして認識しておりますので、そのあたりは、その事業計画が提出された段階で、市のほうも入って、確実に漁業権を侵害することがないような調整を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○河村委員

漁業権に触れると思うけど、要は、計画をつくる人と市と、それから漁業者との関係が、直接計画をつくる人が漁業者に理解を求めなければいけないのか、計画を出すことで、その中身についての調整は、市が漁業者と行うのか。

○西村経済部次長

そこら辺の調整については、様々なやり方があると思いますが、当然、事業を始める方も、もし漁業権に影響があることをされるといっているのであれば、先に漁協に訪れて、そうした下話等をして進めていくことが、円滑に事業を進める上では必要なことであると考えております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第22号 光市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例

説 明：萬治商工振興課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：萬治商工振興課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1点目としましては、光市の当初予算案の概要の15ページですね。DXファーストステップ支援事業についてお聞きをします。

先ほど、企業訪問による実態調査でのところでは、ヒアリングを150件程度行うというふうにございましたが、これは、例えば、どのような職種の企業を対象とされているのか、まず、この部分についてお示しをください。

○萬治商工振興課長

業種や事業者については、広い業種、それから事業者の規模のバランスを取りつつ、商工会議所や商工会の意見も聞きながら、広く対象とする予定としております。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。いわゆるバランスというところでいくと、やっぱり商工会議所の意見等を踏まえてやるということは、やっぱり実態に合うというふうに私も考えますので、ぜひ、その点についてちゃんとやっていただけたらというふうに思います。

あと、オンラインセミナーの開催により課題の抽出や意識の醸成を図るというふうにございますが、具体的にセミナーの内容というところを少しお示しをください。

○萬治商工振興課長

セミナーに先立って実施します実態調査で抽出した課題に対し、その解決法を具体的に知ることができるような内容を考えております。DXへの意識を醸成できるように、無償で取り組めるツールやSNSなど、具体的な取組例を主体としたセミナーを想定をしております。

月1回、毎回違うテーマで開催し、セミナーから次の伴走支援につながるような流れを考えております。

以上です。

○小林委員

このセミナーを通じて、次の伴走支援につなげていくというところは理解できました。

先ほど、専門家による伴走支援というところのコメントがございましたが、短期間、いわゆる5か月程度というところでございましたが、例えばこれ、どのような専門家の方を配置されるのか、この部分についてお示しをください。

○萬治商工振興課長

専門家についてでございますが、D X支援の知見を有し、これまで、他自治体等でもD X支援の実績がある事業者を委託先として考えており、情報通信コンサルティング会社やD X専門のコンサルティング会社などの専門家を想定しております。

以上です。

○小林委員

分かりました。やはり、このD Xという部分でいくと、非常に、なかなか最初の取っかかりという部分がハードルが高いというふうに一般的に言われています。その部分でいくと、まず取っかかりとしてオンラインセミナーなどを行って、しっかりと実態調査を踏まえてセミナーをやって、その上で、短期間における伴走支援につなげていくことで、やはりD Xをどんどん推進していくという観点は非常に素晴らしいと思いますので、ぜひ、この部分についてよろしく願いをしておきます。

あと、もう一点、御質問がございまして、こちらも、光市の当初予算案の概要の29ページ、「光に住んで、働こうやー！」支援事業についてお聞きをします。

ここの部分で、前年度と比較して、いわゆるこの「光に住んで、働こうやー！」支援事業に出ます3つの補助金があったというふうに考えておりますが、この増減という部分はありますか。また、その制度の変更等があればお示しをください。

○萬治商工振興課長

当制度については、前年度からの制度の内容については変更ございません。

本事業は、令和5年度から開始しておりまして、これまでの実績見込から、事業者が事業実施に要する費用や申請事業所数、人数等を勘案し予算額を積算しております。

利用の多い知名度向上・ブランド化補助金については、事業所数を増やして見込んだため、前年比150万円増額しております。

インターンシップ促進補助金は、1事業者当たりの受入人数見込を減らし、30万円減額しております。

人財定着・定住支援補助金は、定着支援のほうでは、1事業者当たりの事業費の見込を減額、定住支援のほうでは、見込件数を減らして積算しておりますので、全体で200万円を減額しております。

以上です。

○小林委員

状況がよく分かりました。やはり実態に即した形で予算をしっかりと配分されたというところで、限られた財政というところもございまして、ぜひ適正に投資をしていただけたらというふうに思います。

今、令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度の予算を算出したというふうにございしましたが、令和5年度の実績、ここについても少しお示しをいただけたらというふうに思います。

○萬治商工振興課長

2月末までの実績見込ということでお答えしますと、中小企業等の知名度向上・ブランド化補助金、この申請状況は、9事業者から15件の申請がございます。

5年度の予算では10事業者程度を見込んでいたので、見込に近い実績となっております。事例としましては、就職情報サイトへの求人の掲載が多く、その他には、就職合同説明会への出展やホームページ作成がございます。

インターンシップ促進事業の申請状況は、5事業19人で、5年度は、1事業者当たり最大10人を見ていましたが、実績では、1シーズンで2、3人の受入れが多い状況でございます。

事例としては、小売業、福祉部門、建設業での受入れとなっております。

人財定着・定住支援補助金のうち、従業員の定着につながる研修費の補助については、2事業者から5件の申請があり、1事業者当たりの事業費が見込ほど高額にならず、これは、専門機関への少人数を受講させるものが主となっており、また、研修期間も長期のものではなく、数日間程度のものであるためと考えております。

研修の内容としては、専門技能講習の受講や業務に必要な資格講習の受講となっております。

社宅等の借上経費の補助については、現時点での申請はございません。

以上です。

○小林委員

先ほど、令和5年度の実績というところを頂きました。その上で、若干気になったのが、社宅のところの借上げがここになかったというところで、ここについては、ぜひ引き続きのPRのほうもしていただきたいと思います。

実際に、今回この事業を活用された企業の声、こういう部分についても可能な範囲で教えていただけるとありがたいです。

○萬治商工振興課長

幾つか御紹介したいと思います。

「民間の求人情報紙への掲載はなかなか高額なので、これまでは無料であるハローワーク頼みだったが、この補助金があったので、民間誌に掲載することができた。」という声や、「就職情報紙への掲載を問合せ等の反響が多かった。」というもの、また、「情報誌を見た求職者を正社員として採用が決まり、それが光市内在住者であったのもよかった。」という声も頂いております。

それから、インターンシップ関係では、「インターンシップとはいえ、卒業後に就職したい先に申し込むことが多いので、人となりとも見ることができ、人手不足に悩まされている中、人材確保に向けたよい機会とできる。」という声がございました。

また、「来年度、6年度も補助があるなら、年度当初である春先に実施する就職活動関連のものから活用できるので、ぜひ活用したい。」という声も頂いております。

以上です。

○小林委員

非常に、この本事業に対する成果という部分でいくと、やはり民間サイトに今まですごく高額だったのが、いわゆる今回、補助があったということで、実際に掲載できて、それが正社員の登用にもつながったというところしていくと、非常に効果が大きいというふうに思いました。

ただ、一方で、私もこの事業をいろんな企業の方に御説明をした際に、企業の、いわゆる情報を集約するということにも少し課題はあると思いますが、この事業というものは初めて知ったという声も頂いておりますので、引き続き、この市としてPRの方法について積極的な対応のほうをよろしく願いをしておきます。

私からは以上でございます。

○森戸委員

ちょっと確認させていただけたらと思うんですが、予算の概要の29ページで、光ブランド創出事業ということで、拡充されたということなんですが、拡充された部分についてはよく、ちょっと理解ができなかったのもう一度説明をしていただけますか。

ここに書いてあるのは、特産品販路開拓促進補助金について、光セクション認定品の補助要件を緩和というふうに書いてあるんですが、その辺も含めてちょっとお願いできますか。

○萬治商工振興課長

特産品販路開拓促進補助金につきましては、市内特産品開発事業者に販路開拓・拡大のため、展示会や商談会に参加する費用の一部を助成するもので、市外で開催される展示会、商談会を対象としておりまして、一般消費者向けの販売会は対象ではございませんでした。

これを、6年度からは、光セクション認定品に限りますが、市内への出展も可能とし、また、一般消費者向けの販売も対象とするよう要件を緩和しようと考えております。

これにより、例えば、市内スーパー等の出展コーナーで臨時販売も対象となり、光市民への光市のお土産品としての認知度の向上も図られるのではないかと考えております。

また、これまで、この委員会の場においても、光セクションの認定を受けることへのメリット、特典というものがもっとあってもいいのではないかという意見等も頂いておりましたが、このたびの要件緩和により、市内での販売増に貢献できれば、光セクションの認定を受けることの新たなメリット、特典にもなるのではないかと考えております。

以上です。

○森戸委員

この予算の使い方なんですけど、要は、例えば、市内のスーパー等で販売をするとき

に、場所代を払う部分にお金を出すということなんですかね。

○萬治商工振興課長

臨時の販売コーナーやスペースで出店する場合は、場所代等を支払う必要がありますので、その部分について2分の1ほど補助しようというものです。

以上です。

○森戸委員

その臨時の販売ブースといいますか、そういうものはあるんですか。そののそもそものがよく分からないんですが。

○萬治商工振興課長

スーパー等と言ったのは例を挙げただけで、そういうスペースも実際にあると聞いております。スーパーに限らず、そのほかの場所でも可能です。

以上です。

○森戸委員

ごめんなさい。ちょっとイメージが湧かないので、例えば、具体的に言うと、どんなところにありますか。それで料金が取られるんですか。

○萬治商工振興課長

大きいスーパー等の空いている一角に、販売スペースを設けて物販する場合には、通常、そこでの販売料を支払うようになると聞いております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。普通、商品に魅力があれば、あまりお金が取られないような気がするんですけど、売らせてくださいという流れになるんじゃないかと思うんですが、その辺のことがちょっとよく理解ができませんけど。

○萬治商工振興課長

これは、市内に限らず、これまでも市外等でも、そういったところに出展して販売する場合は、販売手数料は、必要なもので、その部分について補助しようというものです。

以上です。

○森戸委員

分かりました。よくある催事販売みたいな部分は、確かにそうかも分かりませんので、はい、理解できました。

○大田委員

予算書の170ページの企業立地推進事業854万3,000円で、事業所設置奨励金と事業所設置タイプ別奨励金と合わせて740万円、750万円近く出されているんですが、それは、見込みはどのぐらいの見込みにされているんでしょうか。

○萬治商工振興課長

事業所設置奨励金669万3,000円は、6事業所6件分になります。

事業所設置タイプ別奨励金は、1件当たり30万円になりますので、6件分になります。以上です。

○大田委員

事業所設置は事業所6件分と、事業所設置タイプは1件当たり30万円が6件分というふうに今、言われたんですが、その対する従業員はどのぐらいの考えでおられるんですか。

○萬治商工振興課長

これに対しては、特に従業員というものの要件等はありません。以上です。

○大田委員

それに引き続いて、その170ページの下のところ、中小企業人材確保・育成定着支援事業が890万円というのが載っているんですが、これで定着されるような促進事業じゃろうと私は思っているんですが、それに対するこの事業に対しては、いろいろな賛否の記事なんか御紹介されたんですが、そうすると、この事業設置奨励金やら事業所設置タイプ別奨励金を含めて、そこに働いておられる方の地元に住まれるという一体化した進め方というのはできないものでしょうかね。

○萬治商工振興課長

一体化ということで、事業設置奨励金とかタイプ別奨励金は企業誘致、働く場を本市に持ってくるという考え方が強い制度ですが、住んでもらうということで申し上げますと、従業員の居住に関する直接的な支援としては、今言われました中小企業等人材確保・育成定着支援事業の中の中小企業等人材定着・定住支援補助金がございます。この補助金の中では、事業者が社宅等を借り上げて従業員を住ませる場合に、この借上げに要する経費の2分の1を助成するものになりますので、事業者には、社宅等を積極的に借り上げていただいて、まずは、一旦光市に住んでいただければ、そのまま定住にもつながるということを期待しております。

○大田委員

そういうふうに、2分の1補助、助成されると言ったんですが、市内で働かれる人も

このような事業所に勤めてもらえるのは大変ありがたいことで、また、市外からも来てもらえるときに、そういうような支援事業と一緒に光市に住んでもらうという事業をこれからもどんどん進めていってほしいと思うんですが、そのような一体化した助成金というか補助金というか奨励金か、そういうようなものはできないものでしょうか。

○萬治商工振興課長

今ある補助金の一つのものではなく、それぞれに目的を持ってやっており、それを合わせると、光市に働く場を設けて、そこに雇用が生まれて、地域の経済が活性化するというものにはなると思いますが、これを一つにまとめてという考えは今、ございませんで、それぞれ事業所設置奨励金、事業所タイプ別奨励金、働こうやー！支援事業、また、新しく実施しますDXファーストステップ補助、人材確保等、これら全て合わせて一つの効果を生み出すものと思っております。

以上です。

○大田委員

要するに、概要のところにも育成定着支援事業というふうに書いてあるんですが、そういうふうな事業所を設置されて、以前も言ったかも分かりませんが、事業所を設置されて、光で住んでおられる方がそこに勤めるのは、それはそれでいいんですが、よそから来られた人に対して、こういうような定住促進のための、要するに予算をつけられておられるんだから、そこに、なるたけなら光市に住んでもらって、光市で消費を行うような事業を今後進めていってほしいと思うんです。よろしく願いいたします。

○河村委員

146ページ、テクノキャンパスの研修センターの運営事業について、もう少し詳しく説明していただけますか。

○萬治商工振興課長

テクノキャンパス研修センターにつきましては、現在、市が直営で運営をしております。予算では、運営に係る費用を計上しております。

上から、主に変わったところを言いますと、上から4行目の清掃委託料がございまして、これは、毎月、施設内の清掃を委託して行っており、来年度、12万円ほど増額しておりますが、これについては、アリーナの床のワックスがけを二、三年に一回して状態を保たないといけないということで、来年度はこれを行いたいと思っております。

それから、管理には周辺の除草等も必要なもので、この経費も計上しております。以前はもっと金額も多かったところ、範囲がかなり少なくなっておりますので、今はこの20万円程度ということになっております。

鍵管理は、過去、指定管理で行っていた際には、現地のほうで鍵を管理しておりましたが、今は、近くにある事業者鍵管理を委託しているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

これは体育館と、それから、通路を挟んで研修室というんですか、元の食堂があったところ、ここの管理で、テレビの受信料というのはなんかなじまんような気がするんですが、ここは、外部の人が、体育館は今、スポーツ関係の利用があるように思うんですが、食堂についての利用、旧食堂についての利用はどんなんですか。

○萬治商工振興課長

旧食堂の部分については、特に貸出しというものは行っておらず、アリーナを使われる方が、アリーナ内は飲食等できませんので、休憩するとき等に使っておられます。

テレビ受信料については、貸出しの和室にテレビがございますので、そちらのNHK受信料になっております。

以上です。

○河村委員

和室があって、テレビがあるからという、その話が、それが適切なのかどうかという問題の整理がついていないような気がするんです。利用するときには便利だから、それは、それでありがたいとは思いますが、じゃ、そういったところが市内全域に見られるわけでも何でもなくて、ましてや、そういう休憩室、あるいは、光熱水費が100万円もかかるという意味が分からん、そういったところで。そのあたりについての、要は利用をする中身についての分析というのはどういうふうになっているんですか。

○萬治商工振興課長

テレビの受信料のことを言いますと、和室に置いてあるというのが、利用者の方のこともございますが、ここが、ペット同伴の場合の指定避難所にもなっており、避難所として使われる可能性もありますので置いています。

それから、施設の利用につきましては、今年度、2月末までですが、737件、1万459人の利用がございます。令和4年度の数値で申し上げますと690件、7,774人で、今の時点でもかなり増えており、過去に比べてもだいぶ御利用いただいていると考えております。

以上です。

○河村委員

恐らく便利な使い方ができるんで、そういった意味合いでいいんだろうと思いますが、今までの市がやってきた、そういった体育館の利用形態等と明らかに違うというのはどうも理解ができないし、光熱水費の、この体育館は冷暖房か何かを完備しちよるんですか。

○萬治商工振興課長

冷暖房は完備していません。
以上です。

○河村委員

だとするならば、そんなに利用形態、体育館で電気代等がそんなにかかるわけではない。そうすると、旧食堂の部分についての、そういった維持管理が、常時、冷暖房がかかっているとか、そういう形態につながるんですよ。実態はしっかり調査をしていただいて、今までの市の利用形態に合ったものにしていくということは大事なことだと思いますから、そのあたりについては整理をしてください。

避難所として利用できるということで、そのことは大切なことだと思います。1万人ぐらいというのも、恐らく、従前は学校施設でしたから、日常は貸していなかったんですよ、体育館等について。それが、利用がなかったら年中開放できるという形態になってくれば、利用形態というのも随分変わってくるんだと思うんですよ。そのあたりは整理をする必要があろうかと思いますので、御検討をお願いしておきます。

その下のワークプラザの運営事業ですが、ここは旧テクノキャンパスなのかな。ちょっと利用実態というか中身について、もう一回お知らせください。

○萬治商工振興課長

ワークプラザは旧消防庁舎になりまして、利用状況としては、シルバー人材センターと森林組合が今は利用をしております。

○河村委員

ここも光熱水費が160万円、これは受益者が負担をするという考え方じゃないんですか。

○萬治商工振興課長

市が支払いをしております。
使用料を頂いておりますので、その中で賄うことができしております。
以上です。

○河村委員

ごめんなさい。使用料の収入はどこに出ちよったんですか。

○萬治商工振興課長

使用料の収入は、予算書の18ページの中ほどよりちょっと下に労働使用料というところがございまして、ワークプラザ使用料226万4,000円でございます。
以上です。

○河村委員

分かりました。光熱水費より多いから、それはそれで。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、168ページ、下段の周南地域地場産業振興センターの負担金なんですが、なかなか地場産でやった成果といいますか、いろいろ発表もされておるんですが、光市分についての実感というか、そういったものがよく伝わらないんですが、ここの啓発活動というんですか、要は、事業者がいろんな形で参加をされるんだと思うんですが、そのことについての周知はどういうふうに行っているんですか。

○萬治商工振興課長

センターが取り込んでいる事業の周知については、例えば周南サポート事業の募集があれば、市のホームページには載せておりますし、チラシを窓口を設置等しております。以上です。

○河村委員

それが足らんということになると、要は、それが受け身なん。積極的に、今さっき、いろんなサテライトとか、なんかいろいろやっておられて、積極的に事業者と協議をしたりするような弁が出てきたというのは、今までの既存が足らなかったというふうに捉えられるんですが、そのあたりについての、この地場産の有効活用、今のような、このずっとできてからの成果を見ても、その著しい成果を上げたというのは何かある。

○萬治商工振興課長

例えば、周南ものづくりブランド認定、光セレクションのような認定品もございますが、手元にある数値で、18年度からこの5年度までで20件程度認定されており、ものづくりでは、開発に対する支援や、販売促進への支援、試作研究段階への支援、こういったものもしており、これにつきましても、ここ3年の例で言いますと、3年度に3件、市内の事業者には支援されて、4年度は4件で、5年度は2件支援されており、数件程度ずっと光市内の事業所への支援もされております。

以上です。

○河村委員

支援の枠があるから、その支援を受けたというふうにはしか伝わらない。何か地場産を使うと、どういった特徴のある製品が出来上がるとか、何か地場産の特徴っちゃ何なんですか。

○萬治商工振興課長

地場産の職員自体も経験が長い職員が多うございますので、事業者から相談があれば、ほかの知っている事業者につなげたり、経験からいろいろアドバイスをしているという面もあると思います。

開発支援の商品の例では、去年の雇用の日で発表していただきました、製造会社の「くつ底キャッチャー」という靴が滑らない商品というのがございましたが、これも地場産と一緒に支援を受けながら開発したもので、こういった製品等にも関わっております。

以上です。

○河村委員

昔は、玄関、今ちょうど戸籍の前、椅子を並べてありますが、あの辺りにそういった地場産、あるいは光セレクションとか、そんなものの展示スペースがあって、おいでになった方にも目で訴えられるような形になっていたんですが、反対側、会計側のほうもありますから、要は、成果をどうやって知らせる。こういうものができたら私も挑戦してみようという気持ちになれるということにつながってほしいなと思うんで、そのあたりについてはよく御検討を頂きたいと思います。

それから、170ページ、ちょっと下段、新産業団地の整備事業のところで、排水施設測量設計と委託料1,780万円というのがあるんですが、これは実施設計じゃないんですか。当初からいろいろお願いしておりましたが、排水についての、どちらへ流していくんかというところについて、もし結論が出ているのなら、教えてください。

○萬治商工振興課長

排水施設測量設計等委託料は、事業所から出た事業系排水の測量設計等の費用になっておりますので、雨水とは別のものでいただけたらと思います。

以前から御質問がありました、雨水のどちらへ流すかというお話だと思いますが、先般、利用計画図の案が出来上がり、新しい団地を整備するのに、流域を見ると、虹川のほうに流れている流域と、大和側、東荷川に流れる流域、2つあったということで、それぞれ、今まで虹川のほうに流れていた流域、これは、同じ量を虹川のほうに流すとして、調整池を造って、そちらに流すということにしております。

東荷川のほうに流れていた流域、それも同じ量を大和側に流すとして、そちらにも調整池を設置して流すという計画でおります。

以上です。

○河村委員

前にもいろいろお話をしましたが、虹川地区の雨水のあふれるというか、越水というようなことがありましたので、例えば、今度、じゃ、東荷のほうにも調整池を設けてというても、大きな雨が降ったときは、その調整池を越えて流れていくんで、流末については、特に河川整備あるいは道路整備について十分な対応をしていただくことが望ましいと思いますし、当然考えておられるとは思いますが、そのあたりについては申し伝

えていただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

私も、新産業団地の整備事業、これの当初予算の概要の部分の15ページなんですけど、ちょうどこの2月に説明会がありました。県のほうも含めて、市のほうも含めて、排水対策に関しては大丈夫だといいますか、そういうふうな御説明があったんですが、地域住民の方としては、非常に心配だという声、それでもなかなか納得がいかなかったというような現状がありますので、その辺は、やっぱり虹川沿線の方の住民の皆様に対しては、丁寧に説明を尽くしていただきたいと思うんですが、御理解を得ると言いますか、この調整池の設計の部分に関してですね、そのところがもう少し要るような気がするんですが、その辺はいかがでしょうかね。

○萬治商工振興課長

住民説明会は、これまで2度ありまして、そのたびに雨のことについては、住民の方からも心配の声はあり、県にも届いております。雨が降ったときに一気に水が流れてあふれないようにするのが調整池で、流れ出る量は調整されるので、今までと同じ量が流れるようにしますという説明はされていますが、図を見たときに、その場で大きい調整池がありますので、これだけ水が増えるのかといった誤解をされることもあろうかと思えます。

こういう面につきましては、もう説明会がないというわけではございませんので、そのたびにきちんと説明をしていかないといけないと思っております。

以上です。

○森戸委員

何度も何度も、恐らくこのお話は出るんだろうと思いますので、引き続き、説明をお願いできたらと思います。併せまして、交通渋滞対策に関しても、同様に不安の声が出ていますので、その辺のところも、県の道路の部分もいろいろあろうかと思えますので、その辺も含めて御理解を得られるように努力をお願いできたらと思います。

以上です。

説 明：久山観光・シティプロモーション推進課長～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、1点だけ質問させていただきます。

光市の当初予算案の概要であれば45ページ、予算書であれば174ページの移住定住の促進について少しお聞きをしたいというふうに思います。

移住・定住の促進に向けて、3つの補助金があるというふうに理解をしておりますが、

この補助金の前年度と比較しての増減、あるいは制度の変更があれば、まずお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

御紹介いただきました各補助金は、本市への移住を検討する方への後押しとスムーズな移住に資するものであり、お尋ねいただきました各補助金の令和5年度当初予算と比較した増減額を申し上げますと、まず、移住を検討するために本市に来訪された方に対し、市内での宿泊費等の一部を助成する「ひかりUJ I ターン滞在費補助金」は、制度開始以降の各年度の交付実績を参考に、令和5年度予算額17万円から8万5,000円減額し、8万5,000円を計上いたしております。

次に、一定の要件の下、東京圏から移住された方に対し補助金を交付する「ひかり移住支援補助金」は、予算要求時点で事前相談等を受けておらず、正確な見積りが困難でありましたことから、夫婦と子供1人の1世帯分を想定し、令和5年度予算額400万円から200万円減額した200万円を計上しております。

次に、テレワークを要件とし、東京圏に加え、大阪府、京都府、兵庫県及び愛知県から移住された方に対し補助金を交付する「ひかりテレワーク移住支援補助金」は、ひかり移住支援補助金と同様の理由により、正確な見積りが困難でありましたことから、夫婦と子供1人の1世帯分を想定し、令和5年度予算額200万円から100万円減額した100万円を計上させていただいております。

制度の変更については、御紹介した3つの制度の令和6年度当初からの変更はございません。

以上でございます。

○小林委員

前年度と比較して、各補助金の増減という部分についてよく理解ができました。

その上で、先ほど交付の実績というところで、令和6年度の予算を算出したという部分と、ひかり移住・定住補助金と、ひかりテレワーク移住支援補助金によると相談実績がなかったというところを踏まえて、実績のある条件を踏まえて設定したというところがあったんですが、参考までに、令和5年度の実績はどのような状況だったのか、この部分についてお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

3つの補助金の令和5年度実績について、いずれも2月末現在での申請実績を申し上げますと、「ひかりUJ I ターン滞在費補助金」が4件で2万2,000円、「ひかり移住支援補助金」が、3件、360万円、「ひかりテレワーク移住支援補助金」が1件、50万円となっております。

「ひかり移住支援補助金」、「テレワーク移住支援補助金」については、予算要求段階では相談がなかったと申し上げましたが、今年に入り数件申請があったため、実績として上がってまいりました。よろしく願いいたします。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。

ひかり移住・定住支援補助金、そして、ひかりテレワーク移住支援補助金、これは、国とか県の事業というところがございますが、やはり、なかなか、いわゆる実績という部分でなかなか上がっていかないというところを考えてみますと、少し、これは私の推測になるんですが、ある程度、東京圏とか、あるいは東京を除く愛知、大阪、京都、ある程度場所を、いわゆる設定をして、そこからの条件を満たさないと、これに補助金が受けられないというところもあるのかなと思ったので、今回は無理だとしても、ぜひ光市独自で、例えば、ほかのそういう都市圏じゃなくても、来たものに対しては補助金を出すとか、こういうものについても今後検討いただけたらというふうに思います。

あと、もう一つ、この移住定住の対策を活用されて、これまで光市に移住されてきた人数というところと、なぜ光市を選択されたのか、この2つの部分についてお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光・シティプロモーション推進課で所管する施策を活用して移住された方は、27年度以降の9年間で78人となっております。

なぜ選ばれたかということにつきましては、把握する範囲では、海が近くて雰囲気がいい、住むにはちょうどいいまちだった、まちが明るいといった声を頂いているところ

です。
以上です。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。

やはり、このシティプロモーションという観点でも、この観光というところでいくと、しっかりと、いわゆる光市の魅力という部門を市内外にしっかりと発信していただきますよう、そして、移住される方がどんどん増えていきますよう、引き続きの取組をお願いしまして、私の質問を終わります。

○森戸委員

174ページの移住・定住促進事業のところの空き家改修等助成事業補助金、これについてなんですが、簡単に制度の概要を、補助金の額とかその辺も含めてお知らせいただけますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

「空き家改修等助成事業補助金」の目的は、空き家情報バンク制度への登録促進及び移住希望者の円滑な移住を図るとともに、周辺地域の活性化を図ることとしております。対象としております区域は、中山間地域及び市街化調整区域です。

補助対象物件は、空き家情報バンクに登録された物件で、改修や家財の撤去や処分を行うものの一部を助成するというものです。

補助対象者は、市外からの転入で、登録物件の賃貸借または売買契約が成立した入居者で契約日から1年以内の者、本市に2年以上定住する意思がある者、報告完了日までに転入をしている者、または、完了の日から30日以内に転入をする者とされています。

補助額は、改修については、増築や改築の改修費の2分の1、上限を25万円としております。

家財の撤去及び処分については、経費の2分の1、上限を5万円としております。
以上です。

○森戸委員

この制度なんですけど、いつからできたか分かりませんが、どのぐらい御利用があったんですか、その辺をつかめていけば、教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この制度は平成28年から始まっており、これまでに改修に係る助成について5件、金額は221万6,000円、家財の撤去等に係るものが2件、金額は15万円となっております。
以上です。

○森戸委員

分かりました。空き家バンクの中で、今、これを使う条件というのが、中山間地域、調整区域だということなんですけど、バンク自体の登録の構成から見ると、そこに該当する、そこというのは中山間と調整区域ですか、に該当する物件数は全体数がどのくらいあって、そこはどのぐらいを占めるかというのが、なんかつかめますか。突然ですみません。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

現在、空き家情報バンク物件として公表しているものが5件ほどあり、そのうち中山間地域にあたる物件は3件です。

以上です。

○森戸委員

トータルで見て何件、現時点であるんですか。トータルというのは、中山間と調整区域の部分だけではなくて、市街化区域内の物件もあると思うんですけど、それはなかったんです。そもそも理解が足りないのかも分かりませんが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今、公表しているものが5件あり、中山間地域にあたるものが3件、それ以外のものが2件ということです。

○森戸委員

もう一点。一つ言えるのは、今後、この空き家の掘り起こし事業を活用して、ここを当然増やしてくるというような流れだと思うんですが、そういうことでよろしいんですか。要は、この登録を増やしていくみたいなどころでと思えますけれども。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

掘り起こしにつきましては、中山間地域のコミュニティと連携して空き家の登録につなげる目的で補助金を設けておりまして、中山間地域のコミュニティの維持という観点から、空き家の登録にこれからも取り組んでいかなければいけないと思っています。

○森戸委員

この仕組み自体は、別に市街化区域内の空き家でもいいんですよ。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

それは大丈夫です。

○森戸委員

空き家の実態で見ると、どういう構成というか、私は、その立地適正化計画で、都市政策の中で、どちらかというところ、区域内に投資をしていこう、誘導していこうとか、そういう流れになっていると思うんですが、その動きと中山間地域のその部分も分かりますけれども、私はそういうふうな、こちら側のほうに、流れにシフトしていくのが自然な流れなんかなと思うんですが、その辺のところはどのように、この事業と立地適正化計画との整合というんですか、その辺はどういうふうを考えられますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

「空き家改修等助成事業補助金」は、助成の対象となる地域が、中山間地域や市街化調整区域になっておりますが、目的として、都市部に比較して人口減少や高齢化、過疎化が著しい地域における移住・定住の促進ということで、空き家物件の成約が難しいと考えられる地域において、登録することへのインセンティブを目的としております。

一方で、立地適正化計画については、都市政策部が所管しているものですが、多核連携によるコンパクトなまちづくりのための計画で、現在は、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し維持・集積するエリアである都市機能誘導区域は設定している状況認識しているところです。

今後、居住を誘導して人口密度を維持するエリアである居住誘導区域が設定をされると考えておりますが、中山間地域を生活拠点とするということを必ずしも否定するものではなく、それぞれの役割や営みに応じた多様な暮らしを尊重しつつ、一定エリア内の

人口密度の維持を目指すものと考えております。

こうしたことから、御指摘いただいた本事業との整合性については、今後、所管とも連携しながら、改めて整理をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○森戸委員

ちょっと、私の中でも整理ができていないんですけど、要は、光市のどこに来られてもいいと思うんですよね。でも、かなりの部分で定住支援をやらないと、なかなかこちらに越してこられないと思いますので、例えば、当然、市街化区域内の物件も増やすことも当然必要でしょうし、この補助、改修助成自体は中山間エリアしか適用されませんので、市街化区域内等の部分でもそういう補助金が必要なのかなというふうには思います。

ちなみに、この中山間空き家改修助成に関しては、国の補助とかそういう部分の何かあるんですか。その辺のところだけ、ちょっと確認させてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

国からの補助金は、現在のところございません。

○森戸委員

ですから、単市での話でしょうから、それだったら、やっぱり、居住誘導はエリアの設定がされるんでしょうから、その兼ね合いもありますけど、市街化区域等の物件を増やしながら、そこも改修をして、さらに住んでいただくというような視点も必要なのかなと。

やっぱり、いろんな政策を打って、移住・定住ですか、相当やらなければ、なかなか入ってくるものではないと思いますので、ぜひ、そういった部分も御検討いただけたらというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それと、もう一点、続きで、市のホームページを見ると、事業名はあるんですけど予算がないので、その点についてお尋ねをしてみたいと思うんですが。

シティプロモーション、こちらのところからホームページに入ってくると、市有地活用型定住支援事業というものがあります。これは、ここの所管でよろしいですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

はい、そのとおりです。

○森戸委員

この市有地活用型定住支援事業というのは、市有地を購入した場合に50万円の補助金が出るということで、それは、市内の業者を使えば20万円プラスと、子育て世代、中3までいけば1人につき10万円、最大30万円。条件は、市内に移住してきて1年たつと、市外からですね。というような仕組みだということで、これは制度を今、読み上げた

けなんですけれども、これ自体は、今年度ここに上がっていない、予算的なものがないというのはどう捉えたらよろしいですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

制度については、今、御紹介いただいたとおりですが、定住をされてから1年経過した以降にこの補助金をお出しする流れとなっております。

現在、定住したという届出がございませんので、来年度の予算要求に計上していません。

○森戸委員

この制度はいつからできたものですか。これまでの利用といたしますか、実績といたしますか、そういうものがありましたか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この制度は、平成28年にできた制度でございます。これまでの実績は、3件ございまして、金額は180万円です。

以上です。

○森戸委員

分かりました。補助金が出て、市有地を買われたんだらうと、当然そうなると思います。

この仕組み自体は、全国の自治体どこでもあるという理解でよろしいですか。それには、国からの支援があるといいますか、そういう理解なのか、その辺のところをちょっとお願いできたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

全国にあるかどうかは、把握しておりません。また、国からの支援もございません。

○森戸委員

分かりました。

それと、これに関しては、対象の市有地の物件はどのぐらいの件数がありますでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

物件数は、5件ございます。

○森戸委員

そうですね、5件ほどありますけれども、これに関して問合せなり、そういうことは、この所管で聞いてもよろしいですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
物件に関しては、財政課の所管となります。

○森戸委員
分かりました。

見てみると、なかなか200とか300平米だったんですか、のようなものが数件あって、特にまた、大きいといいますか、727平米というのが1件ということで、なかなか現状の状態にも課題があるのかなとは思いますが、これに関しては、制度の周知というんですか、この辺はどのようにされているんですか。これは、市の物件自体が売れることにもつながりますので、その辺のところをお尋ねします。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
この制度の周知につきましては、物件の紹介も含め、年に1回、広報に掲載しております。
以上です。

○森戸委員
そうですね。1年以内に移住された方が目に留まるということで広報だということでしょうね。分かりました。
今、この移住・定住促進事業の中で、空き家改修、空き家掘り起こし、先行委員が言いましたように、いろんな滞在の補助金とか移住の支援補助金、いろいろございますけれども、いろんな仕組みを重ね合わせながら、これでもかというぐらいにやって、やっと移住をしてくるのかなと思いますので、引き続き、政策の精度を高めるといいますか、ブラッシュアップをしていただいて、一人でも多く移住定住を促進していただけたらというふうに思いますので、また提案させていただけたらと思います。
以上でございます。

○河村委員
172ページで、梅まつり等お祭りをやられたり、あるいは、まちの魅力というようなことを言われておるんですが、ちょうど188号線の冠、入るところの国道脇の定植、植木があるんですが、年がら年中、草ぼうぼうなんですよ。この間、2月に入って、国交省がやっと草の上だけ刈ってくれたんですけど、観光施設の周辺等についての草刈り等、環境美化について、どのようにお考えなんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
冠山総合公園につきましては、都市政策部が所管となりますので、私からはお答えできませんけれども、観光施設という観点で、当課が所管をしておりますのは公衆トイレや、海水浴場の案内所などで、トイレにつきましては、通年でトイレの清掃を含め、周

りの環境美化をしておりますし、案内所につきましても、通年ではありませんけれども、開設する前になりましたら、その辺りの環境整備はしております。

以上です。

○河村委員

都市政策に言うても、恐らく、自分のところじゃないですよ。国交省がその管轄するところなんだから。

ただ、そうは言いながら、じゃ、住んでいる人にとっては、国交省が管理しちよろうが、市が管理しちよろうが、そういうことが問題ではなくて、ある程度、そういう観光地としての体面を保てるかどうかという問題なんで、そのあたりについては御検討をしておいていただいたらと思います。

174ページ、観光施設等管理事業の中で、今、公衆トイレについてお話がありましたが、この592万2,000円という内訳を教えてくださいいいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○久山観光・シティプロモーション推進課長

予算書174ページの公衆トイレ等清掃委託料について、その内訳についてお尋ねを頂きましたので、お答えさせていただきます。

室積海岸等の室積方面のトイレ7か所で97万9,969円、石城山のトイレ1か所、4万5,100円、元旦登山の前に実施するコバルトライン2か所と茶臼山の3か所で2万3,000円、虹ヶ浜のトイレ5か所と周辺の一帯の清掃は、年額で487万3,000円です。

以上です。

○河村委員

コバルトと茶臼山ですが、コバルトラインのトイレは皆、撤去したような気がするんですが、まだ残っています。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

はい、2か所あります。1か所は撤去したと聞いておりますけれども、2か所残っております。

○河村委員

あそこのトイレの維持管理はどこがやりよったんですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

撤去したトイレについては、前の体育課と聞いております。

○河村委員

分かりました。

それから、その下の遊歩道等維持管理委託料77万8,000円なんですが、これは、歳入であるあれですか、自然公園美化清掃事業というのは、ここの受入れですか、併せて。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
歳入についてはそのとおりでございます。

○河村委員
遊歩道の維持管理委託料については、どのような実態ですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
石城山旧野営場につきましては、年2回ほど、6月と12月に清掃、除草活動をしております。
それから、峨嵋山につきましては、年1回、11月に、遊歩道一帯の除草と清掃をしております。
以上です。

○河村委員
峨嵋山、11月に遊歩道の維持管理ということですから、清掃等をやられるんだと思うんですが、どういった人がやってるんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
この業務については、シルバー人材センターに委託して、実施しております。
以上です。

○河村委員
今ちょうど、峨嵋山の前半分ですけど、護国神社があるんで、維持管理をしてくれよる人がおってんです。最近は、以前に比べると、すごいきれいにはなっているんで安心しているんですが、ごみの処理はどうしておられるんですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
当課で委託をしている業務についての処理は、シルバー人材センターに委託しております。

○河村委員
そうだと思いますが、ごみ処理をするには、処理費が当然かかってくるじゃありませんか。このくらいの金額でできるのかどうかちょっと不安なんです、シルバーへの委託料金とごみ処理を分けておられます。

○久山観光・シティプロモーション推進課長
ごみ処理の金額は把握しておりません。

○河村委員

最近、ごみの処理についても随分うるさくなってきましたし、峨嵋山そのものが、一昨年だったですか、ほかの人の手が入って樹木を傷つけたりということがあったんですよ。そのあたりのところについては十分注意をして、今、清掃活動、あるいは、ごみ処理をしていただかなければいけませんので、管理実態についてきちっと把握をしていただくようお願いをいたします。

以上です。

○大田委員

概要の45ページの中ほどに、「光」と「食」のわくわくフェスタというのが1,000万円載っているんですが、多分、これは、観光・シティプロモーション課と思うんですが、私、よう見つけ切らないんですが、予算書のどこら辺に載っておるんですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

予算は、先ほど説明のところでも触れさせていただきましたが、172ページの3つ目の事業、まちの魅力プロモーション事業のうち、1行目の会計年度任用職員報酬と、その2つ下の費用弁償、5行下のイベント実施委託料、その2行下のテント等借上料がその事業にあたるものとなります。

以上です。

○大田委員

それで、まちの魅力プロモーション事業の中で、イベント事業として、「光」と「食」のわくわくフェスタというのが今のように計上されているんですが、20周年事業として祝うだけでなく、せっかくイベントを実施されるのだから、何かしらの相乗効果があるべきだと私は考えるんですが、そここのところはどういうふうに考えておられるのか、お知らせ願えませんでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

イベントの実施による相乗効果は、このイベントが、市外からも本市を訪れていただく一つのきっかけになると思っております。その中で、本市のよさや、魅力といったものに触れていただく契機となること、また、キッチンカーの出店については、本市における消費につながる契機となるものと考えておりますので、本イベントは20周年のお祝いということはもちろんですが、本市の知名度の向上や、地域経済の活性化といった効果も見込めるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは、知名度の向上とかいろいろあるんでしょうが、これを、いろいろこういうふうにイベントを行って、光市の魅力発信をいろいろ進めていかれると思うんですが、その下の光の魅力発信発見支援交付金100万円ですかね、それについてちょっともう少し概要を教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

「ひかりの魅力発信・発見支援事業」は、令和5年度から始まった事業で、光市ならではの魅力の発信や新たな魅力の発見につながる市民主体の取組に対し、交付金の交付やPRを支援することで、継続的な取組に向けた足掛かりとするとともに、本市のイメージアップや市民のまちへの愛着の醸成を図り、まちのにぎわいを創出しようとするものです。

申請ができる方は市民・市内の事業者及び団体、市内の学校に在学をしている方で、支援内容は取組に係る経費の一部を20万円を上限に支援することや、市の広報や公式SNS等による情報発信、メディアのプレスリリースといったPRの支援です。

令和5年度におきましては、10件の申請があり、民間の方を含む選定委員会において選定された5件の取組を支援しておりまして、令和6年度においても同様の支援を行うとともに、継続的な取組につながるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

令和5年って昨年からはじめて20万円上限に実験を行ったということでございますが、そういうふうに市民の発信の取組を支援するということは大変重要だろうと私も思っております。それで、いかに光市に人を取り込むかということで、そういうふうなイベントを開くのも大変重要だろうと思うんですが、それによって、市民の何と言いますかね174ページの空き家の補充やら、東京からとか大阪ぐらいから市民を居住・定住させるということで、それをどういうふうと一緒に取組もうとしているのか、お考えがあったら教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

令和5年度は10件の申請がありましたが、内容は本市の自然を活かしたものや、今ある資源を活用したものといった取組で、どの取組にしても特徴的、また、意欲的なものであったと感じております。

こうした取組は市外からも多くの方が訪れておりますし、継続的にイベントを実施されていますので、人を呼び込むという意味では、好循環を生み出しているものと考えております。

○大田委員

そういうふうに、いろいろ人を呼び込むというふうな考えで、令和5年度からやられ

たのですが、観光・シティプロモーション推進課としては今年度が2年目でありますから、今後こういった取組を考えておられるのか、お持ちであったら教えてほしいのですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御案内のとおり、当課については令和6年度が2年目ということになりますので、より一層踏み込んだ取組が求められると考えております。

令和6年度は、まずは市を挙げて取り組む、新市誕生20周年を記念した事業に傾注すること、そしてそれらの事業を契機として光を売り込んでいくことと考えています。

当課としては、「光」と「食」のワクワクわくわくフェスタや、御渚印の作成販売、花火大会の開催などを所管しておりますが、事業の実施にあたっては市民の皆さまとともに祝うということと、記憶に残る工夫をすることはもちろん、市外に住まれる方へのアプローチも含めたプロモーションによって、こうした事業へ興味を持っていただき、市外からも多くの人にお越しいただけるよう取り組んでいきたいと思っています。

また、「光市といえばこれ」といった光の売りというのを先日からも申していますが、知名度の向上につながる戦略的な取組につなげるとともに、各課とともに連携をして、20周年の記念事業をはじめ、本市のイメージアップにつながるような素材や取組を積極的に発信していくことで、行ってみたい、住んでみたいと思っただけの観光や移住・定住の促進につながる取組をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○大田委員

大層、大きな思いでおられるというのは分かりましたが、観光事業を起こして光市に金を落としてもらおうと、また、それによってその魅力があるから光市に移住・定住してもらおうというふうなお考えを持っていただいて、市民の方が税金を光市に納めていただけるような、今後もそのような観光と移住・定住を進めていってもらいたいと思いますから、よろしくをお願いします。

説 明：太田農業委員会事務局長

質 疑：なし

説 明：西村経済部次長

質 疑

○大田委員

152ページ。農業振興拠点施設管理運営事業のうち、空調設備清掃業務委託料8万8,000円。これはどういうことですか。

○影土井地産地消担当課長

空調設備清掃業務委託料でございますが、里の厨には直売所をはじめ管理室などの天井に埋込型と天吊りタイプのエアコンが計8室13か所に設置されています。出力も大きく、定期的な清掃が必要でありますことから、更新計画を定め、故障等が出ないように計画的な清掃等を実施しているところです。

令和6年度につきましては、体験室の埋込エアコン2機の清掃を行うものでございます。

以上でございます。

○大田委員

これ、前年度も載ったのですかね。

○影土井地産地消担当課長

前年度も7万円で予算計上しております。

以上でございます。

○大田委員

定期的にするということ、よろしくお願ひします。

それから、下の地産地消推進事業交付金150万円。何か地産地消でひまわり事業やいろいろやれるというふうにちらっとお聞きしたんですが、もう一度説明をお願いしたいと思うんですが。

○影土井地産地消担当課長

地産地消推進事業につきまして御質問をいただきました。本事業につきましては、第4次光市地産地消プランに基づき、その理念の具現化に向けて、実施しています。その中で大きく2つの事業がございます、その1つ目は、昨年度より実施しております「光ひまわりプロジェクト」でございます。本年度は活用可能な遊休農地をお持ちの方に広く声かけを行い、募集を募りながら、ひまわり畑を市内に広げていく取組に挑戦していきたいと考えております。そして、そのひまわりを多くの方に見ていただける仕組みを構築するなど、ひまわり畑を市内に広げ、つなげていく取組を市民の皆様とともに実施したいと考えております。

それともう1点、地産地消推進事業交付金ですが、毎年実施している事業で、里の厨において生産者と消費者の相互交流を図る農業体験や調理体験等を実施するなど、農産物を育てる楽しさや食す喜びをお互いに実感できる機会を引き続き、提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ひまわりは全市的に咲かせようということでしたが、また農業体験といって

地産地消を今やられているということでございますが、参加者はどのようになっているのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○影土井地産地消担当課長

参加者の状況ということで御質問をいただきました。令和4年度の状況で申しますと、まず農業体験研修につきましては5コース、362人の参加があり、そのうち、市内の方が208名、市外からの参加者が154名で、市内在住者の参加率は57.5%でございました。調理体験研修は参加者23名で、市内参加者は21名、市外からは2名であり、市内の方が多く参加されております。市外からもそれなりに参加をいただいております、近隣市町の皆様にも本市の地産地消の取組にご理解いただけているものと感じております。

以上でございます。

○大田委員

令和4年度で、研修362人中208名が市内、調理実習が23名中21人というふうに今お聞きしたんですが、研修においては地産地消ということで、その場でいろいろ研修を受けちゃったんだろうと思うんですが、地元に戻って普及されることも大変私は大事だろうと思っておるんです。では、そうした地産地消の取組を前年度は200万円ついちゃったんですが、今年は150万円となっちゃるんですが、なぜそれになったのか。また、それを地元に戻ってそういうふうな地産地消のように行うことによって、生産者の拡大や生産された農産物などの販路拡大についていかにつなげていくことが非常に重要じゃろうというふうに考えておるわけですが、今後の取組についてもこの考えをお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○影土井地産地消担当課長

ただいま、予算の減額理由と、もう1点はこうした地産地消の取組を今後どのように進めていくかといったご質問であったかと思っておりますので、それぞれご回答させていただきます。

まず、昨年度の200万円から150万円と50万円の減額の理由でございます。地産地消の推進の重要性は何も変わっておりませんが、これまでの取組を精査する中で、令和2年度までは農業体験や調理体験に加えて、加工品づくりも実施しておりましたが、令和3年度以降はこの実施を取りやめているところです。こうした業務内容の変更等も踏まえ、業務内容を精査した結果、50万円ほど減額したところでございます。

次に、こうした取組を販路の拡大など、今後どのように進めていくかといったご質問であったかと思っております。本取組は、生産者と消費者の交流を第1義においておりますが、農業体験研修では、自ら畑を耕して野菜を植え、そして、調理体験研修を通じて食してみるといった一連の地産地消サイクルを体験できる、こうしたカリキュラムで実施しております。参加した皆様には、農作物を育てる楽しさ、食す幸せを実感していただくことで、農業の良さを改めて認識していただくとともに、将来的には里の厨にも出荷していただける、そうした生産者の1人となっていただける仕組みづくりにもつなげていけ

るよう工夫を凝らしながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

そうした行き着く先として、将来的な販路拡大にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

参加者において、農業体験をさせてもらうということは、家に帰ってもその農業体験ができるような年があればまたそれ、販路拡大の1つの原因にもなると思うので、ぜひとも地産地消を全面に出してうたっておられるのでありますから、市として課として、ぜひともそういうような地産地消にもっと取り組んでいってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

続いて160ページの有害鳥獣についてちょっとお聞きしたいんですが、集落環境整備事業委託料125万9,000円というのがうたってあるんですが、これはちょっとどういう事業、多分、これは集落で金網を張るんじゃないかと思うんですが、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

こんにちは。委員お尋ねの金額、125万9,000円、これは防護柵の話ではなく、市有地の、広範囲の除草や伐採等を実施し、有害鳥獣の出没を招くやぶ等を除去する委託料でございます。

場所は、今のところ周南広域農道にフェンスを張っており、その維持管理等も含めましての伐採をいたします。

それとあとは、東荷地区で市有地がございますので、その伐採をするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうしたら、以前あった緩衝帯を作るという事業が一時あったんですが、奥山、里山、住宅地と言うと里山のところに出てこないように緩衝帯を作るという、あれとも違うわけですね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

それとは別です。

以上です。

○大田委員

これは、毎年毎年、市有地の除草、草刈りか、あれなんかをやるという取組ですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

毎年やる予定になっております。
以上です。

○大田委員
どういう人がやっているんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長
これは委託なので、業者のほうに依頼をしております。

○大田委員
民間業者に委託ということで。

○弘中有害鳥獣対策担当課長
民間業者です。

○大田委員
市有地をきれいにするというのはいいんですが、しっかりやってもらいたいと。その2行下の鳥獣被害防止対策事業補助金の250万円はどういうことですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長
この補助金は、イノシシ等の鳥獣による農作物の被害防止のためのトタンとか、ネットとか電気柵、ワイヤーメッシュ等を補助するもので、農家の方に出しております。
以上でございます。

○大田委員
これは、5分の1か7分の1の補助金が出るという。電磁柵やらトタンやらやるお金の申請があったらそれだけ出ると。最高が12万円じゃったか何かその補助金ですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長
限度額は7万5,000円になっております。
以上です。

○大田委員
これは、どのぐらい申請があるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長
申請件数ですが、令和4年度は68件の申請に対して210万円、令和3年度は79件の申請に対して218万円、令和2年度は85件の申請に対して218万7,000円の補助額となります。

以上です。

○大田委員

段々少のうなりょうですね。それほど防護柵行き渡ったというお考えですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

防護柵を1回設置しますと毎年新たに設置する必要もないと思われれます。もし傷んだ場合には、改めて申請いただくこともできます。

以上です。

○大田委員

了解。

それから、もう2行下の。有害鳥獣捕獲対策協議会交付金167万5,000円。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

これは、光市有害鳥獣対策協議会に交付金を交付するもので、捕獲隊による円滑かつ積極的な捕獲を実施していただき、農作物被害の軽減と住民の生活環境の安定化を図ることを目的としております。

捕獲の経費といたしまして、捕獲隊のほうに80万3,000円、その他事務局のほうへ9万2,000円、捕獲隊に貸出している箱罾管理のシステム通信費15台分として6万5,000円、イノシシ檻の捕獲用箱罾の購入費として71万5,000円を計上しております。

以上です。

○大田委員

これは、そうなると、猟友会に渡して捕獲隊に行くんじゃなくて捕獲隊に直接行っているという考えでよろしいですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲の経費に対しては捕獲隊にいております。そのほかについては協議会が購入したのに対して支払っています。

以上です。

○大田委員

イノシシを一頭取ると、尻尾を持っていったら報酬金が出るんですが、これはどこかこれの中で、上の有害鳥獣捕獲奨励金の185万4,000円になるわけですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

委員おっしゃる通り、捕獲奨励金のところの185万4,000円になります。

○大田委員

これは、自衛罾の補助金を持って、自衛罾の罾狩猟免許を取られた方がイノシシなんかを取られたら、以前は、取られた尻尾を持って行っても報酬金は出なかったんですが、今もそうなんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

現在も捕獲隊の方にしか報酬金は出しておりません。
以上です。

○大田委員

私は出してもいいんじゃないかと思っているんですが、そのところもう少し検討してもらって、今後ともよろしくお願いします。

○河村委員

それでは、154ページ。土地改良事業について少しお尋ねをいたします。
上段の単独土地改良事業、測量登記、それから農業用施設の整備工事というふうにあります。ちょっと詳細を教えてください。

○西村経済部次長

まず、単独土地改良事業の測量登記委託料ですが、農林水産課が所管する市有地売却に向けた境界確認などの用地測量を実施するものです。

その下の農業農村整備標準積算システム運用保守管理委託料は、農業土木の工事積算に関するシステムの保守管理業務を委託するものです。

その下の農業用施設整備工事は、中島田・大田地区の水路について、吸い出しにより、空石積み水路の背面道路が陥没しているため、これらを改善するための補修工事を実施するものです。

以上です。

○河村委員

市有地の測量登記をするということなんですが、境界が決まっていないというふうに捉えたらいいのですか。測量登記をして農業者に販売するという、何を目的にされているのか。

○西村経済部次長

農林水産課所管となる土地が現状、活用の見込みがなく、また、今後も活用する見込みがないということで、それらを売却していこうというものです。土地登記簿等に地図等はあるのですが、その地図の境界が現地の中のどの部分となるかが不明確になっております。このため、用地測量を実施し、境界を明確化した上で、市有地の売却を進めていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

ビニールハウスのことを言うの。そうじゃなくて、どこのことを言っているの。

○西村経済部次長

場所は、立野のほうにある農地になります。

以上でございます。

○河村委員

それから、農業用施設整備工事で中島田の大田の土地が陥没ということですが、それは水路かなんかが抜けたとか、そういうのに附帯するものなんですか。個人のものじゃなくて、公のものがということですか。

○西村経済部次長

空石積護岸で形成された農業水路について、空石積護岸なので、どうしても背面土の流出が起きやすく、また、背面が農道ということで、その農道のほうの路上部の土が空石積から流出して陥没が生じたため、これらを補修するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

それは、今度は空石じゃなくてコンクリートかなんかでという話ですか。

○西村経済部次長

当然、間詰めをする、あるいは空石積を練石積に変えるなど、これらが流出しないような形に改善していきます。

以上でございます。

○河村委員

コンクリートじゃないということ。

○西村経済部次長

空石積も現地調達できないものもありますので、現地の状況によってはコンクリートブロックで復旧するようになる部分もあるかとは思いますが。

以上でございます。

○河村委員

青線の類だと思われまますので、その辺りについては慎重に整理をしていただくようお願いをしておきます。

それから、そこの一番下の多面的機能支払交付金2,454万6,000円について御説明をお願いいたします。

○西村経済部次長

多面的機能交付金事業は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。

この事業は、事業計画期間を5カ年として、地域が取り組む農地の保全管理や農業施設の補修・長寿命化対策工事を行うもので、令和6年度は岩田地区の森ヶ迫地域で新規に組織を設立する予定であり、7組織の活動を支援することとなります。

以上でございます。

○河村委員

これが、皆さん方がそういった農地の点検とか維持管理に参加をすることで、給料といますか点検料を払っている、その原資なんですか。

○西村経済部次長

言われる話と一致するものかどうか分かりませんが、取組をする地区、その地域活動団体によって取り組む面積というのを決めまして、また、田畑によって交付単価が決められておりまして、それを面積分乗じて交付金の額が決まり、それを交付金としてその団体に支出する。そういう流れになっております。

○河村委員

今、岩田の森ヶ迫で7組織と、こういうふうに言われたんですが、そうすると2,400万円を7で割って、これは単年度ですか。それとも複数年度にわたってということなんですか。

○西村経済部次長

岩田の森ヶ迫は新たに1組織として加わるということで、その他、千田郷環境保全会、石城の里を守る会、つかり水と緑の会、佐田保全会、下小周防地域保全会、殿山環境保全会という活動組織があります。

各団体の交付金ですが、千田郷保全会が約270万円ぐらいで、石城の里を守る会が720万円ぐらい、つかり水と緑の会が750万円程度、佐田保全会が290万円ぐらい、殿山環境保全会が150万円ぐらい、下小周防地域保全会が190万円程度、森ヶ迫地区が80万円程度となります。

以上でございます。

○河村委員

単年度か複数年か。

○西村経済部次長

これは単年度の支出ということになります。
以上でございます。

○河村委員

今、今回新たに森ヶ迫が入ってということでは言われたと思うんですが、それ以外の6地区というのは何年か継続しているんじゃないですか。

○西村経済部次長

取組としては、一度取り組むと5年間は取組を続ける必要があります。取組ができない場合は補助金を返還することになりますので、6団体は1年以上継続して取組を進めているところでございます。
以上でございます。

○河村委員

例えば、いわきの里で言えば720万円が、5年あれば3,500万円ぐらいになるわけですが、これだけの金額があると圃場整備近く、圃場整備にまではならないでしょうが、それに近いような農地保全ができると思われるのですが、結果として、この多面的機能というのは何を成し遂げるのですか。

○西村経済部次長

農地の保全と農業施設の適切な管理でございます。
以上でございます。

○河村委員

そうすると、結果としては、例えば5年間経ったときに現状維持が確保していればいいと、こういう解釈です。

○西村経済部次長

そうですね。農地であれば、例えば草がぼうぼうになって、耕作ができるような状況にないような農地があることが、この事業では最もダメな形になるのではないかと思いますし、農業施設もやはり使える状態で適切に維持管理されているということがこの取組で求められることだと思います。
以上でございます。

○河村委員

参加される場所と参加されない場所があって、おそらくやっかみ的な話もあるんだろうと思われるんですけども、やはり地域全体にそういった説明と言いますか、啓発というのは1つ大事なことでと思いますので、農家というのは意外に横のつながりが

しっかりいっているので、そのあたりの対策を含めて、しっかり啓発をしていただいたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、156ページの中段。周防多目的集会所管理運営事業。

光熱水費が36万円。昨年の決算のときにお話をさせていただいたと思いますが、ほとんどが特定の団体の利用で、特に夏についてエアコンをずっと使用しておったがために、ほとんどはこのエアコンの電気料金。受益者負担ということについてお話をさせていただいたと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えなんですかね。

○影土井地産地消担当課長

周防多目的集会所の光熱水費について御質問をいただきました。

前回の委員会でもご指摘をいただきまして、光熱水費のうち電気使用料について調べてみましたところ、やはり夏場の使用料が一番高くなっている現状でございます。そうした中で、エアコン代を使用料として徴収することにつきましては、光市周防多目的集会所条例におきましても、そうした定め等もなく、現状、難しい状況ではございますが、公共施設等総合管理計画にも施設の在り方を検討していく方向性も示されておりますことから、本施設の将来的な在り方も踏まえながら、こうした課題に取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

検証をするということで、じゃあその結果が出るまではずっと今のまま使うんだと、いうふうに受け取れるんですね。

確か、平成5年のあとだったかな、水害のあと、ここを避難所にしようかということが多目的集会所を作ったんですが、あまり地域の利用には即さなかった。草刈りや何かを含めて結構維持が大変であったということになるんですが、せめて利用するにはエアコン代もいらんわけですが、利用するからそういうところで余分にかかっているわけですよ。ほかにも団体がおって、いろんな面で有効だなということであれば、やむを得ないと判断するわけですが、ほとんどが単独利用の形の中で、受益者負担を求めないというのはちょっと無理があるんじゃないかな。そんな気がしております。ここの全部で121万9,000円の周防多目的集会所の利用の在り方についての結論を出すのか、そういう時期にも来ているんですよ。先延ばしにしようとするなら、せめて受益者負担は、そういった制度を変えれば済む話ですから、ぜひそのようにしていただいたらと思います。

それから、158ページ。下段の市民の森保全事業。ちょっともう少し詳しく。これはコバルトラインの話がされているんでしょうか。そのあたりを含めてちょっと。どこ。市民の森ちゅうのはどこかね。もうちょっと詳しく説明してください。

○西村経済部次長

市民の森保全事業について御説明します。市民の森は、山口県が昭和50年代に事業主体となって、治山治水機能が期待される森林を造林し、自然と融和・調和のある社会生活を実現するため、憩いの場として提供するために整備されたものです。

コバルトライン沿いに12の市民の森があります。

これまで、市民の森12箇所維持管理を毎年やってきたのですが、令和2年度から財源不足というところもありまして、1年おきとか2年おきの実施となっています。今年度は市民の森のあるべき姿を見直すため、アンケート調査等の実施を予定していることなどを踏まえまして、市民の森12箇所のうち、特に眺望が良く利用ニーズが高いコバルト台地、萩の平、やすらぎの広場に限定して、実施するようにしております。

以上でございます。

○河村委員

先般、ちょっとほかの用事で萩の平からずっとこっちに歩いて帰ってきたのですが、当初はコバルトラインも職員が点検に歩いたとか、そんな話をされておりましたが、今はラインそのものがあまり良くないですよ。不法投棄等は減っておりますが、ガードパイプなんかは結構朽ち果てておりますし、ロープを張ったり何かしているんですけど、そういったものも外れかけておったり、全体的に維持管理が難しいという話をされるのか、そのあたりのところはよくつかめないんです。ここにも確かトイレがあったんですけどね、トイレは撤去した。体育が管理しようたやつを。

人がよく行くところの萩の平については、そこそこきれいだし。この間、のり面の木の伐採もしてあったので、びっくりしたんですよ。国立公園だからあまり木の伐採についてはやかましいところなのに、ほとんどの木がみんな切ってあったので。維持管理をするのにこういうふうにするというような目標とかね、そういうものを持ってやっておられたんじゃないんですか。

○西村経済部次長

只今、委員から御案内いただいた萩の平の修景伐採につきましては、山口県民税を利用して実施したものといたします。

令和6年度は、市民の森の在り方を改めて確認し、今言われたような維持管理をどのようにしていくのかということも含めて、アンケート調査なり、聞き取りなどを進めようと考えているものです。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。萩の平は車を停めるところがたくさんありますので、降りやすいんですが、それ以外のところについてはね、あんまり車を停めるスペースがたくさんはないんですよ。そういったところにもぜひ留意をして整理をしていただいたらと思います。

それから、160ページの有害鳥獣。先ほどの話である程度の理解をしておりますが、昨年クマが出たということで、確かこの4月からツキノワグマの取り扱いが変化するんだという話を再々聞いておったんですが、そのことについてどのようになったのかということと、東荷においても実はフンがあったり足跡があったりしたことで、不安というのは大きいんだと思うんですよ。その不安を解消する、山の中におる分について特段なんとも思わないんですが、住居があるところへ出没をされると、不安でなかなか外にも出れないということになるので、そのあたりの対策方法というのをどのように考えているのかをお願いします。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

クマについて、ニュース等で報じられているため御存じとは思いますが、今年4月から指定管理鳥獣となります。具体的な運用について、今のところ、国県からの指示もなく、有害鳥獣対策としては現行どおりのマニュアルに沿った対応を考えております。

確かに、委員がおっしゃるとおり、市民の皆さまの不安も十分にあると思いますので、この辺についても、とにかく、目撃情報等があればすぐに現地確認を行い、その結果を市民のみなさまにしっかりと周知していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○河村委員

それで、例えばクマが出たと。そういう形跡もあったというときに、年に1回でいいんだと思うんですが、そこら地区を周辺に重点的に皆さん方、ある程度の捕獲隊を含めて、大勢で1回点検と言いますか。人の出入りがあれば有害鳥獣そのものが結構避けたりするんですよ。そのあたりの取組、キャンペーンのような取組を考えてやっていただくことが市民の不安を取り除くことにつながるんだと思うんですがね、いかがですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

そういったことを今後は検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○河村委員

お願いします。

その下、山口森林づくり県民税関連事業ということで、海岸松林の整備と申しますか、やっつけていただいているんだと思うんですが、昨年も室積、虹ヶ浜を中心に松葉の撤去をいろいろやっつけていただいておりますが、袋がない。回収する。大きな袋をやっつて、もう何回も何回も再利用しようるんですよ。そのあたりの、要は、できるだけ集める人がそんなにその神経も尖らさず、お金もいらず、何かお手伝いをしていただくと、出てくれた人がせいがいいというか、そういうふうなことはできませんかね。

○西村経済部次長

山口森林づくり県民税関連事業に係る取り組みについて、海岸松林のボランティア事

業として、松葉かきの活動に取り組まれる方々については、補助事業を御紹介したり、ごみ袋についても、所管となる環境事業課の斡旋や、例えば浅江コミュニティが実施する規模の大きな事業でごみ袋を出してもらえないというところも、農林水産課のほうで予算を確保し、対応しております。そうした取組を進めるのであれば、所管のほうに御相談いただければ、様々な御提案をさせていただけるものと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○河村委員

環境事業課にも大きい袋はない。もうね。今はよ。だから、新しいまた買うてくれたらあるかも分らんけど。

ボランティアで参加をしていただくので、そういったちょっとしたやりやすい環境があれば、どんどん人も増えるかも分かりませんし、効果が上がると思いますので、ぜひ対応をお願いをしておきます。

162ページの下段。水産振興事業の中で、小中学校の地引網体験というようなことも言われたんですが、これは市内全域の小中学校というふうに理解をしいんですか。それとも担当と言いますか、所管の地区という意味合いなんですか。

○西村経済部次長

この部分について、海で実施するということ、海は室積、虹ヶ浜、両方ありますし、その場所をどちらにするかということも含めて、現状、漁協と調整をしておりますので、その中でまた近隣の小学校にするのかなど、それらについては、新年度以降にまた御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

光井にも海岸ありますから。ある意味で言うたら、こういった地産地消のイベントというのは、子供の思い出づくりの1つにもなるので、それは山間部のところであろうが、みんな一緒なんですよ。だから、そういう事業をやられるのであれば、ぜひ一緒に、市内全域の子供たちを何グループかに分けてやっていただくような対策をしていただくと、海があるという実感が子供に出てくるので、そのあたりの対応策も一緒に考えて、ぜひ検討してください。

それから、164ページ。不法投棄な何かのところがありましたよね。166ページ。随分、不法投棄については撤去をしていただいているので、少なくなっておりますし、そこそこ海岸のほうもきれいになっているというふうに思うんですが、象鼻ヶ岬の慰霊碑のところの周辺にまだ不法投棄と確認されたかどうかは知っていませんよ。ただ、船が裏返しになって積んであるので、随分年数が経っているのではないかなと思うんですが。そういう場合に、要は張り紙を貼ったりして何年置いたりとかね、そういうことで手続きを経て撤去に至るんだと思うんですが、そういう手続中のものというのは何件くらいあるんですか。

○西村経済部次長

年度ごとに完結して、改修しなかったもの、名乗り出てこられなかったものは廃棄というか、そのままリサイクルで処分しておりますので、今の時点で張り紙を貼ってそのまま保留になっているものはございません。

もう1点、来年度は象鼻ヶ岬、最終的にそこだけ残っているので、同様に張り紙をして、また処分するという放置艇対策を実施する予定としております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。ごめんなさい、もとに戻って162ページの一番最下段、光熊毛地区栽培漁業強化負担金ということで497万円。今、光漁港で言えばアワビの養殖について今残っているだけなんですけど、上関町のほうでは今クルマエビの養殖に力を入れて頑張っておられるんですね。本来なら、もっと維持管理の負担金については求められてもおかしくないぐらいのところ、今400万何かしら収まっている状況で。クルマエビのせっかく販売をしているのに、なんで市がそういった代行、あるいは取次ぎをしてあげないのかが分からないんですが、そのあたりについてはどういうふうにお考えですか。

○西村経済部次長

漁協の光支店が代行業務を行っておりますので、我々も注文とか相談があれば、御紹介するなどの取組はしております。

以上でございます。

○河村委員

このシーズンで何件ぐらい取次ぎがあった。

○西村経済部次長

私が記憶しているのは、委員さんに聞かれたことぐらい、1件でございます。

以上でございます。

○河村委員

できればね。

○西村経済部次長

職員のほうにも掲示板等を活用して、呼びかけております。

以上でございます。

○河村委員

安売りしないんで、結構利益率が高いんですよ。だからそういう意味では、取次ぎを

やることでうちの経費も当然抑えられるし、もしかしたらうちの地先にもエビをまいてくれるかも分らんし、何か、やっぱりお互いが良くなる方法というのがあれば、助け合いをしながらでもやっていただいたほうがいいと思いますので。もっと、何て言うんですかね、市の出先機関にそういったクルマエビの紹介をすとか、そんなことも取り組んでいただいたらと思います。

あと、166ページの海岸保全施設整備工事というのが毎年上がっちゃあ消えている、一部取組は進捗しているんだと思うんですが、この家屋と保証金については、たんびに上がっているような気がするんですが、これは変えないからこういうふうになっているんですか、それとも事業費が下りないからそのままになっているんですか。

○西村経済部次長

現状、事業費が付けば一気に用地買収とか建物補償などに移れるような状況にはなっておりますので、どちらかというところと国の内示額が低いから進んでいないというほうが正確だと思います。

以上でございます。

○河村委員

その事業費が増えないというか、継続できない、何か主な原因があるんですか。

○西村経済部次長

ここにつきましては、我々が要望したものに関して内示が付くという形なので、積極的に我々も国県に対して要望をしていくというところで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

もちろん、積極的にしていただかなければ困るんですが、何か原因があるとすればね、そういったところについても調査をしていただくとありがたいと思います。

それから、最後フィッシングパークですが、海底状況調査というのはどういうことをされるんですか。

○西村経済部次長

海底状況調査について御説明いたします。フィッシングパーク光においては、これまで3回の漁礁設置、10年に1回程度の頻度で清掃を実施してきております。前回は平成27年度に実施しており、令和6年度は海底清掃を行う時期となっていることや、来園者からも体感的に釣果が減少しているという意見があり、これらが施設の課題となっていることなどから、清掃と合わせて過去に設置した漁礁の状況を確認するための調査を実施し、現状を把握するとともに、それらの結果を踏まえ、新たな漁礁設置の必要性についても検討を進めていきたいと考えているものです。

以上でございます。

○河村委員

どんなことをされるんです。

○西村経済部次長

1つは、フィッシングパークの下のほうに漁礁があって、そこには魚が集まってくるという形にはなっているはずですが、上から見ることはできないので、海中に落ちているゴミを回収するという作業に併せて、漁礁が、当時設置した時点と同様の状況となっているかという部分を確認するというのが今回の委託の内容になります。

以上でございます。

○河村委員

去年、西ノ浜の砂を撤去したのかいね。

○西村経済部次長

西ノ浜魚港の海底の砂は撤去しております。

以上でございます。

○河村委員

その砂を撤去して、周囲の状況というのは確認はなかなか難しいのか。

○西村経済部次長

実施した場所が全く違うのと、今回調査をしようと考えているのはフィッシングパークの棧橋の下のほうの話なので、全然内容が異なるため、今年度の事業で確認することはできなかったものと思われま。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。せっかく調査をされるのであれば、最近中間放流がどのくらいあるのか分かりませんが、どういった魚種がいるかというところについても、ぜひ調査をしていただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

ちょっと数点、2点ほどお尋ねします。156ページの農村施設運営費の農村3施設と、ここに予算には上がっていませんが、虹川ライスセンターについてお尋ねをしたいと思

います。まず、虹川ライスセンターは予算には上がっていませんが、というのはもう利用も、

使われていませんので、建物だけが残っているという状況です。これについては、公共施設総合管理計画の中でも廃止ということで手続が取られていたと思いますが、なかなか動きがありません。地域住民の方からは、スレートとかそういうものでできているので、台風が来たときに危険じゃないか、施設自体も不気味だということで、早期の撤去の要望が毎年毎年上がっていますので、毎年お伝えをして、この委員会でもお伝えしてきたと思いますが、その点についてはどのような動きを今年度はされるのか、その辺のところからお願いできたらと思います。

○影土井地産地消担当課長

虹川ライスセンターの状況についてご質問をいただきました。予算書では150ページの下段、下から3行目に関連する予算としまして、測量登記等委託料がございます。現在、本施設は、建屋が残るのみで、施設内には何もない状況でございます。本施設の利活用に向けまして、次年度は、本施設の民間譲渡に挑戦したいと考えております。本施設は鉄骨構造で、建物自体は比較的しっかりしておりますが、大変古い年代の建物でございます。敷地の一部に境界確認の不明な箇所があるなど、民間譲渡に向けましては、きちんと整理すべき事項がございます。土地の境界確認や不動産の鑑定評価など、民間売却に向けた必要な経費として計上しているところでございます。民間売却に向けた手続きをしっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

予算を計上されているということに関しましては、大きく前進したなどは思いますので、よろしくお願ひしたいところなんですけど、これまでも入札をしたりとか、そんな動きがあったと思うんですけど、それとの部分は何か違うんですか、今までの動きと今年の動きというのは。前向きになっているのに水をさすようで申し訳ないんですけど、時間がかかっているのだからどうなのかという地域の声を代弁する者としてお尋ねしております。

○影土井地産地消担当課長

今まで入札等はしておらず、今後、現状のまま施設を置き続けることは、やはり良くないという認識は同様に感じているところでございます。前回の委員会でも回答させていただきましたが、地域の状況等を確認していく中で、本年に入り、本施設への問合せ等を数件、頂いているところでございます。こうした状況の変化もあり、施設自体はまだしっかりしておりますことから、まずは民間において活用していただくことを第1に取り組んでいきたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

よろしくお願ひいたします。

それと、農村の3施設についてなんですけど、今年間で330万円の予算が付けられてお

ります。これに関しては総合管理計画等では、機能集約とか、そんなお話が出ていたと思います。私としては、三島の今コミュニティセンターが建設をされていて、そのときにそういった機能をここにまとめることも1つの考えではなかったかなと思いますが、すでに設計に入っていますので、どうしようもないとは思いますが、最大のチャンスだったかもしれませんが、そういう機会をとらえて、やっぱりこう動いていかないと、なかなか利用者もおられますから、計画に書いてある通りのようなことがなかなかできないんじゃないかと思います。せっかくのそういった、何て言いますか、そういうチャンスを逃せば二重投資ということでまた、違うものをとということになっていくとまた大きなお金がかかっていきますので、その間にまた老朽化をしていく流れになろうかと思えますので、そのへんのところはいかがですかね。ここ自体を今後どうするかについての。先ほどの話もございましたけれども、何かあればお願いします。

○影土井地産地消担当課長

農村婦人の家をはじめ、施設の在り方についてご質問いただきました。

農村婦人の家近隣地域には、三島コミュニティセンターの新設・建替えに向けた取組が進んでいるところでございます。農村婦人の家では現在、味噌作りに必要な調理室や釜など、いろいろ大掛かりな設備等もあり、そうした設備を整えていくのは、現状では少し難しいかと思っております。地域の憩いの場所として、施設の利用の仕方など、様々な地域環境の変化も踏まえながら、施設の在り方について検討していく必要があると思っております。

その他、周防多目的集会所、加工センターにつきましても、施設の老朽化も幾分か進んでおりやはり使用者の安全・安心にも関わってきますことから、しっかりと取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

そういった三島だけの動きではなくて、ほかにも動きが出てくるやもしれませんので、しっかりとそういった動きを捉えて、機能をさらに向上させるなり、老朽化を解消するなり、そのへん課がしっかり所管のほうで考えていただきたいというふうに思います。

○影土井地産地消担当課長

補足でございますが、こういった施設の在り方を進めていく上では、やはり施設の利用者や地域住民の方の理解を得ることも当然に必要なかと思っておりますので、その辺りをしっかりと踏まえながら進めていくことが何よりも重要であると思っております。

以上でございます。

○森戸委員

もちろん、その通りだと思いますので、そういう声を聞きながら、所管として町全体のそういう時代の流れとか、動きとか、国有施設の動きとかも見ながら考えてください

ねというふうに申し上げた次第でありますので、ぜひお願いをいたします。

それと、最後に1点ほど。152ページの農業振興対策助成事業ということでお尋ねをいたします。

今回は農業の予算ということで、年間で、今年度で言うと2億3,000万円の予算が付けられております。光の農政の方向性といいますか、今までそういったことについても質問してきましたけれども、今後の動きということで確認をしたいんですけど。1つは産地のようなものを作って行って、産地を目指していくのか、産地化を図っていくのか。もしくは多品種少量で付加価値をつけて、そういう形で農業の産出を生み出していくのか。その辺のところはどういうふうな方向で進んでいきおると考えていいんでしょうか。ざっくりなところで構いませんので。

○影土井地産地消担当課長

野菜等の産地化といった取組の中で生産を増やし、売り出していくといったご質問であったかと思えます。指定野菜等の産地化、重点的に生産を促進して売り出していくといった考え方でございますが、指定野菜につきましては、1966年の野菜生産出荷安定法に基づき、国において産地等が指定されているところでございます。産地化のメリットとしましては、大規模栽培によって安定した売上げが見込めることや、天候不順等で作物の価格が不安定となったときには補給金が交付されるといったメリットがございます。こうした産地化の指定要件ですが、おおむね8ヘクタールから20ヘクタール以上の作付け面積があり、また、共同出荷組織による出荷量が全体の3分の2以上必要といった厳しい条件がございます。本市の農家や法人を見た場合、広くてもおおむね1ヘクタール程度の状況でありますことから、産地化という取組はハードルが高いかと思っております。そうした中、委員からご紹介ありましたように、地産地消のプランの中でもお示ししておりますが、少量多品種を栽培していきながら、さらには高付加価値を与えながら売り出していくなど、引き続き、里の厨を中心に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。なかなか農業で稼いでいく部分というのは、なかなか天候もありますから難しいところではあるかとは思いますが、産業の1つとして、お金を稼ぐだけではなくて、農地自体の多面的機能といいますか、そういうものを考えると計り知れないぐらいの効果がありますので、とても大切な分野だと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ということで終わります。

○笹井委員

1項目ほど、166ページでございます。166ページ、光漁協海岸保全整備等工事で、先ほどの説明であれば、室積地区の高潮対策の工事であるという概要は分かりましたが、これ、何年か継続してやってきておるところでございます。令和5年度までにここまで

終わって、令和6年をどこされるのか、高潮部分とあと排水溝の延伸部分があったかと思いますが、令和5年度ここまで済んで、6年度は何をされるのか御説明をお願いいたします。

○西村経済部次長

令和5年度の事業の状況ですが、令和5年度は、西ノ浜の砂の養浜利用の可能性について調査するために西ノ浜土質調査業務、これを実施しているところでございます。また、工事につきましては、前松原排水路の延伸工事、これを3月補正で御承認いただきましたとおり、令和5年度繰越事業として引き続きまして実施して、6年度中に完成させる予定としております。

次に、令和6年度でございますが、令和6年度は100メートルの高潮堤防の整備と1万立米の養浜、1棟の支障物解体工事等を予定しております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。分かりましたが、ただ、私は現地近いですから、今の地名で大体わかったんですけど、やっぱり図面がないと普通の方は分からないのではないかと思います。令和4年度までは予算説明資料で、きちんとどこの工事をするかというのがついておったんですが、令和5年から今年にかけてこういうものがついておりませんが、なぜついていないんでしょうか。

○西村経済部次長

昨年も同様のお尋ねをいただきましたが、委員よく御承知のとおり、議会に提出する資料一式は政策企画部が取りまとめており、所管ごとにお答えすることは困難でございます。その上で昨年度、私からは海岸保全事業に関して、当該事業は既に10年以上継続している事業であり、位置等についても十分御理解いただいているものと考えていること、所管にお越しいただければより詳細な図面をお見せできることをお答えしたところでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

報告：①光市ため池ハザードマップ（案）

説 明：西村経済部次長

質 疑

○河村委員

ごめんなさい。岩狩ため池で、県道脇のところ、青い濃いところがありますが、ここに水が溜まるという意味合いなんだと思うんですが、そこから排水とかそういうことはできないということでここに青色はやってあるわけ。

○西村経済部次長

この青色は水の深さというか、地形状況によってこういうふうになるということと、この解析結果によれば、ここまでしか波及しないということが、このハザードマップに示されていると認識しております。

以上でございます。

○河村委員

ここまでしか派生せんのではなくて、ここまでは派生すると。意味合いがね。だから例えば今の島田の宮ノ尾の1号と2号と比べてみると、1号のほうはそんなに決壊しても大したことはないよと。だけど2号のほうは、べったりその下の団地、それから光乳業のほうまで大きな影響が出ると。じゃあ、影響が出るときに、その対策をどうするのかと。その話は当然出てくると思うんですよ。

○西村経済部次長

防災重点農業用ため池に指定された、ため池について、こうしたリスクがあるというところを踏まえまして、特に廃止の方向が決まっているため池など、用水を確保する必要がないところは、低水位管理にして安全を図っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

1点だけ、このため池が決壊する部分についてなんですけど、どのぐらいの雨量の想定でとか、そういうものが想定をしてここに表されたものでもないですか。そのへんのところが。

○西村経済部次長

雨量等を想定しているものではなく、ため池の構造、例えば、ため池のボリュームがどれぐらいあるとか、その中で、堤体が切れた場合にどこまで影響があるか、こういう観点で解析しております。

以上でございます。

○小林委員

私も1点だけ。今回、このハザードマップを見て思ったのが、既に市のほうでもいろんなチャンネルを使って市民の方にこういう危険な情報を知らせようというふうな取組

とうのはよく分かるんですが、せっかく説明会をするのであれば、ぜひこのメール配信サービスとかLINE公式アカウントとか、こういうところもしっかりと推奨いただいて、その場で登録していただくようなそういう取組もぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第25号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：山本都市政策課技術担当課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ここに該当する都市公園というのは、何か表示があるんですかね。

○山本都市政策課技術担当課長

この都市公園につきましては、光市で管理している都市公園ということになります。

○河村委員

光市で管理している公園の中に、まだ児童公園とか、何か遊園地とか、そういった類いのものもあろうかと思うんですが。都市公園とか、そういった公園表示があるんじゃないかと思うんですよ。最近、都会に行っても公園のところに避難所とか、そういったその表示がありますから、そういった表示については考えておりませんか。要は、市民のほうから見たときの、じゃあこれが都市公園なのか。そういう区別が今つきにくいんでね。その辺りについてどのようにお考えですか。

○山本都市政策課長

今いただきました御意見は貴重な御意見として、拝聴させていただきます。
以上でございます。

○河村委員

ええですよ。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和6年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山本都市政策課技術担当課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、1点質問させていただきます。

まず、光市当初予算案の概要であれば12ページ、予算書であれば188ページで、都市公園と市民開放花壇整備事業についてお聞きをします。

先ほどの説明の中で、市民と事業者等との協働によって、都市公園や児童遊園地などの一画に花壇を整備するという御説明がございましたが、現時点において、具体的な場所というか、どれぐらいの場所を想定しているのか、その部分についてまずお示しをください。

○山本都市政策課技術担当課長

都市公園と市民開放花壇整備事業の花壇の場所につきましては、今後、花壇整備を希望する団体を募集し、希望する公園の一画への花壇整備を行い、活用していただくことを予定しております。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。今回、いわゆる、何て言うんですか、協働者というか、そういう人から依頼があった場合にやるという説明でした。

例えば、今の時点でどれぐらいのキャパがあるのか。この予算の30万円という中で、例えば5か所ぐらいとか6か所ぐらいとか、そういうものというのは、想定はされているのでしょうか。

○山本都市政策課技術担当課長

予算についてですけれども、1か所5万円で、6か所程度の公園を想定しております。以上でございます。

○小林委員

理解できました。あと、市民と事業者等との協働によって花いっぱいのもちづくりのコンセプト、これについては、大変共感はしているんですが、花壇の整備から日頃の御世話まで、誰がどのようにメンテナンスを行っていくのか、この部分についてお示しをください。

○山本都市政策課技術担当課長

花壇の整備から日頃の御世話までについてですが、花壇の整備につきましては、花壇に適した土への置き換えなどについては市で行うこととしております。花壇の日常の管理、水やり、除草などについては、希望する団体に行っていただくことを想定しております。

以上でございます。

○小林委員

しっかりと役割が明確に分かれているというところで理解をいたしました。

もう一点だけ、この事業というものは、非常に花いっぱいのもちづくりのコンセプトというのは、結構先が長いのかなというふうに勝手に予測はしてしまったのですが、今の時点で一過性なのか、それとも継続性なのか、そういう現時点での構想、こういう部分があればお示しをください。

○山本都市政策課技術担当課長

今後の構想についてですが、本事業は今後の状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。

私からは、以上です。

○河村委員

ちょっと今のところで関連してお願いしますが、前回、今の浅江の交差点、農協の前の。あそこの花壇については、どこの管理じゃったかね。

○山本都市政策課技術担当課長

国道沿いの浅江の交差点の花壇ですけども、高木につきましては、市で維持管理をしております。

○河村委員

高木は市のことちゅうのは分かっちゃんじゃけど、あのときに言うたのは、それに附帯してコンクリートで花壇のようにしてあったでしょうが、現場が。だから、4か所とも花壇が造っちゃうのいね。で、その花壇の管理は誰ですかちゅうの。

○山本都市政策課技術担当課長

花壇の管理につきましては、市ではないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

光市が造った花壇と思われるのに、光市の管理じゃないわけね。

○山本都市政策課技術担当課長

浅江の花壇につきましては、市から占用申請等を行っておりませんので、現時点では国の所有と考えております。

○河村委員

あの中に、その何ちゅうん、シュロの木か何か、木があつて、その木は光市の木じゃけれども、それに附帯する施設については市じゃないと、こういう話なんじゃね。

○山本都市政策課技術担当課長

現時点では、そのように考えております。

○河村委員

この花壇をやられるのも結構なんですけど、現行いろんなところがあつても、そういった維持管理ができていない。その辺りについてのその対策を十分検討する必要があると思いますよ。

で、ここのその緑化用資材、毎年花壇の植樹をする、いろんな苗が何種類じゃったかな、3種類ぐらいかあつたと思うんですが、毎年同じ苗なんですけどね。で、それぞれ花壇コンクールをやるときに、いや、あの必要なものがあるんだったら買い足してやってくださいと。そうじゃなくて、毎年その苗をじゃあ変えていくとか、何か方策があつてええと思うんですかね。同じものじゃったら、毎年同じ花壇しか出てこない。で、その辺りのところについては、ちょっと注意を払っていただきたい。何か考えがありますか。

○山本都市政策課技術担当課長

花苗の種類につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○河村委員

それから、さっき、24ページの下段の国庫補助のところ、防災安全交付金のところで、これ土木でも出たんですが、関連、中身はこう分けているんですか。歳入。

○山本都市政策課長

24ページ、都市政策課分は、節の区分でいうと都市計画費補助金でございます。そして、防災安全交付金、これは、内容としては、虹ヶ丘ののり面整備工事、そして、冠山総合公園の長寿命化に関する対策工事、これが該当しております。

建設部の道路河川分については、1つ上の段の節1道路橋梁費補助金、防災安全交付金、これに該当するのではないかと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。ごめんなさいね。

それでは、186ページ、上段の中ほど、測量登記委託料とあるんですが、これは何の行政財産なんですか。通常、例えば、もう売るんだといったときには、普通財産にして売るとするのが通常なんですけど、普通財産にするための手順としてこの測量がいるわけ。

○山本都市政策課長

この測量登記委託料でございますが、これは、都市政策課が所管する遊休地となっている土地に対するものでございます。委員さんが御説明されましたように、都市計画事業の代替用地として行政財産になっております。これを普通財産にするための測量登記委託料でございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。普通財産にするための登記をすると。

で、どこの所管でもそういうふうになるんです。普通財産にするためには測量登記をして、要は、財産の保全というか、はっきり境界をさせないと、普通財産には持っていけないわけ。

○山本都市政策課長

これはどこの所管でも一緒だと思いますが、まずは境界、これを明確に、はっきりさせる必要があろうかと思えます。その上で、普通財産への検討をしていく、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

で、これは、いつ遊休地になったものですか。

○山本都市政策課長

過去からの経緯もございますので、実際、いつというのは把握しておりません。

以上でございます。

○河村委員

普通財産でも、物すごい数の今土地があるんですよ。で、じゃあ、どこまで販売しているかというのは分かりませんが、ただ、年間、何ぼじゃったですかいね、7,000万円ぐらいの目標値の下で、普通財産処分をされているんですよ。で、行政財産でそういった遊休地があると、分からんでしょう。何にもせんのに、単に草刈りだけやるような遊休地が存在するちゅうことになりますから、そういったものは、どんどん普通財産にせんにゃあいけんのんじゃない。違う。

○山本都市政策課長

これは、令和4年度末だったとの認識ですが、当時、土地開発基金というのがございまして、それをそれぞれの関係所管課に移管されております。これに関係する都市政策課分が、今申しました所管する土地で、遊休地となっている3筆ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

とすると、土地開発基金から都市政策部に下りてきたのが間違いじゃったちゅうこと。

○山本都市政策課長

間違いではなく、適切な対応だったというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

土地開発基金にも、何ぼじゃったかな、相当な量があって、長いこと、はあ置けんようになってしもうたから各課に分散したように私には映っておったんですが、本来なら財政が皆自分で取って売っちゃあえかったのいいね。

何て言うんですかね、事務処理を停滞することで最終的な処分が遅れているような、そんな印象を受けますので、そういうことがないように整理を早くしていただけたらと思います。

それから、その下の駐車場のところで、駅の駐車場の管理委託で950万円、さっき収入が1,000万円以上あったから、もうかっちよるじゃないかという話になるわけですが、北口の駐車場については、元来土地の面積も少ないですし、駐車台数も少ない。しかしながら、あそこに、要は管理者といいますか、駐車場を管理する人間を配置しているんで、北側については明らかに赤字なんですけど、この改善方法ちゅうのは見つからないのですか。

○山本都市政策課長

北口だけではなく南口も含めてですが、今、光駅の拠点整備事業において基本計画の見直しを行っております。その中で、今後の方向性といいますか、そういったのを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

あそこで昔、シルバーが使っていた建物は、あれは都市政策部ではない。土地建物は。

○山本都市政策課長

すみません、所管課までは把握できておりません。

○河村委員

ああそう。いや、自分のところでなければ、ないと言えればいい。

○山本都市政策課長

すみません、都市政策の所管であるかどうかというのは、把握できておりません。
以上です。

○河村委員

はい、分かりました。

その下段、区画整理事業について、さっき説明はなかったんですが、消耗品が3,000円ほど上げてあるんですが、これはどういう、また関係ないなら関係ないと言っちゃったらいいんですが、おたくに関係があるところならちょっと説明をしてください。

○山本都市政策課長

区画整理事業の消耗品でございますが、これは区画整理事業に関する図書を購入といったものを想定し、予算計上しております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、何かそういった土地区画整理事業について検討していると、こういう話なんですか。

○山本都市政策課長

これは、区画整理事業について、職員が調査研究を進めるための一つというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

その下の冠山総合公園のところで、さっき観光でもちょっと話をしたんですけど、今ちょうど梅まつりをやっている期間中だけ、実は、国交省が前の草を刈ってくれたんですが、それ以外ずっとその草が伸びっぱなし。で、今刈ったちゅうのも、あそこへあるツツジの上側だけ刈ってくれた状態で、根っこは皆残っちゃるの、草の。で、その辺りのその管理というか、もしも冠山総合公園を観光地として考えておられるんなら、それに付随する周りについても整理をする必要があると思うんですが、いかがですか。

○山本都市政策課長

今言われました冠山総合公園の前の国道の歩道の、植樹のところの維持管理は、基本的には国というふうになっておりますので、国のほうに要望等のお話はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

国交省は、従前は年に1回草刈りを実施するということでしたから、例えば、この2

月に実施したらもう来年までないと、こういうことになるわけですよ。で、所管がどこであれ、観光地としてもしも思っているんなら、誰かがきれいにせんにゃあいけんわけじゃないですか。で、そういう思いはない。その誰かに自分になるというふうな思いはない。

○山本都市政策課長

都市政策課としましては、冠山総合公園の管理を適切にしていまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、もうちょっと踏み込んで言いますが、ここんところ、今回も梅の咲き状況を見て、咲き具合がすごい悪いんですよ。梅そのものが。で、じゃあ梅の管理ちゅうのは、一体どういうふうになっているんです。

○山本都市政策課長

冠山総合公園は、指定管理者制度を導入しております。同公園の維持管理は、公園の一部を除き、指定管理者が行っており、梅の里の維持管理につきましても、指定管理者が行っているところでございます。

○河村委員

じゃあ、梅の里の維持管理というところと、梅の木、そういったその花を咲かせるための努力、そういったものもその中に入っちゃうの。

○山本都市政策課長

梅の里の維持管理でございますが、指定管理の範囲として、軽度の木の剪定であったり、梅の木の下刈り、維持管理で発生した草を堆肥代わりにする、そういった維持管理のほうは指定管理者、市としては、梅の木が傷んだり老朽化への対応については、市のほうで検討すべきことだと考えております。

○河村委員

じゃあ、今、あそこの梅園にある梅の木は、寿命がどのくらいです。

○山本都市政策課長

ちょっと寿命と聞かれて、なかなか回答に今、窮しております。

○河村委員

あなたが今、管理とか梅のそのものについては、自分らじゃとこうやって言うたから、そういうふうに今お尋ねをしたんですけど。

もう40年を経過した状況、現地でもしも苗から育てたんなら。ただ、梅園を造ったときは、近隣にある畑にある梅も随分その植栽をしていただいたんで、もう60年とか70年経過しているんですよ。で、そうすると古い梅の木になったら、もうそろそろ寿命が来るような状況、しかも、丘陵部に植えていますから、そこへ堆肥をどうのこうのと言うても、なかなか及ばんところもあるじゃないですか。で、そういったところの管理をしっかりこう見ていただくことが大切なんです。

で、梅の剪定をと言われましたが、2,000本以上ある剪定が、この指定管理のお金の中に入っているとは思えないんですよ。そんなことをしよったら、お金何ぼあったって足らわんもん。そんなことを、梅の咲き具合を見てお客さんちゅうのは来るが、梅が大体咲き出したらみんな来るのいね。だから、その辺りのその自分らの仕事をどういうふうに捉えておられるのか、教えてもらっていいですか。

○山本都市政策課長

今言われました、梅の木の年数がたって老木化していることへの対策につきましては、取り組まなければならない課題であると、認識しております。その対策や方法については、財源の確保などの問題もございます。この辺も含め、指定管理者からの意見ももらいながら、調査研究を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

指定管理者というのは、もともとそういった梅の管理というか、植栽等の専門家なんですか。

○山本都市政策課長

造園業の知識を持たれた方が維持管理に入っておられるというふうに認識しております。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。維持管理の作業をやることと、そういったこれから梅園をどうしていくかという話は、ちょっとこう性格が違うと思いますので、実態を自分たちでよく見ていただいて、そういった、どういうふうにしていけばええのかというのをよく考えていただいたらと思います。

で、梅の実の管理については、どうなっているんですかね。

○山本都市政策課長

冠山総合公園の梅の里の梅につきましては、樹木、果実の所有者は光市というふうに認識しております。果実については、従前から経済部が所管しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○河村委員

経済部が実については管理をしているんで知らないよ。じゃあええですよ。分かりました。

○大田委員

183ページのところにおいて、光駅前整備事業で、ただいまの説明では、南北自由通路が移動になっているから、電気工事の設計業務委託を出したというふうな説明じゃったと思うんですが、そうすると、以前から、設計業務委託を受けたときには、もう南北自由通路が移動するというふうにもうお知りになっていたかと思うんですが、そのところはどうか。

○山本都市政策課長

これ、188ページの光駅拠点整備事業の中の調査業務委託料400万円、このことについての御質問だと思います。

これは、令和5年12月に補正予算の審議を頂いており、新たな南北自由通路設置位置の調査に要する費用の全額400万円を令和6年度の債務負担行為として設定しております。今回、令和6年度の当初予算として、委託料を計上したものでございます。

これについては、これまで何度も申し上げておりますが、基本計画の見直しを行ってまいるということを示しております。この中で、事業費の増額の一因となった南北自由通路について、改めて整備により影響を受ける光駅構内の電気設備であったり、施設であったり、そういったものを調査し、コスト縮減が図られる、低コストとなるような新たな南北自由通路についての調査を行う委託費用でございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、南北自由通路は、初めの計画より位置がずれるんでしょ。

○山本都市政策課長

その辺りをこの委託費を行いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

今の説明はそうですが、最初の説明は、南北自由通路の位置が移動するから、電気工事などの設計業務委託というふうな説明を、私は聞いたんです。だから、それまでに決まってるんじゃないかということで、もう一遍お聞きしたわけです。

○山本都市政策課長

繰り返しになりますが、これは、新たに設置する南北自由通路の設置により、移設や再整備が必要となる施設、設備を調査するためなどの委託料でございます。

○大田委員

そうすると、新しく南北自由通路が、現在の基本計画よりも移設になるというふうに今もお聞きするんですが、それで間違いないですか。

○山本都市政策課長

そのことも含め、今検討しているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

それが400万円ですか。

○山本都市政策課長

ここにお示ししております400万円でございます。
以上でございます。

○大田委員

南北自由通路の長い自由通路が今の現在の位置よりも変わるとなると、相当設計費用もかかると思うんですよ。それが400万円のできるかなと思うてお聞きしよるんです。

○山本都市政策課長

これは、先ほども繰り返しになりますが、新たな南北自由通路の設置に伴い、移設や再整備が必要となる既設の施設やその影響、これを調査するための費用でございます。設計費用ではございません。
以上でございます。

○大田委員

となると、また新たにそのところに調査委託料が、コンサルタントに発注するという考えになると思うんですが。

○山本都市政策課長

新たに調査委託料が発生するかということについては、現段階についてはお答えできません。
以上でございます。

○大田委員

そういうふうに1億3,000万円も今まで使うて、また400万円も使うとなっているんだから、そこのところは、いろいろはっきりした答弁をしていてもらいたいと思います。そこのところはよろしく願いいたします。

186ページの公開型GIS導入業務委託料。公開型、新しくということではありますが、ちょっと私、のみ込みが悪いので、ちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○山本都市政策課長

公開型GISについては、先の本会議において、一般質問で部長も答弁しておりますが、改めて御説明をさせていただきます。

公開型GISは、電子化した様々な地図情報を重ね合わせ、これらを一体的に、あるいは必要な情報を選択し表示することで、目的に応じて可視化し、情報の検索や把握といった利活用が可能となる、非常に便利なシステムでございます。本市では、現在災害ハザードマップなど、一部の地図は市のホームページで閲覧可能ですが、都市計画情報や市道、下水道といった多くの地図は、それぞれの所管課が主に紙ベースで作成しているため、このため必要な情報を得ようとする場合は、それぞれの所管課にお問合せいただいたり、場合によっては、それぞれの窓口までお越しいただいたりしているところがございます。こうした不便さを解消するとともに、自治体DXを推進させ、市民サービスの向上を図ることを目的に、このたびの新年度予算でお示ししておりますように、国のデジタル田園都市構想交付金を活用し、広くウェブ上で公開する公開型GISを導入するため、必要なコンサルタント委託料を計上しております。

以上でございます。

○大田委員

これは、今、そうなると国からということで、日本全国がこれをやるんですか、それとも光市だけがやるんですか。

○山本都市政策課長

これは、全国的な国の取組だというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

国がやるんじゃないかと、これだけ予算がかからなくても、もっと安価な購入方法があるんじゃないかと思うんですが。

○山本都市政策課長

すみません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。

国内全ての市町村が、GISを導入するわけではございません。それぞれの自治体の判断となります。

そして、これにだけかかるかという御質問もあったかと思いますが、この費用について

ては、GIS導入にかかる費用と、これまで市の地形図といいますか、白図の更新が近年されておりませんでしたので、これも含めて、白図、市内全体の地図の更新も含めた費用ということで予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ、日本全国津々浦々じゃあなくて、光市が特に先行してやるからこれだけかかるという解釈になるんですが、今の答弁だったら。

○山本都市政策課長

私の答弁では、今大田委員さんが言われたように、光市が先行してやるから費用がかかるといったことは申しておりません。あくまで、今言ったのは、これまで地図の白図の更新等をしておらなかったもので、その費用も含んでおりますという御説明を申し上げました。

以上でございます。

○大田委員

ちょっとのみ込みが私、今の山本課長の言うまで、そこまでついていかんのんですが。普通に考えたら、GPSというような装置で、日本全国でぽんとかうやって、その中の変更を光市独自にやるのかなというふうな考え、ないし、またGISを日本全国で、全部で新たに持っていくんかちゅう考えるようになるんですが、光市が、要するに独自にやるという考えでいいわけですか。単純に考えている。

○山本都市政策課長

この公開型GISに使う下図、地形図になります、白図ともいいます。そういったものは、光市独自で測量して作成し、それを基に必要な情報を重ね合わせるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

今言われたように、光市独自で測量して、それを公開型のGISという装置に入れ込むと。だから、これだけかかるという解釈になるが、オーケーですね、それで。

○山本都市政策課長

繰り返しになりますが、市が市内の地形測量をして地図をつくって、その上に必要な情報を重ね合わせていく。そういうシステムの導入を考えております。

以上でございます。

○大田委員

了解です。光市独自でやるということで了解しました。
以上です、いいです。

○笹井委員

2項目をお聞きします。

まず、1項目目は、光駅拠点整備事業、188ページについてです。

先行委員の質問である程度分かったところもありますが、私なりの観点で質問させていただきます。

最初の質問は、調査業務委託料が南北自由通路の位置変更に関して、その影響についてということで400万円と。これは、先行委員の質問で、どういうふうな変更があってその影響があるかという、わりと包括的な調査というふうに理解はいたしましたが、ここで南北自由通路の位置変更の調査委託料が出るということは、それ以外の駅舎や南北ターミナルについては、特に調査設計委託をせずに現行のまま使うということなんでしょうか。

○山本都市政策課長

その他の施設につきましては、職員のほうで検討し、基本計画の変更を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

本件につきましては、令和2年9月に議決案件として出てきて、そのときに、事業費が30億円から40億円と。その後、詳細な調査をした結果、もう事業費が62億円になるということで、合併特例予算の期限には間に合わないということで、一応この計画は実現困難ということで、今現在新しい計画の策定に向けて取り組んでおるという認識でおります。

そこで、いろいろ費用の低減に向けて取り組まれておると思いますが、どのような点で、一回62億円まで上がったものを見直して、どのような点で、着目されて低減されておられるのか、よろしければ教えてください。

○山本都市政策課長

事業費を縮減する、いわゆる低コストとなるように、先ほどから申し上げているように、新たな南北自由通路の位置、これに対する施設への影響が少なくなるような手法や、また、そのほかの低コストとなるようなものがないか、そういったものも含めて検討しております。また、施設の規模の縮小や整備の見直しを視野に計画の変更も進めておるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。この件については、新しい議決事件として、いつかの段階で説明があると思っております。ただ、62億円が、実際その時点の光市の財政規模において、実現できないということで見直しとなったということですから、62億円を超えたり、そういうふうにならないように、ぜひここはお願いしたいというふうに思います。

それから別項目いきます。

先ほど、188ページの上のページで、公園整備事業がございました。これ、虹ヶ丘公園の東側ののり面整備ということは分かりましたが、これまでどれぐらいの整備をされてきて、令和6年はどれだけやるのか。そして、完了予定には、まだあとどれぐらいかかるのか、お教えてください。

○山本都市政策課技術担当課長

虹ヶ丘公園ののり面整備工事ですけれども、来年度予算としては、約1,500万円を見込んでおります。施工延長は、20mで、ブロック積み擁壁を施工する予定にしております。で、虹ヶ丘公園ののり面整備工事につきましては、一応来年度で完了予定としております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。これも令和2年の予算説明資料には、きちんと図面がついておるんですが、今回図面がついていないということで、分からないので今お聞きしました。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、2点御質問させていただきます。

まず、1点目としましては、光市当初予算案の概要の14ページ、予算書であれば190ページです。

路線バス、タクシー、運転手、就労促進、臨時給付金についてお聞きをします。

今回、給付金として200万円を計上されていますが、予算の算出の根拠、設定の根拠をお示してください。

○坪根公共交通政策課長

まず、本予算でございますが、深刻な運転手不足、いわゆる2024年問題へ対応する緊急的な対応の予算ということで計上をさせていただいております。当初予算額200万円の積算でございますが、給付金40万円掛ける5人分の200万円としております。給付額

につきましては、市内に路線や事務所を有するバス、またはタクシー事業者に新たに就労した市内在住の運転手の方に対して30万円、また、就労機会に市内に転入された方には、さらに10万円を加算して、最大40万円を給付するという事で、予算としては、最大40万円掛ける5人分の200万円としております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。で、今回、新たに、例えば市内在住の運転手の方に対し、最大40万円を給付するということがございましたが、やはり、この給付金の趣旨とか、いわゆる2024年問題を考えますと、やはり、この給付金対象者というところを市内外の運転手に拡充することも必要だったのかなというふうに考えますが、今回は市内在住の運転手に限定をされていますが、この理由についてお示しをください。

○坪根公共交通政策課長

まず、市内在住の運転手に限定した理由ということでございますが、まず、国や県の事業でありましたら、光市民でない人へ給付対象にしていくということも考えるわけでございますが、本事業は、個人への給付事業として、市の単独事業として実施するものでありますので、対象者は、原則としては、市民に限定する必要があるものというふうに認識をしております。こうした前提のもと、今御指摘のありましたように、市外の運転手を光市の公共交通に取り組んでいくという工夫も重要でありますことから、給付金と対象となる市内の事業所に就労をされる際に、市外から光市に転入された場合には10万円を加算、要は、インセンティブとして10万円を加算することで、市外の方の取り込みについても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員

市の考え方について、よく理解ができました。

では、次の質問に入ります。

こちらは、光市の当初予算案の概要の26ページ。で、予算書であれば190ページ。

高校通学時タクシー運賃助成実証実験事業についてお聞きをします。

今回、令和6年度77万円を計上されていますが、こちらも予算の算出の根拠をお示しください。

○坪根公共交通政策課長

本事業でございますが、路線バスの減少に伴いまして、高校通学時間帯にバスに乗車できない市内在住の高校生の移動を支援しようとするものでございます。要件といたしましては、国道188号沿道のバス路線定期券を有する、かつ市内在住の高校生ということを現時点で想定をしております。実施期間につきましては、6月、7月、夏休みの8月を除いて、9月の計3か月間実施を考えておりまして、これらの実施に要する経費と

して、予算書の190ページにお示しした経費を計上させていただいております。

まず、190ページの上から2行目の消耗品の9万円のうち5万円、これが助成券印刷の台紙等の経費でございます。その3行下、高校通学时タクシー運転助成委託料72万円、これを合わせて合計で77万円の事業費となります。なお、この委託料72万円の積算につきましては、1人当たり600円の助成券を60枚掛ける20人分で72万円としております。

以上でございます。

○小林委員

今の説明において、予算の算出の根拠というところを詳しく理解することができました。

では、申請から、例えば実際にそういう事由が発生をして、申請から給付までの一連のフロー、こういう部分について、少しお示しをください。

○坪根公共交通政策課長

まず、利用希望者から5月頃に申請を頂きまして、審査決定の後、助成券を郵送いたします。その後6月から利用開始というイメージでございます。申請手続の開始時期等は、今後、タクシー事業者の意見等も聞きながら調整してまいりたいと考えており、必要な方が円滑に御申請いただけるようにしていきたいと考えております。実際に利用を始めてからについては、タクシー助成券を御利用された際には、600円割り引かれた運賃がお客様にお支払いいただく形になります。

以上でございます。

○小林委員

よく状況が理解できました。

これも先ほどのタクシー運転手のところと少し似ている部分があるのですが、これも運賃助成の趣旨というところをかんがみとみますと、やはりこれ市外の高校生にもタクシーが乗車したケースで給付されるべきというふうに考えましたが、ここについても少し繰り返しになりますけれども、市内の高校生に限定された理由をお示しください。

○坪根公共交通政策課長

少し繰り返しになる部分もございますけれども、国や県の事業であれば、光市民でない人に支援をするということも考えるわけでございますが、本事業は、市の単独事業として、個人負担を軽減するという趣旨で実施するものでありますので、やはり対象者は、市民に限定する必要があるものというふうに認識をしております。

ただ、本制度の市外高校生へのメリットについては、路線バスの利用希望者がタクシーに分散をすることで、路線バスの混雑が少しでも緩和されれば、間接的ではありますが、市外の高校生、あるいは通勤される方にもメリットの享受があるのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○坪根公共交通政策課長

いわゆる市外の高校生に対しても、しっかりとしたインセンティブがあるというところ、いわゆる通勤の方に対しても、その辺について、よく理解はできました。

私からは、以上でございます。

○森戸委員

187ページの公共交通費のところ、予算額全体のところで少しお尋ねをしてみたいと思うんですが。今回、昨年から含めて、これだけ手を打たれたということに関しましては、私としてははすごく評価をしております。しかしながら、今後の公共交通の持続性を考えたときには、少し心配になる点があります。また撤退するんじゃないかとか、公共交通にかける予算が膨れ上がってくる、そういう点を危惧しているところなのですが、今回、この予算書で見ると、本年度で1億5,898万円の予算がつけられております。で、昨年と比較すると、4,752万円が増加をしているという部分でありますので、今後のこの予算の見込みといたしますか、今後の動向といたしますか、その辺をお示し頂けたらと思います。で、これ以前の部分ですよね。過去からの部分を含めた動きも併せて、比較しながらこう見ると分かりやすいので、それも含めてお願いできたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

あくまで、現時点での想定ということで、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、複数の要素があるのであろうというふうに考えております。

まず、1つ目が、民間バス路線の運行効率化による負担減が想定されるものと考えております。これは何かといいますと、今回国道188号の沿道のバス路線は、今までは中国JRバスと防長バスが並んで走っていたりというようなこともあったわけですが、4月以降はこうした状況が改善されますので、バス1便当たり、防長バスでございますが、1便当たりの乗車人数というのは、増えるはずで、つまり、運行が効率化されるということが考えられるわけでございます。防長交通にも確認したところ、既存のバス路線、徳山駅前から柳井駅線の収支、これは改善することが見込まれるという回答を得ております。この補助金につきましては、予算書190ページの下段に、下から7行目に地域間幹線系統確保維持費補助金920万7,000円が計上されておりますが、これにつきましては、今後減っていく見込みであるということが、見込まれているところでございます。

次に、2点目として、財源の確保でございます。

1ページお戻りいただいて、先ほど187ページ、9目公共交通費の総事業費が、前年度比で4,752万3,000円、増えているというような御案内もありましたけど、国庫補助金、先ほど予算の説明でご説明させていただきましたが、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や合併特例債、こうしたものを活用することによりまして、一般財源につきましては、前年度比で約2,500万円程度減少しております。公共交通の確保維持には、多くの事業費が必要となります。年々事業費的には膨らんできておりますが、

一般財源の投入額が圧縮できるように、国や県等の支援制度、こうしたものの有効活用を引き続き図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

この以前のと比較してくると、ここの予算額の部分が分かりますか。もちろん、一般財源、補助があるので、その辺も勘案しなければなりませんけれども、税金ということだけで考えていくと、国の部分も含めて過去から見てくると、どういう傾向にありますか。

○坪根公共交通政策課長

過去の予算との比較は、今数字を持ち合わせておりません。

○森戸委員

すみません。当然ですが、増えてきているとは思いますが、予算的な部分で心配の部分があるということは、今後も増えていく可能性もありますし、また、AIデマンド交通とか、その辺もどういうふうになってくるかという点もあろうかと思っておりますので、しっかりと補助金を活用できるものは、すでに活用して、効率化も図られているとは思いますが、その辺の非常にお金もかかっているんですよということも含めて、市民の皆様にも御理解を頂けなければならないなという思いで、その質問をさせていただきました。

それと、公共交通を維持していくということと、プラス、都市政策部でありますので、やっぱり、光市は、7つの拠点に多角連携型という形でやっていく流れでありますので、その拠点の利便性を高めていくことも併せて必要だと思っておりますので、公共交通をきちっと維持しながらも、拠点である程度の利便性を持って生活できる、ここの2つの両輪といいますか、そこで併せ持ってやっていく必要があると思っておりますので、立地的成果の部分も含めて、早く居住誘導とか、店舗もなくなっている現状でありますので、そういう部分の誘致であるとか、基本的にはそこの拠点である程度生活できれば、この公共交通の部分も低減することができると思っておりますので、地域でのそういったバリアフリー化も含めて、都市政策部になったわけですから、立地適性、公共交通を含めた一体的な整備というんですか、その辺をしっかりとお願いできたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○大田委員

190ページの先ほど、同僚議員が路線バスのタクシーの運転手就労促進臨時給付金のことも話されたんですが、運転手がないからタクシーが運行できないということだろうと思うんです。そうなりますと、その上の高校通学タクシー運賃助成委託料と192ページの高齢者バス・タクシー運賃委託料、大変ありがたいことなんですが、乗ろうと

思われたその人に対して、タクシーがないんじゃないかという疑念の念を持たざるを得ないんですが、そのところはどういうふうに考えておられるか。

○坪根公共交通政策課長

タクシーがつかまらない、予約できないというような声は、私どもの窓口にも寄せられております。市民の御希望に沿ってもらえるように、タクシー事業者との意見交換を行っているところでございます。タクシーの台数は、事業者にも確認したところ、7時から15時ぐらいまでの間には一定の台数が、確かに集中すれば御予約にかなわないこともあるけれども、この辺りの時間帯は、ある程度台数があるというふうには聞いております。ただ、夜になると台数が極端に少なくなるというようなことを聞いております。参考までに台数を申し上げますと、周南近鉄タクシーさんであれば、7時から17時の間では、大体平均15台ぐらいは常に稼働しているということでございました。西部光タクシーさんでは、同じ時間帯で12台、大和岩田タクシーでは、合わせて3台程度動いているということで、おおむねある程度はニーズには応えられておられます。しかしながら、夜の時間帯になりますと、周南近鉄タクシーさんも西部さんも、それぞれ5台程度しか確保できていないということでございました。大和岩田タクシーさんは2台というふうにお伺いしております。また、高校生のタクシー助成で今回対象にしております朝方については、車両は確保できていると見込んでおりますので、改めて意見交換をして、本事業に御協力いただけるように働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

7時から17時の間は、旧光市内では15台が運行しよるというふうにお聞きしたんですが、当然、高校通学時のときには、ぱっと集中すると思うんですが、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか。

○坪根公共交通政策課長

15台と12台で合わせて27台かと思えます。

確かに、光駅前に停車している台数というのはある程度限りがあるんですが、事務所に待機していたり、走っている車両もでございます。雨の日は、高校生のみならず、一般の御利用者の方も当然利用が集中いたしますので、こういった我々の制度の趣旨を事業者さんをお願いをして、雨の日にある程度台数を確保してもらえるように、しっかりと協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、27台が、平日の昼間は動きよるんですが、タクシーの運転手の就労促進臨時給付金か。これは、タクシーはおっても運転手がないからというんで、これを、給付金を出されようとされているんで、27台分の運転手さんちゅうのはもう確保ができています。

それ以上募集するために、これだけのお金を出そうとされているんですか。

○坪根公共交通政策課長

今、旧光市では、大体平日で27台程度ということなのですが、これだけこの台数があってもなお、地域の方からは予約してもタクシーが来ないとか、つかまらないというお声も頂いております。地域の方以外にも、通勤や遠方から出張で来られる方からも、そうした声が届いておりますので、需要に対して運転手が足りていないというのが現状だろうと思います。タクシー事業者からも足りていない、離職が進んでいるという声は聞いておりますので、このたび、給付金制度をご提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに一生涯命やっておられるちゅうのは分かります。だから、せっかくこの補助制度を出されているんで、タクシーが呼んでも来ないということのないようお願いしたいと思います。

また、このタクシーの臨時給付金は、年齢制限があるんですか。

○坪根公共交通政策課長

条件の設定については、運転手の定着が一番望まれる年齢といたしますか、条件、それは、タクシー事業者としっかり今後整備をしていきたいと考えております。基本的には3年以上就労が見込まれる方に対して給付をしたいというふうに考えておりますので、年齢制限、いわゆるどのような条件を付すかというのは、今からタクシー事業者としっかり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。3年で。私が一番思うたのは、年齢制限とかいうような感じで、71歳ぐらいで募集、そしたら採用されて30万円もろうたら、そしたら年齢制限があれじゃから、はあ71歳半年で辞めるとかいう感じがあるんじゃないかちゅう疑惑を持ったから、ちょっとお聞きしたんですが、最低3年勤めるということでお聞きしましたので、よろしくお願ひします。

終わります。

○森戸委員

192ページの高齢者バス・タクシー運賃助成事業について、1点、要望がてら聞いてみます。

例えば、周防エリアの方がこれを利用される場合、例えばタクシー会社でいうと浅江地区にタクシー会社があったりする場合、なかなか呼ぶのが難しいといたしますか。浅江

地域から呼んだとしても、例えば公民館に行くとなると、それを周防まで来てなかなか営業的にも難しいんじゃないかと思うんですが、実態とすると、熊毛エリアの地域のタクシー会社を使いたいというのが、すぐ来てくれますからね。あと、認可区域の部分もあると思いますので、そういうことを地域の方はお困りであるという声を聞きますので、その辺のところは、このバス・タクシーの運賃助成の部分に関して、何かいい方法がありませんかね。

○坪根公共交通政策課長

助成を利用するための前提となるタクシーの数が足りないとお尋ねでございますが、まずは、今回臨時給付金制度を設けておりますので、少しでも運転手といいますか、実働できるタクシーの台数を増やしていくという取組を行ってまいりたいと考えております。

それと、どうしても市外のタクシーを呼んで、市内で乗って市内で降りるというようなやり方は、タクシーの運行のルール上はエリア外ということなんで、利用が難しいと聞いております。しかしながら、タクシーを呼んでも来てくれないということであれば、このタクシー助成制度そのものの根幹に影響する部分でありますので、それについては、先般のタクシー事業者にも直接担当のほうから、こういう利用者の声にしっかり応えてほしいということは、お願いをしたところでございます。タクシー事業者は、高齢者のドア・ツー・ドアのサービスはやっぱりタクシーだという使命感を持っておられます。引き続き、効果的な配車、あるいはその運行のニーズに合わせた時間帯の配置といいますか、そのようなものは、改めて機会を捉えて意見交換、協議、お願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

なかなか周辺部の課題というのは、経済圏も周防のほうだと熊毛とか、そちらの方向にどうしても買物に行ったりするようなものにもなってしまうので、ぜひ制度としてうまくいくようお願いできたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第7号 令和6年度光市下水道事業会計予算

説 明：邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

参考資料の3ページ、4ページか、島田5丁目のつなぎ込みとといいますか、布設工事なんです、ここの地域の今、対象件数と、それから合併浄化槽を利用されている、いわゆる水洗化になっている件数について、ちょっと御説明をお願いできますか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

対象戸数は、空き家等を含めると現状で60戸強であります。その分けまでは承知しておりますが、浄化槽処理されております。

以上です。

○河村委員

全戸が一応水洗化はなっているというふうに、今御答弁いただきました。で、難しいという表現はあれですが、全部が水洗化になっている状況の中で、ここに公共下水道を引くことの意味。で、費用。要は、個人の人が現行合併浄化槽のかかっている費用と、今後新しく下水道を引いたときにどのような形になるのかという。費用について、ちょっと説明してください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

この費用についてですが、職員が現地に参りまして、当該エリアの過半数の御家庭にこの下水道接続の意向を伺ったところなんです、やはり、半数以上は、接続の御意思がございます。その中でも、下水道使用料と浄化槽の維持管理費を比較した上で少し考えないと、今、子供に手がかかる、年金で生活しているなど、それぞれ個々の御家庭の事情がございます。その辺こちら承知しているところではございますが、この下水道整備がなされて、よりよい水環境を含めたところの一定の御理解は頂いていると感じております。

以上です。

○河村委員

費用対効果の問題がありますので、例えば、各世帯に対して説明会をして、つなぎ込みについての一応同意を頂くというようなことが望ましいのではないかと。下水道は引いたけど、いやいや、ちょっと当分誰も引かんかったというようなことのないように、対応策だけはしっかりしてほしいと思います。

以上です。

○大田委員

予算書の10ページの下段の無形固定資産減価償却費1億1,419万円、流域下水道施設利用権とかいうふうに書いてあるんですが、説明が無形固定資産とかいうふうに書いてあるんですが、ちょっと説明してください。

○邊見下水道課長

下水道事業においては、各家庭の公共ますから最終処分場までの下水道施設に係る建設コストについては、一般的に有形固定資産として計上して、減価償却を通じて収支計算に反映させております。しかしながら、本市の場合は、市単独の有形固定資産としての最終処分場を持たず、市内7か所の接続点から周南流域下水道の污水管に接続をし、山口県の周南浄化センターを污水の最終処分場として利用をしています。こうしたことから、流域下水道管渠や最終処分場など、県有施設の建設コストのうち、光市が一部を負担した建設負担金については、流域下水道施設利用権という名称の無形固定資産として把握し、翌年度から減価償却を行うことにより、施設の対応年数にわたる収支計算に適切に反映する仕組みとしていることから、こういうような計上を行っております。

以上でございます。

○大田委員

よう今聞いちゃったんですが、あまり、喉入りが随分悪いんですが、もっと簡単にちょっと説明ができませんか。

○邊見下水道課長

建設コストについても、公営企業会計ではコストとして把握してまいりますが、これにつきましては、単年度の費用とせず、減価償却を行うことが一般的となっております。これについて、光市が所有していない有形固定資産相当のものについては、無形固定資産として把握をして、有形固定資産の例えばポンプ場とか、污水管渠の減価償却と同様に、県の建設コストを負担した分についても、費用として負担を把握するというような仕組みでございます。

○大田委員

光市が所有していないから、それに対するいろんな建物やら、そこの中に対するのも無形になっておると。だから無形固定、減価償却を持っていったという。まあ、ちょっと。まあ。

それと同じように、15ページの資本的支出の中でも、この流域下水道建設負担金6,900万円をうたってあるんですが、これも無形固定資産のほうに入るわけですかね。

○邊見下水道課長

お尋ねの15ページの流域下水道建設負担金でございますが、これにつきましては、決算を通じまして無形固定資産に計上することになります。こちらの中身といたしましては、流域下水道浄化センターの、今、下水道長寿命化事業として、汚泥脱水機の改築工事等を行っております。そうしたものの費用が、ここに計上されております。こうしたものを一旦無形固定資産として計上し、翌年度以降に減価償却することによって、本市の下水道事業会計の収支計算に反映させるようにする仕組みとしております。

以上でございます。

○大田委員

来年度に減価償却率、また上げられるというような……。ちょっと、もうすこし私も勉強させてもらいますから、またよろしくお願いします。

それから、資本的収支が4億6,288万円と赤字になって、過年度負担金が4億1,700万円と、それで、当年度分が2,900万円というふうに補填するというようになっているんですが、普通は過年度分で、当年度分は補填しなくても済むように、計算にいつもなるんですが、それだけ下水道会計は切迫をしておるといふふうに感じてよろしいんですかね。

○邊見下水道課長

2ページの資本的収支調整額のところを言われているんだと思いますが、この調整する方法としまして、一般的には、こちらに書いておりますように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1番目に控除しまして、次に過年度分を控除して、当年度分を控除する順番としておりますことから、このような記載をしております。で、委員今御発言になりました過年度分でございますが、本年度ここに計上している金額につきましては、過年度分として下水道事業会計で繰り越した全額でございます。

以上でございます。

○大田委員

それじゃから、当年度分の分が2,900万円を上げなくちゃいけないということで、当年度分を上げないでいいように、もう少し、もう少し言うたら失礼に当たるかも分かりませんが、もっと収益を上げるように努力してほしいと思っております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」